

令和 7 年 12 月 2 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 7 年 11 月
第441回長野県議会(定例会)会議録(第2号)

令和7年12月2日(火曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	28 番	竹 内 正 美
2 番	小 林 陽 子	29 番	宮 下 克 彦
3 番	林 和 明	30 番	大 畑 俊 隆
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	34 番	荒 井 武 志
8 番	垣 内 将 邦	35 番	埋 繩 茂 人
9 番	早 川 大 地	36 番	中 両 角 友 成
10 番	佐 藤 千 枝	37 番	両 清 水 司
11 番	丸 山 寿 子	38 番	角 友 純 子
12 番	小 林 君 男	39 番	清 水 久 長
13 番	勝 野 智 行	40 番	池 久 茂
14 番	加 藤 康 治	41 番	酒 井 孝 人
15 番	小 林 あ や	42 番	堀 内 明 善
16 番	清 水 正 康	43 番	依 田 昭 昭
17 番	向 山 賢 悟	44 番	山 岸 一 郎
18 番	山 田 英 喜	45 番	小 林 東 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	47 番	毛 利 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
21 番	花 岡 賢 一	49 番	宮 澤 敏 文
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
27 番	小 山 仁 志	54 番	風 間 辰 一

55 番	佐々木 祥二	57 番	服 部 宏 昭
56 番	萩 原 清		

欠席議員（1名）

26 番	百瀬 智之
------	-------

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	觀光スポーツ部	北 島 隆 英
副 知 事	関 升一郎	国スポ・全障スポ 大 会 局 長	
副 知 事	新 田 恭 士	農 政 部 長	村 山 一 善
危機管理部長	渡 邊 隼 志	林 務 部 長	根 橋 幸 夫
企画振興部長	中 村 徹	建 設 部 長	栗 林 一 彦
企画振興部 交通政策局長	村 井 昌 久	建 設 部 リニア整備推進局長	室 賀 荘一郎
総務部長	須 藤 俊 一	会計管理者兼 会計局長	柳 沢 由 里
県民文化部長	直 江 崇		
県民文化部 こども若者局長	酒 井 和 幸	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
健康福祉部長	笹 渕 美 香	財 政 課 長	塚 本 混 己
環境部長	小 林 真 人	教 育 長	武 田 育 夫
産業政策監	田 中 達 也	教 育 次 長	松 本 順 子
産業労働部長	米 沢 一 馬	教 育 次 長	清 水 篤
産業労働部 営業局長	田 中 英 児	警察本部長	阿 部 文 彦
観光スポーツ部長	高 橋 寿 明	警 務 部 長	長 濑 悠
		監 查 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮 原 涉	議事課委員会係長	風 間 真 楠
議事課長	小 山 雅 史	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議事課企画幹 兼 課長補佐	山 本 千鶴子	総務課主査	東 方 啓 太
		総務課主任	木 下 裕 介

令和7年12月2日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

○議長（依田明善君）次に、百瀬智之議員から本日及び明日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗誦〕

令和7年12月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和7年11月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第45号 人事委員会委員の選任について

〔議案等の部 「1 議案 (1)知事提出議案」 参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）おはようございます。上田・小県地域選出の改革信州の林です。本定例会最初の一般質問の機会をいただきまして感謝を申し上げます。

私は、本県が直面する、まさに持続可能性を揺るがす二つの大きな危機について質問いたします。一つは、県民の命と健康を守る最後のとりでである地域医療の崩壊の危機、もう一つは、県内経済と社会基盤を支える深刻な人材不足です。この2点は、人口減少・少子高齢化が加速する長野県において待ったなしの課題であります。以下、通告に従い順次質問いたします。

まず大きな1点目、健康福祉部所管事項の公立・公的病院の課題について伺います。

現在、全国的に医療機関の経営が悪化しておりますが、とりわけ本県においても、公立・公的病院の経営状況は極めて深刻な事態に陥っていると認識しております。物価高騰による光熱費や資材費の上昇、コロナ禍以降の患者数の戻り鈍化、さらには賃上げへの対応など、病院経営を取り巻く環境は三重苦、四重苦とも言える状況です。

しかし、公的・公立病院は、不採算であっても、地域に必要な医療、すなわち緊急医療、周

産期医療、僻地医療といった政策医療を担う使命を持っています。赤字だからといって撤退することは許されません。そこで、県内の公立・公的病院における深刻な財政赤字の現状について、県はどのように詳細を把握し、その危機感を共有しているのか。認識を伺います。

次に、支援策についてです。

不採算の政策医療を提供し続ける以上、診療報酬という全国一律の公定価格のみに依存した経営には限界があります。国の交付税措置等はありますが、それだけでは賄い切れない構造的な赤字が存在します。地域医療を守るためにには、外部環境の変化に左右されにくい安定した経営基盤が必要です。県として、国の対策を待つだけでなく、県独自の財政支援策をより踏み込んで講じていく必要があると思いますが、見解を伺います。

続いて、将来を見据えた医療提供体制の在り方について伺います。

いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据え、国は地域医療構想の策定を進めています。人口減少に伴い、医療需要が変化する中、現状のままの体制を維持することは困難です。特に、従来の2次医療圏といった構想区域の枠組み自体が、生活圏の実態や患者の流出入、医師の偏在状況と合わなくなってきた地域があります。

2040年頃を見据えた新たな地域医療構想では、持続可能な医療提供体制の構築に向けて、構想区域の見直しが避けられない課題であると認識していますが、県の見解を伺います。

また、ハード面だけではなく、機能面での再編も急務です。全ての病院がフルセットの機能を持つ時代は終わりました。急性期、回復期、慢性期といった機能分化を明確にし、限られた医療資源を集約・重点化しなければ、共倒れになりかねません。

しかし、病院の再編統合は、地域住民の不安を招きやすく、非常にデリケートな問題です。地域の医療需要を慎重に考慮した上で、病院の再編統合や連携強化を促すため、病院の機能分化を今後どのように進めていくか、県の考えを伺います。

次に、中山間地域等の医療確保についてです。

再編統合の議論が進む中で、地域住民が最も恐れているのは、近くの病院がなくなり、医療空白地帯になることです。僻地等において、医療機関の撤退や縮小は死活問題です。こうした地域では、医師が巡回して診療を行う体制やデジタル技術を活用した遠隔診療が命綱となります。

僻地等において医療空白を生まないための具体的な対策として、巡回診療の充実、遠隔診療の導入推進をどのように進めているのか。また、それらを支える僻地医療拠点病院への支援状況、併せて緊急搬送の要であるドクターヘリの活用について県の見解を伺います。

次に、医療を支える人、医師確保対策について伺います。

地域の医師不足は、依然として解消されていません。特に、地方の公的病院では、大学医局

からの派遣医師に頼らざるを得ないのが実情ですが、大学側も医師不足であり、引揚げの話も耳にします。

大学病院からの医師の派遣は、現時点では地域偏在の解消に十分つながっていると評価をしているのでしょうか。また、特に医師が不足している地域や特定の病院に対し、県として派遣要請の取組をさらに強化するべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、県は、これまで、地域枠医学生への修学資金貸与など長期的な医師育成に取り組んでこられました。しかし、重要なのは義務年限が終わった後です。義務が明けた途端に都市部へ流出してしまっては、地域の医療基盤は定着しません。地域枠や奨学金制度を利用した卒業生について、義務年限終了後も県内にとどまっていたため、定着率を向上させるためのキャリア形成支援や環境整備などどのような取組を行っているか、伺います。

そして、医師・看護師の働き方改革も待ったなしです。今年4月から医師の時間外労働規制が適用されました。過重労働が常態化している現場では、労働環境の改善なくして人材の確保はあり得ません。しかし、現場からは、人がいないのに休みなど取れないという悲鳴も聞こえます。医師や看護師の働き方改革を推進することは、法令遵守のみならず、医師確保の観点からも重要です。夜間・休日の負担軽減や医師の業務を他職種へ移管するタスクシフト・シェアなど、県内病院における取組状況と県の支援について伺います。

最後に、女性医師や子育て世帯への支援です。

医学部入学者に占める女性の割合が増加する中、出産・育児とキャリアの両立は喫緊の課題です。院内保育所の未整備や短時間勤務制度の不備が原因で優秀な医師が離職してしまうのは県民にとっても大きな損失です。女性医師や子育ての医療従事者が働き続けられるよう、院内保育の拡充や短時間正規雇用制度などを積極的に導入すべきと考えますが、県の取組状況を伺い、これまでの質問を 笹渕健康福祉部長に一括して伺います。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（ 笹渕美香君） 私には9点お尋ねがございました。

初めに、公立・公的病院の財政赤字の状況と県の認識についてでございます。

令和6年度の公立・公的病院の決算状況を見ると、約7割の病院で赤字を計上しており、前年度と比較しても悪化している状況でございます。赤字の主要な要因としては、物価の上昇や人件費の高騰など社会経済情勢の変化が考えられ、診療報酬という公定価格により運営される病院を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあると認識しております。

次に、不採算な政策医療を提供する公立・公的病院に対する財政支援策についてでございます。

公立・公的病院は、救急医療や周産期医療など県民の生命に直結する医療を担い、地域の医

療提供体制を維持する上で大変重要な役割を果たしているものと認識しております。

一方で、近年の物価や人件費の高騰により、厳しい経営環境に置かれる中、こうした採算性の低い政策医療を担う病院を支えていくことは県として重要であると考えております。このため、来年度当初予算に向けて、救急や周産期医療など、不採算でありながら県民生活に不可欠な医療を提供する病院に対し、国の動向を踏まえつつ、県として必要な支援策の検討を進めてまいります。

三つ目に、新たな地域医療構想の構想区域の見直しについてでございます。

新たな地域医療構想の策定に当たっては、人口減少が進む中においても、地域ごとに異なる医療需要や医療資源を踏まえ、持続可能な医療提供体制を確保することが重要であり、こうした課題に的確に対応するため、構想区域の見直しを検討していく必要があるものと考えております。

そのため、本県では、令和8年度の新たな地域医療構想の本格策定に先立ち、十分かつ慎重な議論を行うため、本年度より有識者との懇談会を開催しているところでございます。本懇談会では、構想区域の見直しを検討するに当たり、2040年を見据えた人口規模や患者の受療動向、交通事情など様々な条件を踏まえ、どのような視点から検討を進めるべきかについて意見交換を行っております。来年度には、本懇談会で出された意見や国の次期構想策定ガイドラインの内容も踏まえ、構想区域の見直しも含めた新たな地域医療構想の検討を進めてまいりたいと考えております。

四つ目に、病院の機能分化を今後どのように進めていくかについてでございます。

県では、人口減少や高齢化により、地域の医療ニーズが急速に変化する中、限られた医療資源を最大限有効に活用し将来にわたり地域医療を確保するためのビジョンとして、医療提供体制のグランドデザインを昨年3月に策定したところでございます。このグランドデザインでは、広域型病院と地域型病院の機能を提示し、それぞれの病院がどういう立ち位置にあるのかを確認することにより医療機関の役割分担と連携を進めることを目指しております。

県としては、自院の立ち位置の見直しやグランドデザインの具体化に向けた議論が一層進むよう、診療報酬データに基づく受療動向の分析結果等を活用し、地域医療構想調整会議等の場で積極的に議論を主導するとともに、医療機関の主体的な取組を、財政的、技術的な面から支援してまいります。具体的には、医療コンサルタントを活用した機能変更の検討や機能変更の際の施設・設備整備、医療機関間の連携推進や地域住民に対する自院の果たす役割発信といった検討、機能変更、連携、発信の四つの局面での支援により、地域における医療機関の役割分担と連携が円滑に進むようしっかりと取り組んでまいります。

五つ目に、僻地医療対策についてでございます。

医療資源が限られる僻地においても継続して医療サービスを受けられる体制を構築するため、県では、僻地診療所及びこれらの診療所を支援するへき地医療拠点病院を指定し、その活動を支援しております。

特に、へき地医療拠点病院に対しては、医師派遣や無医地区等への巡回診療等に要する運営経費の補助に加え、施設整備等への支援も行っております。また、対面診療を補完できるオンライン診療は、僻地における医療アクセスの観点から有効な手段と考えており、先行事例の紹介や設備整備への助成を通じ引き続き導入を積極的に支援してまいります。

次に、ドクターヘリについてでございます。

ドクターヘリは、現在、佐久医療センターと信州大学医学部附属病院の2機体制で運航しております。道路状況等に左右されず、迅速に駆けつけ、医師による初期治療を開始できるドクターヘリは、県土が広く僻地も多い本県では極めて重要な役割を担っており、特に高度医療を担う病院まで距離がある地域で有効に活用されております。

運航に当たっては、県、基地病院及び運航会社等で構成する運航調整委員会を設置し、要請基準の策定や事後検証を行うなど、安全かつ適正な運航管理に努めています。今後も、本委員会において搬送事例の検証や課題検討を行い、僻地を含めてドクターヘリがより効果的に運用できるよう、継続的な改善に努めてまいります。

六つ目に、大学病院等からの医師派遣についてでございます。

県内の医師派遣については、大学病院やその他中核的病院から各地域の医療機関に行われているほか、県においても、修学資金貸与医師や自治医科大学卒業医師を僻地や医師が不足している医療機関に派遣しております。中でも、本県唯一の医師養成機関である信州大学は、県内の医師少数区域をはじめ全域に派遣を行っており、本県の医師の偏在の是正に大きく寄与しているものと認識しております。

一方で、県内の医療機関からは、大学や県に対して医師派遣の要望が数多く寄せられておりますが、大学病院では、昨今の厳しい経営状況などから、派遣する医師の確保が難しくなっていることが課題となっております。このため、現在行っている医師少数区域での医師確保の取組を継続しつつ、大学病院等が地域に必要な医師を派遣できるよう今後支援策を検討するとともに、国に対して医師確保に係る制度的な政策誘導や医師偏在対策の効果的な実行について引き続き要望してまいります。

七つ目に、地域枠等卒業生の義務年限後の定着についてでございます。

医学生修学資金貸与医師の県内定着率は、令和7年度当初で84.5%となっております。県内定着の促進に向けて、在学中及び義務年限中では、信州医師確保総合支援センターによる定期的な個別面談やセミナーの開催等を通じ、県内の医療関係者とのつながりづくりを支援してお

ります。

また、義務年限終了後には、産科における分娩手当の支援、院内保育所の運営補助、さらにはタスクシフトの推進など、勤務環境改善に向けた取組も進めております。今後も、県内定着がさらに進むよう、医師のキャリア形成やライフプランを踏まえ、こうした施策を着実に推進してまいります。

八つ目に、働き方改革の取組状況についてでございます。

地域の医療を支えている医療従事者が安心して勤務が続けられるために働く環境を整備することは、医療人材の確保や地域医療提供体制を維持する観点からも大変重要であると認識しております。

令和6年度から始まった医師の時間外労働規制に対応するために、県では、地域の医療提供体制を確保するため、長時間労働を余儀なくされている医療機関として七つの病院を特定労務管理対象機関に指定いたしました。これらの病院では、医師労働時間短縮計画を策定し、時間外労働の特例適用の解消に向けてタスクシフトや業務の見直し等に取り組んでおります。

このほかの病院につきましては、100の病院が労働基準監督署から宿日直の許可を得る等の取組を進めているほか、県が行った看護職の調査において回答のあった70病院のうち、65病院がA I・I C T技術の活用や勤務環境の整備等に取り組んでいるところでございます。

県としては、このような取組を行う医療機関に対し、労働局等と連携しながら働く環境の整備に関する相談や支援を引き続き行ってまいります。

最後に、院内保育の拡充等の取組状況についてでございます。

女性医師や子育て中の医療従事者が働き続けやすい環境を整えることは、医療従事者を確保する上でも大変重要であると認識しております。このため、県では、院内保育所の運営や女性医師復職のための研修の実施、タスクシフト・シェアに資する研修の実施、職場環境の整備や職員の待遇改善等に取り組む医療機関に対して財政的な支援を行っております。

今後も、さらなる働きやすい環境整備に向けてこれらの取組を着実に進めるとともに、近年の女性医師の増加や働き方改革の推進を踏まえ、雇用形態を含めた施策の充実を検討してまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君） それぞれ答弁をいただきました。次の質間に移ります。大きな2点目の人材不足対策について伺っていきます。

人口減少が進む本県において、あらゆる産業で人手不足がボトルネックとなり、事業継続すら危ぶまれるケースが散見されます。もはや国内の人材だけでは現状のニーズに見合った労働

力を貢うことは困難であり、外国人材の活躍、そして、女性や障がい者、シニアなど多様な人材が活躍できる環境整備が不可欠です。

まずは県民文化部へ外国人県民との共生について伺います。

地域社会で暮らす外国人は、単なる労働力ではなく、共に地域をつくる生活者、すなわち隣人です。しかし、言葉の壁や生活習慣の違いから、孤立したり、トラブルになったりするケースも少なくありません。

外国人労働者を含む外国人県民が地域社会の一員として安心して生活できるよう、日本語教育や生活習慣等を学ぶ機会を、市町村やボランティア団体と密接に連携して、質、量ともに拡充するべきと考えますが、見解を伺います。

また、外国人が直面する問題は、在留資格、医療、教育、子育てなど多岐にわたります。縦割りの窓口では、たらい回しにされかねません。外国人県民が抱える様々な問題にワンストップで対応するため、県、市町村、そして関係機関の多言語相談窓口の連携を一層強化するべきと考えますが、いかがでしょうか。それぞれ直江県民文化部長に伺います。

ここからは、産業労働部へ労働施策の観点から伺います。

外国人人材に選ばれる長野県であるためには、働きやすさの整備が欠かせません。職場でのトラブルや雇用関係の不明瞭さは、外国人人材の定着を阻害します。外国人労働者が安心して働くよう、労働問題に特化した専門的な多言語対応の窓口の設置はいかがでしょうか。また、現状における外国人労働者からの相談状況や警告について伺います。

また、受け入れる企業側の体制整備も重要です。中小企業の中には、受け入れたい気持ちはあっても、ノウハウがない、あるいは文化的な摩擦への対処法が分からぬという声があります。外国人労働者が定着して能力を発揮して活躍するためには、企業における適正な受入れ環境の整備が必要不可欠です。県として、セミナーの開催やアドバイザー派遣など、どのような具体的な取組を行っているか、伺います。

次に、国内の潜在的な労働力の活用についてです。

子育て中の女性や家族の介護を担っている方々の中には、フルタイムは無理だが柔軟な働き方ができるなら働きたいという意欲を持つ方が大勢いらっしゃいます。こうした方々の力を生かすには、短時間正社員制度やフレックスタイム制、テレワークなど柔軟な勤務形態の普及が鍵となります。

子育て中の女性や介護を担う方々が再就職やキャリアアップしやすい環境を整えることは重要です。短時間正社員制度や柔軟な勤務形態を導入しようとしている県内企業に対して県としてどのように支援していくのか、伺います。

次に、障がい者の雇用についてです。

障がいのある方が地域で独立して生活するためには、就労の場が必要です。本年から法定雇用率が引き上げられましたが、中小企業にとってはハードルが高い側面もあります。しかし、業務の切り出しや環境調整を行えば、貴重な戦力となります。県内民間企業における障害者法定雇用率達成に向けた取組の状況はいかがでしょうか。また、マッチング支援や定着支援など障がい者の就業促進に向けた県の取組状況について伺います。

最後に、技能継承についてです。

本県のものづくり産業を支えてきた熟練技術者の高齢化が進み、引退の時期を迎えてます。彼らが持つたくみの技や暗黙知は、一度失われれば取り返しがつきません。デジタル技術の活用を含め、次世代への継承が急務です。熟練技能者の技能や知識を円滑に継承し、本県の産業競争力を維持発展させるための県の取組について、以上を米沢産業労働部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には2点御質問を頂戴しております。

まず、外国人県民が日本語や習慣等を学ぶ機会の拡充についてのお尋ねでございます。

県では、これまで、外国人県民が日本語や生活習慣を学び、地域住民との交流ができる人材連携型の日本語教室を市町村と連携して実施し、市町村やボランティア団体が開設いたします地域日本語教室への経費補助、また、既存教室への助言や人材発掘を担う地域日本語教育コーディネーターの配置などの取組を進めてまいりました。加えて、今年度から、新たに、県内どこに住んでいても参加でき、県民との交流を通じて日本語や日本文化、生活習慣を学べるオンライン日本語教室を実施し、日本語や習慣を学ぶ機会の拡充を図ってきたところでございます。また、今年度設置した長野県外国人政策検討懇談会においても、外国人県民が日本語や文化、生活習慣を学べる場の整備が今後ますます重要となるといった御意見をいただいております。

地域において日本語や生活習慣等を学ぶことができる機会や場の提供は、外国人県民の生活支援はもとより、全ての県民にとって暮らしやすい地域社会づくりにも寄与するものと考えておりますので、これらの一層の充実に努めてまいります。

続きまして、多言語相談窓口の連携強化についてのお尋ねでございます。

外国人県民が生活する上で困り事を抱えた場合、言語や在留資格などの違いから、そもそもどこに相談すればよいのか分からぬという課題があると認識しております。そのため、ワンストップで多言語による相談が可能な窓口を設置することは、外国人県民が安心して暮らせる環境を整える上で重要であると考えております。

現在、県内には、多言語で一元的に相談を受け付ける主な窓口として、県が設置いたします長野県多文化共生相談センターのほか、22の市町村において外国人住民のための相談窓口が設けられております。また、このような一元的な相談窓口のほか、社会福祉協議会やハローワー

クなどの関係機関においても外国人県民からの相談を広く受け付けております。

県では、こうした外国人県民からの相談を扱う窓口や関係機関を対象といたしまして、職員の資質向上、対応力強化を目的とした外国人相談対応研修会を今年度3回開催いたしましたほか、情報共有や連携強化を目的とした多文化共生推進連絡会議を今後開催する予定としております。

こうした研修会や連絡会議で寄せられました意見や要望に加え、今年度実施いたします外国人を含む県民を対象としたアンケート調査の結果も踏まえ、実施内容を工夫することなどによりまして、外国人県民が安心して相談できる体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には5問質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、外国人労働者の労働相談専門の多言語対応窓口の設置と相談状況についての御質問です。

外国人労働者が安心して働く環境の整備は、地域の活力維持と共生社会の実現に不可欠であり、その中でも、言語の壁を越えて相談できる体制の充実は重要な課題と認識しております。このため、県内4か所の労政事務所では、昨年度から、先ほど県民文化部長から答弁がございました長野県多文化共生相談センターとの連携により、多言語での相談を受け入れる環境を整え、言語問題で外国人の皆様が相談をちゅうちょしたり、相談内容を的確に伝えられないなどの課題を解決した上で、労働問題の専門相談窓口としての対応を行う体制を構築いたしました。

次に、相談状況についてです。

労政事務所における令和6年度の外国人労働者に関する相談件数は13件でした。事業所内における処遇や労働災害、社宅の費用負担や社会保険料の納付等、様々な相談が寄せられましたが、多文化共生相談センターとの連携で、相談者の意向に寄り添った対応を行うことができました。今後も、県民文化部や関係機関と連携し、外国人労働者が安心して相談できる体制の充実に努めてまいります。

次に、外国人労働者の企業の適正な受入れ環境整備に係る県の取組についての御質問です。

県では、外国人労働者の適正な雇用管理推進のため、外国人材受入企業マッチング支援デスクを設置し、外国人労働者の雇用を希望する企業の相談に対応するとともに、外国人労働者を雇用する際に留意すべき労働関係法令をはじめ、日本とは異なる文化や習慣の理解、コミュニケーションの留意点などをテーマにしたセミナーなどを開催しております。

また、行政書士会への委託により設置した外国人材受入企業サポートセンターにおいては、

行政書士の専門的知見を生かし、在留資格に関する手続など外国人材を受け入れる企業の実情に応じて具体的なアドバイスを行ってきております。

信州未来共創戦略では、2050年に向けて、外国人を含め、国内外から信州に来る方々が積極的に受け入れられ、地域社会の一員として安心して暮らし、働く環境を目指すことを掲げています。この「ありたい姿」の実現に向け、県が設置する相談機関の周知に努めるとともに、引き続き労働局、市町村、関係団体と緊密に連携し、外国人労働者の適正な受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

次に、柔軟な勤務形態を導入しようとしている県内企業に対する支援についてです。

県では、職場環境改善アドバイザーが企業を訪問し、短時間正社員制度やテレワークなど、多様で柔軟な勤務形態の導入のサポートや、介護離職防止などに取り組む企業に対する助成金の周知などを行っております。

また、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証要件として、女性のキャリア形成に関する研修の実施や多様な働き方の導入などを位置づけ、認証に向けた事業者の取組を職場環境改善アドバイザーによる支援などで促しております。これらの取組を通じ、引き続き、誰もが働きやすく自らの能力を最大限発揮できる、生き生きと活躍できる職場環境づくりを支援してまいります。

次に、障がい者の法定雇用率達成の状況と就業促進に向けた取組についてです。

県内民間企業における令和6年6月の障がい者実雇用率は2.47%、雇用されている障がい者数は8,026人といずれも過去最高を記録しましたが、議員御指摘のとおり、同年4月に法定雇用率が2.3%から2.5%へ引き上げられたことにより、法定雇用率は僅かに達成していない状況です。

法定雇用率の達成に向けては、企業の理解促進と雇用に向けた取組の強化に加え、障がい者御本人の希望や適性に応じた就業機会の確保が重要であると認識しております。このため、県では、企業に対し、障がい者雇用に関する理解を深めるセミナーや受入れ体制構築のための出前講座を開催するとともに、県内4地域に配置したコーディネーターが、企業ごとの課題に応じた相談支援や業務の切り出しなど個別具体的なサポートを実施しております。

また、従業員100人以下の企業が新たに障がい者を雇用し、3か月継続した場合に50万円を助成する障がい者雇用はじめの一歩応援助成金を交付するなど、経済的な支援も行っているところです。加えて、専門サイト「ながの障がい者雇用ポータル」を通じて、国、県による各種支援制度等の情報発信を行い、企業の障がい者雇用に対する取組の後押しをしております。こうした取組の結果、県内の法定雇用率達成企業の割合は54.7%であり、全国平均の46%を大きく上回っている状況です。

一方、障がい者の就業促進については、地域就労支援センター「j o b サポ」において、障がい者本人の希望を尊重したマッチング支援や就職後の定着支援など伴走型の支援を行っているほか、工科短期大学校や技術専門校においては、IT分野をはじめ、製造・加工業や農業など幅広い分野の職業訓練を民間事業者等への委託により実施し、障がい者のスキル習得を支援しております。この結果、令和6年度は、j o b サポ登録者108名のうち38名の方が就業し、また、職業訓練修了者100名のうち48名の方が習得したスキルを生かして就業することができました。

最後に、熟練技能者の技能継承についてです。

熟練した技能者が持つ高度な技能や知識は、県内産業を支える貴重な財産であり、これを次世代へ円滑に継承していくことは、地域のものづくり力を維持発展させる上で極めて重要であると認識しております。このため、県では、卓越した技能を有し、その分野で県内第一人者とされる方を信州の名工として表彰し、優れた技能を広く顕彰しております。

また、優れた技能を有し後進育成に強い熱意を持つ方を信州ものづくりマイスターとして認定し、企業等からの依頼に応じて若年技能者への実技指導を行うほか、各種学校に出向いて児童生徒に対して専門分野で働く魅力を伝えるなど、将来の担い手育成にも取り組んでいただいているります。

さらに、県では、労働局とも連携し、企業に対して70歳までの就業機会の確保に向け働きかけを行っており、これにより、熟練技能者等が、優れた技能を、例えばデジタル等を活用してマニュアル化するなど、後進に伝承できる機会の創出にもつながるものと考えております。

今後も、こうした優れた技能と指導力を有する方々の顕彰や活動の場の創出を通じて、熟練技能者の長期的な活躍を支援するとともに、若年技能者への技能や知識の継承を一層推進してまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君） それぞれ答弁をいただきました。以上、地域医療の持続可能性と本県の活力を支える人材確保について質問いたしました。

医療においては、赤字や医師不足という厳しい現実を直視しつつ、県民の命を守るための攻めの支援と賢い再編が必要になります。また、人材対策においては、外国人を含めた多様な人々が、長野県で働きたい、住み続けたいと思える包摂的な社会づくりこそが最善の経済対策であると確信しております。それぞれの所管における課題に対し、現場の実情に即した前向きかつ具体的な施策を実行するようお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 次に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君） 大町市選出の奥村健仁でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

長野県における人口減少と高齢化の進行は、これまで地域社会を支えてきたコミュニティーの基盤を大きく揺るがしております。自治会や町内会、消防団、そして祭礼や伝統行事など、地域住民の協働を前提として成立してきた仕組みが、担い手不足と世代交代の難しさにより、維持が困難になる地域が増えております。かつては集落ごとに自然と形成されていた顔の見える関係が弱まり、地域の結束や相互扶助の力は確実に低下しつつあります。

全国的に自治会加入率が低下する中、長野県でも、都市部を中心に加入率は下がり、地方部では高齢化に伴う役員の固定化が深刻化しております。祭りや伝統行事の縮小・休止、消防団員の減少、防災訓練参加者減少など、地域力の低下は様々な形で顕在化しております。これは、地域活動の衰退にとどまらず、防災、福祉、教育など行政が単独では成し得ない分野にも大きな影響を与える問題であります。

今、地域コミュニティーの維持強化は、県政全体に直結する重要課題の一つと言える状況にあると思います。県は、これまで、元気づくり支援金やNPO団体の支援、国では集落支援員や地域おこし協力隊など多様な施策を講じてきました。しかし、人口減少・高齢化のスピードは、これらの取組を上回り、地域自身の努力だけでは現状を維持することが難しくなっています。

地域コミュニティーは、県民生活を支える不可欠な基盤として、生活インフラであるという視点が必要ではないかと考えます。例えば、防災において、自治会のネットワークが避難行動要支援者の確認・誘導に大きな役割を果たします。福祉では、地域の見守りが高齢者の孤立を防ぎますし、子育てでは、地域のつながりが親同士の支えとなり、虐待や孤立育児の予防にも寄与いたします。これらの機能は、行政サービスの外側にあるものではなく、行政が果たすべき施策の土台を支えるものであると思っております。

そこで、お伺いいたします。

地域コミュニティーは、行政だけでは代替できない暮らしのセーフティーネットとしての役割を担っております。この地域コミュニティーを、道路、医療、交通と同様に生活インフラと捉え、県として地域コミュニティーを地域の不可欠な基盤として支える体制を構築すべきと考えますが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

次に、多くの自治会長の皆様から、役員負担が大きく引受手がない。回覧、会計、名簿管理に膨大な時間がかかることをはじめ、役回りの偏り、事務負担の増大を訴えており、一方で、

若い世代は、仕事や子育てとの両立、ライフスタイルの多様化により参加しづらい状況にあります。こうした中、自治会の会計、名簿管理、回覧などの事務作業をデジタル化することは、担い手の負担を大幅に軽減できる有効な手段であります。また、移住者や転入者を含め、若者・子育て世代が参加しやすい仕組みづくりも不可欠と考えます。

県は、地域の担い手不足に対応するため、事務負担の軽減や若者・子育て世代の参加促進などを含め、今後どのような支援策を講じていくのか。今後の方針を中村企画振興部長にお伺いいたします。

次に、文化財指定の有無にかかわらず、地域にとって重要な行事は数多くあります。地域コミュニティの象徴である祭りや伝統行事は、地域の歴史をつなぎ、世代を超えた交流を生み出し、地域のアイデンティティーを形成する重要な文化資源であります。しかし、県内でも、神楽や獅子舞の継承者不足など、祭礼の縮小・休止が相次いでおります。

祭りは、地域の魅力の発信だけでなく、にぎわいの創出、高齢者の生きがい、子供の地域理解、移住者のコミュニティ参加促進にもつながります。祭りを地域福祉、教育、観光と横断的に生かす政策展開が地域活動のモチベーションにつながると考えます。県として、地域の祭りの継承に向けて、後継者育成、学校教育との連携、専門家派遣など、文化財の枠を超えた支援にどのように取り組むのか。所見を直江県民文化部長にお尋ねいたします。

次に、近年、豪雨災害、土砂災害、地震、雪害など長野県の災害リスクは間違いなく高まっています。先月の大分市佐賀関の大火、11年前の白馬村での神城断層地震などに見られるように、住民同士のつながりは、生命を守る最後のとりでであります。避難行動要支援者の名簿管理、避難誘導、安否確認、避難所運営など、地域力が機能しなければ、行政の計画は実行性を持ちません。しかし、自治会ごとの防災体制には地域差が大きく、また、高齢化が進む地域ほど人的負担が重くなっています。

そこで、お伺いいたします。

防災・減災の観点から、県として地域コミュニティの育成を進めるため、人的支援や研修、専門家派遣、情報共有体制の強化をどのように図っていくのか。方針を渡邊危機管理部長にお尋ねいたします。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 地域コミュニティについて、地域の不可欠な基盤として位置づけ、支援していく必要があるのではないかという御質問でございます。

私も、地域コミュニティは、これからの中の自治の在り方、地域社会の在り方を考えていく上で極めて重要なものだというふうに思っております。

御質問の中にも神城断層地震のお話がありましたが、発災直後に地域の皆様方に救助・救出

に駆けつけていただいたということで、本当に犠牲、被害を最小限に食い止めることができたというふうに思っております。当時、全国メディアでは「白馬の奇跡」というふうに言われましたが、私は、いろいろなところで、奇跡ではなくてコミュニティの力だというふうに申し上げてきています。大都市ではもう既に失われてしまっているコミュニティの力というのは、ある意味、長野県の基盤を支えていただいているものというふうに思っております。

ただ一方、この人口減少や年齢構成の高齢化に伴って、やはりコミュニティの力が相対的に弱まっているということは私も問題意識を共有するところでございます。

これまで、県としては、例えば政策ごとに、消防団を支援するための消防団活動協力事業所応援減税、移動の足を確保するための公共ライドシェアについて地域の移動を住民自ら担う場合に対する支援、さらには、御質問でも触れていただいた元気づくり支援金等による支援といったようなことで対応してきています。

ただ、一方、総合的にどうコミュニティを位置づけていくかということは、やはり市町村の皆様方にしっかりと考えていただくことが重要だと。地域によって、地域コミュニティの在り方、成り立ち、行政との関係は必ずしも画一的なものではないというふうに思っておりますので、ぜひこの点については基礎自治体である市町村がまず正面から対応を考えいただきたいというふうに思っております。

一方、県としても、今申し上げたような支援をこれまで行ってきているところでありますので、市町村とも十分に協力しながら、コミュニティの支援や活性化に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には地域コミュニティの再生に向けた県の支援について御質問をいただきました。

自治会等は地域コミュニティの基盤であり、住民同士のつながりや、防災・福祉など暮らしを支える重要な役割を担っております。

自治会等の活動のデジタル化は、担い手の負担を軽減し、活動の持続可能性を高める有効な手段と考えております。具体例として、県内においてスマートフォンを活用した災害時の安否確認などの取組が進められていますが、県でもこうした動きを後押しするため、本年、総務省が作成した「自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック」を市町村を通じて自治会等に情報提供しているところです。

また、移住者や若者・子育て世代の参画については、地域ごとのルールや魅力を明文化する「地域の教科書」の作成を支援しています。これは、作成の過程で自治会等が自分たちのルー

ルを見直すきっかけとなる効果も有しており、今年度は、伴走支援をする市町村向けの研修会を開催するほか、希望する市町村と共に教科書のひな形を作成する予定です。

このような取組を通じて、今後とも市町村と連携しながら地域コミュニティーの維持や再生に取り組んでまいります。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には地域の祭りの継承に向けた県の支援についてのお尋ねを頂戴いたしております。

地域コミュニティーの活力を維持するためには祭りなどの伝統文化の力を生かすことも重要と認識しております。こうした観点からの取組に対して、県では、これまで、信州アーツカウンシルを通じて伝統文化の継承などに関する相談に応じますとともに、能や狂言など地域に伝わる文化資源の復興に取り組む団体等への助成支援などを行ってまいりました。

また、伝統文化の継承においては、担い手の確保が切実な課題となっておりますことから、来月、県文化振興事業団等との共催によりまして、伝統文化の継承と地域コミュニティーの現状を共有するシンポジウムを開催し、企業・団体の協力を得て民俗芸能の保存に取り組む南信州地域の事例など、先進的な取組等を関係者間で共有することとしております。

加えて、次の世代への継承には子供や若者へのアプローチが重要でありますことから、伝統芸能の保存に向けた地域と中学校との連携事例なども踏まえつつ、中学校の部活動の地域展開も見据えて、県立文化施設の人的資源等を活用した支援策の検討など、学校教育と地域の文化活動をつなぐ取組を進めてまいります。地域文化の継承と地域コミュニティーの維持は密接に関連いたしますことから、引き続き関係部局とも連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君） 私には災害に強い地域コミュニティーの再構築についてという御質問をいただきました。

過去の災害では、自治体職員自身の被災や避難所にたどり着けないなどの事情により避難所の開設が遅れ、避難者が長時間屋外に待たされるといった事例がありました。そのような中、地域の助け合いによりスムーズに避難や秩序ある避難所運営に効果を発揮した事例、先ほどの神城断層地震もそうかもしれません、そういう事例が多くあることから、地震防災対策強化アクションプランでは、自助・公助とともに、地域住民による共助についても初動対応のレベルアップを図ることとしております。

共助の中核を担う組織の一つとして、議員御指摘のとおり、おおむね自治会等の単位で構成

されている自主防災組織があり、各地域での防災マップ作成や避難訓練など地域防災力の要となる組織であると認識しております。

県では、こうした自主防災組織や消防団を対象に、県政出前講座や土砂災害に関する防災教育で使っております赤牛先生といった形での講師派遣により、防災に関する研修や訓練実施の支援を行っております。

加えて、近年県内において資格取得者が増えている防災士を活用し、専門的見地からの支援や連携を進めるなど、様々な手法により防災・減災分野における地域コミュニティーのレベルアップを図ってまいります。

以上です。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

知事が言わされたように、市町村でやるべしということも、私もそこが第一義だというふうには思っておりますが、なかなか市町村で手が回らない、なかなかそこまで至らないということが多く見られるというふうに思っております。

今御答弁にありましたように、デジタル化や祭りの伝統などにやはり県からの資金的な援助というものは必要ではないかなというふうに思っております。住民の皆さんのがここに住んでよかったですと思える地域づくりに向けて寄り添って施策を進めていただければというふうに思うところでございます。

次の質問に移ります。

近年、国際情勢が大きく揺れ動く中で、中国は、外交上の対立や政治判断を背景に、特定国や特定地域の産品に対して突然の輸入停止や検疫強化といった事実上の経済制裁とも言える措置を講じております。

2011年に、福島第1原発事故直後から、長野県を含む12都県からの食品・食用農産物及び飼料の輸入が停止され、今も長野県を含む10都県からの輸入停止は続いております。また、2023年には日本産の水産物が全面的に輸入停止となり、漁業者や関連産業に深刻な影響が及んだことは記憶に新しいところであります。

また、今回、首相発言をきっかけに、中国がさらなる対抗措置を取る可能性が指摘される中で、農産品、海産物、工業製品、観光、大学・研究機関の交流、そして製造業のサプライチェーンなど、影響が多岐にわたることが懸念されています。

こうした国際環境の変化は、農林業、観光、精密機械産業を主要産業とする長野県にとってもその影響は深刻であり、仮に中国側の判断によって長野県の主要産品が制裁対象となった場合、県内の観光需要の変動、さらに精密機械産業の原材料・部品供給網に至るまで、地域経済

の基盤を大きく揺るがす事態となり得ます。特に、原材料の調達や完成品の輸出が滞れば、生産計画そのものが破綻しかねません。

また、観光についても、これまで中国からのインバウンドが一定の割合を占め、地域の宿泊業、飲食業を支えてきた事実があります。さらに、学術交流や技術協力が制限される事態となれば、大学や研究機関、さらには県内産業の技術発展にも長期的な影響が及びます。

そこで、お伺いします。

長野県では、中国からのインバウンド需要がある中であります、特に北アルプス地域・白馬エリアでは、冬季観光の一定のウエートを占めております。過去に外交関係が悪化した際にには、中国からの団体旅行が急減し、観光地が大きな影響を受けた経験があります。県として中国からの観光客減少リスクについてどのように認識されているのか、お伺いします。

また、過去の経験を踏まえ、誘客市場の多角化、欧米豪市場の開拓など県としてどのような方針で取り組んでいるのか、併せて高橋観光スポーツ部長にお尋ねいたします。

次に、長野県は、精密機械、電子部品、輸送機器部品など全国でも優秀な製造県であります。こうした産業は、中国の原材料・部材への依存度が高いと同時に、中国市場が主要販売先になっている企業も多いのが実情であります。県内の中小製造業に深刻な影響が広がることが懸念されます。県は、県内主要産業の中国依存度をどの程度把握しているのか。そして、今後どのような対策を進めていくのか。米沢産業労働部長にお尋ねいたします。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には日中関係の悪化に伴うインバウンド誘客への影響と今後の対応について御質問をいただきました。

中国政府が日本への渡航自粛を呼びかけ、香港当局も渡航の際は警戒を強めるよう注意喚起をしていることで航空便の減便など具体的な影響も生じてきていると承知しております。

こうした状況を受けまして、県内の宿泊事業者などからヒアリングを実施しておりますが、現時点では急激な予約キャンセルなどの深刻な事態は報告されておりません。これは、今回と同じような事態が生じた平成24年と比べまして、中国からの訪日旅行は団体旅行の割合が大きく減少し、個人旅行がほとんどを占めるようになったことや、本県の中国・香港からの宿泊者数が外国人宿泊者数全体のうち2割程度と、全国の都道府県の中では比較的低い状況にあることなどが要因と考えられます。

また、インバウンドは国際情勢の影響を大きく受け、特定の地域に偏った誘客にはリスクがあることから、県内の事業者も、過去の経験を踏まえ、多様な市場からの誘客に取り組んできているところであります。県としても、これまでの欧米豪の高付加価値旅行市場の開拓を進めるとともに、今年度は、今後著しく成長が見込まれる東南アジアで現地プロモーションを実施

する予定としております。今後とも、今回の事態の影響も注視しつつ、こうした様々な地域からの誘客の拡大につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

[産業労働部長米沢一馬君登壇]

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には中国の対応に関する影響について御質問をいただきました。

まず、県内産業の中国依存度の把握についてです。

県が実施した令和5年の輸出生産実態調査によると、中国向けの輸出額は1,935億円で全体の16.7%を占め、アメリカに次ぐ第2位の輸出先となっております。一方、輸入に関する県別の統計はありませんが、日本全体では約4分の1を占める最大の輸入相手国となっており、議員御指摘のとおり、県内企業においても原材料等の中国からの輸入依存度が高いものと考えております。このため、日中関係の悪化が県内企業に与える影響は決して小さくないと認識しております。

ただし、現時点では、輸出規制や関税措置など経済的な制約は設けられておらず、県上海事務所や県内経済団体への聞き取り等においても直接的な影響は報告されていないのが現状でございます。引き続き影響の把握と情報収集に努めてまいります。

次に、今後の対策についてです。

近年、中国では景気減速や人件費の高騰、米国との対立などが顕在化して、県内製造業においてもサプライチェーンや販路の見直し、いわゆるチャイナ・プラスワンの動きが進んでおります。

県としては、こうした動きを後押しするため、物価高騰・米国関税措置支援パッケージで取りまとめた新たな海外販路の開拓支援や専門家派遣による経営課題の解決支援などを通じて、企業の持続的な国際競争力の強化を支援してまいります。今後も、こうした支援策を広く事業者に周知し、積極的な活用を促すとともに、地域経済への影響を注視し、必要な対策を機動的に講じてまいります。

以上です。

[6番奥村健仁君登壇]

○6番（奥村健仁君） 中国との関係によって観光やものづくりに思わぬ影響が出るかもしれない、そう不安を抱える県内で暮らす皆さんもいらっしゃいます。だからこそ、しっかりと状況を見極めて備えておくことが大事かなというふうに思います。

今、御答弁の中で、観光客の皆さんは個人のお客さんが多いということでございますので、そんなに大きな影響はないというふうには思いますが、それはあってもそういう相手国でござ

いますので、いろいろとその時々の施策を考えていただければと思うところもございます。

また、やはり製造業ではいろいろな企業で取引が行われているということでございますので、しっかりとその体制を強めていただき、いざというときにどうするかをしっかりと今から考えていただき、備えを進めておくことをお願い申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。

○議長（依田明善君） 次に、共田武史議員。

[32番共田武史君登壇]

○32番（共田武史君） 自由民主党県議団、共田武史です。本日は福祉医療費給付事業と大地創造の物語についての質問をします。大地創造の物語については、後からやられるグレート無茶議員の提案しているそば県と私の提案している大地創造の物語の対決になるような気がします。

福祉医療費給付事業の充実について。

県の福祉医療費給付事業は、子育て世帯や障がい者等の医療費負担を軽減し福祉の増進を図るとともに、県内市町村が実施主体となる支援策の格差是正という観点からも重要な制度です。

自由民主党県議団では、これまで一貫して制度の充実を訴え、先日行いました令和8年度県施策・予算要望においても、子供医療費の窓口負担完全無料化や精神障がい者の入院医療費助成への対象拡大などさらなる充実を求めていました。

こうした要望の背景は、県が進める子供を産み育てる世代の安心と幸せの実現や、障がい者を含む全ての県民の人権がより尊重される社会の実現といった社会的要請です。県が行う市町村の子供医療費助成への支援につきましては、令和6年度から通院医療費の補助対象が小学校3年生までから中学校3年生までに拡大されました。これは、子育て世代の負担軽減に寄与するものであり、自民党県議団としても高く評価しています。しかしながら、窓口負担の完全無料化については市町村ごとに対応が異なっており、一部負担金を残す場合があると聞いています。

まず、 笹渕健康福祉部長に伺います。

令和6年度からの県事業の対象拡大に伴い、市町村事業の実施状況がどのようにになっているか。また、子供医療費の窓口負担完全無料化に向けた県内市町村の対応状況について伺います。

次に、精神障がい者の入院医療費助成についてです。

現行制度では、精神障害者保健福祉手帳所持者への入院医療費助成は県補助対象となってはおらず、身体障がいや知的障がいをお持ちの方との格差が生じているとの指摘があり、自民党県議団は、さきの令和8年度県予算要望において新たに早期の対象拡大を求めたところです。

新聞報道によれば、県がこの部分の対象拡大の検討に着手したとされておりますが、令和8年度当初予算での対応など、可能な限り早期の実現に向けた対応が必要と考えますが、 笹渕健

康福祉部長の所見を伺います。

精神障がいと他の障がいとの格差に関する指摘は、現在県で検討が進められている人権尊重の社会づくり条例（仮称）の制定とも深く関わるものと考えております。福祉医療費給付事業における精神障がい者の入院費への補助拡大は、人権条例における障がいを理由とした不当な差別の禁止といった観点からも直ちに実施すべきものと考えますが、阿部知事の御所見を伺います。

次に、地形、自然史を背景とした自然のストーリーを長野県ブランドの核にすることについて。

日本列島は、四つのプレートが衝突し重なり合う造山活動によって形成された世界でも極めて特異な地域であります。その中で、長野県は、フォッサマグナと二つの大構造線、中央構造線、糸魚川－静岡構造線が交差する唯一の県であり、さらに、伊豆半島の衝突によって隆起した日本アルプス三山脈、北・中央・南アルプスが全て存在する日本でも唯一の地域であります。

こうした地球規模の造山活動は、本県独自の地形、気候、文化、歴史、産業、農業、漁業を形づくり、県民の暮らしと精神文化の礎となっていました。私は、これらを総称して、「大地創造の物語」として提案してきました。長野県が持つこの自然史という資産を観光、産業、農業、教育、移住促進など県政横断で生かすことで、新たなブランド価値が生まれると確信しております。本日はこの視点から幾つか質問いたします。

長野県は世界水準の山岳高原観光地を目指していますが、国際観光の潮流は、単に高い山や美しい景観だけでは評価されない時代となっております。海外の旅行者は、その土地がどのように生まれ、どんな文化や暮らしを育んできたのかという背景を求めています。本県の地形の成り立ちや造山活動、そこから生まれた文化、生活様式を自然のストーリーとして示すことで、観光地としての国際競争力を高めることができます。また、県が描く大きなストーリーの上に市町村が固有の歴史や風土を重ねることで、地域の魅力に厚みが増すことと考えます。

自然のストーリーについて、DMOや市町村とも連携したブランディングを行い、県全体で統一的に発信していくことが効果的で、インバウンド向けにも、「地形×歴史×文化」を一体で語る観光地は国際競争力が高いと考えます。自然のストーリーを観光資源として活用する可能性について高橋観光スポーツ部長に伺います。

長野県の農産物は、豊かな水、標高差、冷涼な気候など、他県にはない自然条件に支えられています。これらの条件は、プレート運動や造山活動が形づくった地球史の産物です。世界の農業地帯では、土壤や地形の成り立ちを物語化するテロワールが付加価値の源となっています。本県においても、地球史的なストーリーを農産物ブランドに組み込むことで、より高い価値を生み出せると考えます。農産物ブランドにおいて、土壤、地形、気候を生んだ地球史的背景を

物語化することは付加価値向上につながると考えますが、村山農政部長の見解を伺います。

長野県の産業は、冷涼な気候、豊富な水資源、急峻な地形、内陸という立地条件など、本県独自の自然環境と密接に結びつき、発展してきました。諏訪の精密、上田の機械、松本の工芸など、各地域の産業には、長野県で育った必然性が存在します。世界的にも、産業の背景にある自然史や地域性を示すことでブランド価値や企業価値を高める事例が増えております。本県でも、産業の成り立ちを自然史の視点から整理することは、商品開発やブランディングにおいて大きな力となります。地域産業や製造業がなぜ長野県で育ったのかを説明するものとして、地形、自然史を背景とした自然のストーリーを生かすことについてどう考えているのでしょうか。また、県内企業の商品開発やブランディングに寄与する可能性について米沢産業労働部長はどう認識しているのでしょうか。

長野県の強みは、豊かな自然環境に加え、その自然がどのように形成され、それが文化、産業、生活をどう形づくってきたかという背景にあります。地形と自然史を基盤としたストーリーは、観光だけでなく、移住、企業誘致、地域振興など多分野で共通して活用できる資源です。観光、移住、企業誘致など幅広い分野で横断的に地形、自然史を背景とした自然のストーリーを活用する可能性について、中村企画振興部長に伺います。

長野県の魅力は、個々の観光地や特産品ではなく、それらを生み出した自然の成り立ちにあります。国内外の地域ブランド戦略では、一つの大きなストーリーに商品、観光、産業を載せて発信することで認知度が高まるとされています。

本県においても、自然史に裏づけられた自然のストーリーを軸に据えることで、県全体のブランド価値を一段高いレベルに引き上げができると考えます。長野県のブランド価値向上において地形、自然史を背景とした自然のストーリーを生かす必要性と可能性について、田中営業局長の考えを伺います。

長野県の地形、気候、文化、産業は、いずれも長い自然史の上に成り立っています。土地の成り立ちを知ることは、子供たちに郷土への誇りや愛着を育む上で大変重要です。地学、歴史、総合学習と結びつけて風土の物語を学ぶことは、未来の地域の担い手を育てる教育にもつながると考えます。地学、歴史、総合学習などと連動させ、風土の物語を教育に取り入れる考えはあるのか、武田教育長に伺います。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には福祉医療費給付事業について2点お尋ねがございました。

初めに、子供医療費の県事業拡大に伴う市町村の福祉医療費給付事業の実施状況についてでございます。

令和6年度から県の補助対象の範囲を中学校3年生までに大幅に拡大したことに伴い、令和

6年8月までには、県内77全ての市町村において高校3年生までの子供に対して医療費助成を実施しております。

また、子供医療費の窓口負担無料化実施市町村数につきましては、令和5年4月時点の18から、今年10月時点で50市町村にまで増加しております。県の事業拡大により生じた財源を活用する形で、窓口無料化が一定程度進んだものと認識しております。しかしながら、制度の持続可能性の観点から慎重な検討が必要という市町村も一定数あり、県としては、現時点では引き続き受給者負担を維持することが適当と考えているところでございます。

医療費助成制度は全国の自治体で行われているところですが、自治体の財政力により事業に格差が生じている現状等を踏まえると、長野県としては、社会保障の一環として国の責任において一律に行われるべきと考えております。今後も、国に対して制度創設を要望しつつ、県の補助制度の在り方については、事業の実施主体である市町村と十分に協議をし、検討を継続してまいります。

次に、精神障がい者の入院医療費の対象拡大に係る検討についてでございます。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の入院医療費助成への補助については、他の障がいとの均衡を踏まえると、県としても解消すべき課題であるものと認識しております。

これまで、長野県市長会や町村会など事業の実施主体である市町村からも要望をいただきしており、報道にもありましたように、精神障がい者への入院医療費助成を県補助の対象とすることについて市町村の意向を確認するなど、検討に着手いたしました。議員御指摘のとおり、県としても、より早期の実現が望ましいと考えているところでですので、市町村の意見を十分にお伺いしつつ、よりよい事業の在り方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私にも福祉医療費に関する精神障がい者への入院医療費助成の在り方について御質問をいただきました。

今、健康福祉部長から御答弁申し上げたところでありますが、この問題については、市長会、町村会をはじめ様々な団体の皆様方からもこれまで御要請をいただいているところでございます。

県としては、これまで、精神障がい者の地域移行を妨げ、長期入院の助長とならないよう慎重に検討する必要があるという姿勢を取ってまいりました。しかしながら、地域移行促進のためのグループホームの整備が進んできたこと、関係者が連携したチームによる支援体制の構築ができてきたこと、こうしたことに加えて、国においても診療報酬での地域移行支援の評価等がなされるようになってきております。また、精神病床の入院患者数の減少や入院期間の短縮

も確実に進んでいるという状況でございます。こうしたことから、この精神障がい者を取り巻く状況は大分変わってきているというふうに思っております。

私としても、精神障がい者の入院医療費のみが福祉医療の対象外になっているという現在の状況については、他の障がいとの均衡を踏まえても解消すべき課題だというふうに考えております。こうしたことから、この福祉医療費における精神障がい者の入院医療費に対する対象の拡大につきましては、来年度から制度化できるよう、早急に検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には自然のストーリーを観光資源として活用する可能性について御質問をいただきました。

議員のお話にありましたように、長野県では、中央構造線とフォッサマグナ等の太古の地殻変動により山岳や湖が形成され、川沿いの谷には街道ができ、盆地には宿場町や城下町が発展するなど、それぞれの地域で独自性ある文化が育まれてきました。こうした歴史的背景が本県の多様な観光資源を生み出したものと承知しております。

長野県の雄大な自然環境に加え、その背景にあるこうしたストーリーを組み合わせて発信することは、訪れる方々の知的好奇心を刺激し、長野県観光の魅力をさらに高めるものと認識しておりますし、議員の御指摘にもありましたインバウンドへの訴求力も生かしつつ、地域でのストーリーや県全体での発信を効果的に行っていくことが必要と考えております。

これまでこうした自然と歴史文化を組み合わせた様々な体験や学びの取組が各地域で実施されておりまして、具体的には、インバウンドをターゲットとした街道トレッキングや山岳信仰を組み合わせたツアー、志賀高原ユネスコエコパークや南アルプスジオパークにおけるネーチャーガイドツアーのほか、中央構造線を見学する信州の地質紀行ガイドツアー、信州の山々の魅力を地質学からひも解くフィールドワークなど多くの取組が行われているところであります。今回の信州デスティネーションキャンペーンも契機として、こうした各地域の取組も含め、県全体での発信や各地域の周遊テーマの中で観光資源を自然、歴史文化と組み合わせながら積極的にPRしていく様子を検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には地形等を背景とした農産物の付加価値向上に対する見解について御質問をいただきました。

本県では、標高が高く昼夜の寒暖差が大きいことや、内陸性の気候で降水量が少なく、日照

時間が長いことなどにより、高品質なレタス、白菜などの葉物野菜や、リンゴ、ブドウなどの果物のそれぞれ特徴を持った産地が形成されております。また、信州の伝統野菜は、中山間地域など複雑な地形や土壌の下で栽培され、地域で守られてきたという固有の物語を付加価値として消費者へ発信し、生産者の所得向上につながるよう取り組んでいるところでございます。

こうした土壌、地形、気候は本県の強みであり、消費者へ本県固有の物語として確実に伝えしていくことは、県産農畜産物の付加価値向上に効果的であると考えております。

以上でございます。

[産業労働部長米沢一馬君登壇]

○産業労働部長（米沢一馬君）私には地場産業、製造業での自然のストーリーの活用について御質問をいただきました。

地形や気候など本県独自の自然環境は、県内の地場産業や製造業の形成に大きな影響を与えてきたと認識しております。

かつて国内有数の産地であった養蚕業、製糸業では、盆地特有の少雨、乾燥など内陸性の気候、桑の栽培に適した地形、豊富な水資源が生かされたと認識しております。製糸産業の衰退後も、疎開企業の技術力と県内地場企業との連携により、製糸業で培った技術、施設、人材、そして湿度の低い気候が生かされ、諏訪地域には、カメラ、腕時計、オルゴールなどの精密機械工業が集積し、東洋のスイスと呼ばれる地域へと発展しました。

現在では、内陸部という地勢的な運送事情もあり、県内各地域に小型で機能性の高い精密機械部品、電子部品、情報通信機器、さらにはその生産機械や検査機器がつくられ、製造品出荷額でも情報通信機器が全国第1位、電子部品が全国第3位となるなど、精密技術の集積地として本県は全国的に広く認知されております。また、地場産業においても、冷涼で乾燥した内陸性の気候や、山岳地帯からの豊富な水や木材などの自然資源、伝統文化を生かした食品産業や伝統的工芸品が全国と比較しても数多く存在しています。

このように、地域の気候・自然を背景とした産業の隆盛をストーリーとして活用することは大変大きな意義があるものと認識しております。このため、これらの多くの県独自の製品をその土地の気候や文化とともに物語として発信し、国内外の消費者に差別化を図っていくため、信州ブランド戦略では、五つのコアバリューを位置づけ、「山々と育むすこやかな国」をキー コンセプトに、ブランド化を図っております。

加えて、県民の皆様にも県内製品のよさを知っていただき、消費につなげていくため、しあわせバイ信州運動の活動を通じ、地域のよさを再認識していただきながら、地域の物語を意識して地産地消を進めていただく取組を進めております。今後も、長野県の特性を生かした産業振興を進めてまいります。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には幅広い分野で横断的に自然のストーリーを活用する可能性について御質問をいただきました。

しあわせ信州創造プラン3.0では、策定の際に議員から御意見をいただき、全ての政策の構築・推進に当たって共通して持つべき視点として、本県の特徴ある地形・地質や豊かな自然環境、その中で培われてきた歴史、風土や伝統文化など信州の強みや地域の個性を意識し、その価値を高めつつ施策への活用を図ることを掲げております。

例えば、移住においては、今年度、本県の豊かな自然環境を生かした信州やまほいくの施策を県広報パートナーであるインフルエンサーにSNS発信をしてもらったところ、移住情報サイトを通じた資料請求数が大幅に増加しました。今回の成功例のキーポイントは、共感だと考えております。インフルエンサーの方々は、共感をつくるプロフェッショナルです。やまほいくという長野県の魅力が、インフルエンサーの手で共感を生む動画、すなわち、短いですが一種のストーリーにまとめられ、発信を見た方々の資料請求という実際の行動に結びついたわけあります。

観光、移住、企業誘致等様々な分野でユーザーの共感を引き起こすためには、単に断片的な情報だけではなく、自然も含めたストーリーを持って働きかけていくことが重要であると考えております。ただ、施策の分野ごとにメインターゲットのユーザーの性質は異なり、親和性の高いストーリーも変わってくるため、共感を生むためどのような方法が現実的なのか、引き続き考えていきたいと思います。

以上です。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君） 私には長野県のブランド価値向上における自然のストーリーの活用について御質問をいただきました。

長野県は、日本列島の屋根とも称される三つのアルプスが集中し、多様な標高帯が短い距離の中に連続する希少な地域でございます。この複雑な地形は、多様な気候や独自の生態系、文化の形成を促し、他地域には代替できない唯一性を生み出しているものと認識しております。

長野県のブランド価値向上を目指して策定した信州ブランド戦略において、信州ならではの自然、環境を、その形成された経過を包含して「信州の誇り」と表現しております。信州の誇るべき自然、環境は、産業、観光、地域文化等を横断的に結びつける共通の土台であり、その地形史的、自然史的な成り立ちを掘り下げ、発信することは、信州ブランドのストーリーに厚みを加え、信州ブランドへの人々の理解をより深めるということにおいて意義があると考えて

おります。

以上でございます。

[教育長武田育夫君登壇]

○教育長（武田育夫君）風土の物語を教育に取り入れることについてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、日本列島は世界的にも珍しい地形を有しており、その中でも長野県は二つの構造線が交差する希有な地形であります。この地形が、水資源や標高差による多様な気候・生態系を生み出し、そこで生活する人々が、本県ならではの歴史を築いてきたものと認識しております。

こうした特徴的な地形や環境については、小学校では現場教員が作成した副教材「のびゆく郷土」で、高等学校では「信州学」のテキストを通じて学んできているところでございますが、小中高を通じた一貫した学びという点では課題があると思っております。

一方、二つの構造線という日本列島を代表する大断層が交差する地域であることから、大規模地震や土砂災害、火山災害等のリスクがあることも事実であり、防災教育の充実も重要であろうと思います。

いずれにいたしましても、風土の物語を含め、子供たちが長野県の特徴をより深く理解した上で郷土に愛着を持ち、誇りに思えるような教育を進めるよう研究をしてまいりたいと考えております。

[32番共田武史君登壇]

○32番（共田武史君）歴史を調べることの大切さ、そして、歴史の中で自分たちがどのようにこの地で生きてきて、どのような可能性があるかを表現できるのは、この大地創造の物語だと思います。それぞれ各部へ自然のストーリーの可能性について質問しましたが、どの方からも前向きな必要性、意義、そういったものがあるという答弁をいただきました。

そんな中で、長野県では、現在、しあわせ信州を旗印としたブランド戦略を進めており、自然、文化、暮らし、産業、コミュニティといった県の魅力を包括的に整理する取組が進んでいます。ロゴやコアバリューを定め、県としての発信の枠組みが整いつつあることは大きな前進であると評価しております。

しかし、一方で、県のブランド戦略の検証報告でも示されているように、長野県のブランド価値とは何か、信州らしさの根源はどこにあるのかといったブランドの中身は依然として十分に定義されていないようにも感じます。自然が美しい、文化が豊かだ、暮らしやすい、こうした魅力を掲げる自治体は全国に数多くあります。本当に唯一の存在として本県が輝くためには、なぜ長野県がその魅力を持つのかという背景、理由、必然性を明確に語る軸が必要だと考えます。

そして、その核心こそが、フォッサマグナ、二つの大構造線、日本アルプス三山脈、世界的にも特異な地質・地形の成り立ちを起点とする大地創造の物語だと思います。この自然史に裏づけられたストーリーこそが、しあわせ信州が掲げる五つのコアバリュー、自然・環境、風土・文化、県民性とコミュニティ、学びの伝統、産業の変遷、全ての根っことなる基盤であり、ブランドの深みの唯一性の形をつくるものだと思います。

150周年という節目に、この大地創造の物語、自然のストーリーを県として正式に定め、文化、教育、観光、産業の共通基盤となるブランドの核として据える絶好の機会であると考えます。来年の長野県150周年を契機に、県として地形・自然史を背景とした自然のストーリーを正式なストーリーとして定め、文化、教育、観光、産業の共通基盤となるブランドを図る考えがあるのか、阿部知事に伺います。

続きまして、諏訪湖を中心とする諏訪地域の物語化について。

諏訪地域は、長野県の中でもとりわけ物語性の濃い地域であります。中央構造線、糸魚川一静岡構造線が交差する地点に形成された諏訪湖は、地球規模の造山活動が生み出した、まさに構造線の交差点に生まれた湖であります。

この特異な地形の上に、御柱祭や古層の文化、水と温泉に根差した暮らし、シルク、精密産業を育んだ技術の蓄積、湖と共に生きてきた地域の精神文化が重層的に育まれてきました。諏訪湖の自然史、産業史、文化史は、いずれも諏訪という土地から必然的に生まれた物語であり、自然のストーリーを最も象徴的に体現する地域の一つであると考えます。

こうした背景を踏まえ、諏訪地域をモデルとして物語化を進めることは、県全体のブランド戦略にとっても大きな意義があると考えます。県として、諏訪地域の地形・自然史を背景とした自然のストーリーのモデル地域として、物語化、ブランド化を進める可能性をどう考えるか、中村企画振興部長に伺います。

2027年の連続テレビ小説「巡るスワン」の舞台として諏訪地域、諏訪湖が選ばれたことは、本県にとっても諏訪地域にとっても極めて大きな機会であります。この舞台は、長年にわたる水質改善や湖畔整備が進んだ結果でもあり、長野県をはじめ、関係市町村、関係団体、地域住民の皆様が諏訪湖再生に向けて積み重ねられてこられた努力に改めて敬意と感謝を申し上げます。

連続テレビ小説は、全国的な発信力が非常に高く、出演地に大きな経済効果とブランド向上をもたらしてきました。諏訪を舞台とする今回の朝ドラも、諏訪湖の自然史と文化の奥行きを全国に広げる絶好の契機となることを期待しております。

以下2点、高橋觀光スポーツ部長に伺います。

諏訪地域、諏訪湖を舞台とする朝ドラが放送されることで、多くの観光客が訪れると思いま

ですが、県として朝ドラの決定をどのように受け止めているのでしょうか。そして、朝ドラの撮影、放送に合わせて、観光客の誘客、周遊促進や地域の物語、文化発信などを行い、全国的に魅力をPRすべきと考えますが、現時点の取組の方向性を伺います。

諏訪地域は、自然史、文化、産業が密接に結びつき、本県の中でも極めて多層的な物語が形成されてきた地域です。構造線の交差点に生まれた諏訪湖、御柱祭に象徴される歴史文化、そして精密電子産業を代表する高度なものづくり、これらが一体となって諏訪という地域の価値をつくり上げてきました。

再来年度の連続テレビ小説「巡るスワン」の放送決定は、この諏訪地域が持つ自然、歴史、産業の背景を全国へ発信するまたとない機会です。この機会を単なる観光誘客だけで終わらせるのではなく、地域のストーリーを再整理し、将来のまちづくり、産業振興、移住促進など幅広い施策へ波及させる視点が重要であると考えます。

諏訪湖の自然史プラス文化プラス産業という背景を生かし、朝ドラをきっかけとした地域活性化に向けた方策について検討していただきたいと思いますが、中村企画振興部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には自然のストーリーを長野県ブランドの核にしていくはどうかという御質問をいただきました。

今年は戦後80年、来年は長野県が今の形になって150周年と、大変節目の年でありますのでこういう節目の年に当たって、過去を振り返って我々の立ち位置を確認して未来につなげることは非常に重要なことだというふうに思っています。

私は、最近、ビッグヒストリーというものに関心を持っております。これは、138億年前のビッグバンから説き起こして、これまでの人類の歩み、地球の歴史、そうしたものを分野横断的に学問として研究していくというものです。

ビッグヒストリープロジェクトは、ビル・ゲイツが牽引して、世界の教育機関にこうしたものをおもにオンライン講座の提供等を行っているわけでありますけれども、まさに今、気候変動の問題をはじめ、かつてないほど人類の活動が地球そのものに影響を与える時代になっています。また一方で、AIの急速な発展によって、そもそも人間というのは何なのかということが問いかれなければならない時代になっているというふうに思っています。

そういう中で、宇宙の誕生まで遡って我々人類とは何かということを考えることは非常に意義深いものだというふうに思っています。翻って、今共田議員から御質問がありましたように、まず、そもそも信州らしさの根源は何なのか。これも我々がしっかり理解をして未来につなげていくという観点では同様に重要な視点ではないかというふうに思っております。

中央日本四県サミットということで、新潟県、山梨県、静岡県と長野県の4県の知事で毎年

会合を行っていますけれども、この4県はフォッサマグナでつながっているということは糸魚川のフォッサマグナミュージアムで確認いたしました。やはり共通するものがあるというふうに思っていますし、また、先日ある方とお話ししたところ、長野県の縄文文化はエジプトと同じようにかなり早い段階から人類が定住した歴史として世界的にも非常に意義があるのでないかという御指摘もいただきました。

また、私から申し上げるまでもなく、縄文のビーナスをはじめとする縄文文化、あるいは信州産黒曜石は、ある意味で縄文時代のレアアースであり、また、かつての信州ブランドを代表するものだったというふうに思います。

そうしたことを考えると、今回、150周年を契機としていろいろなものを再発見していくこうと思っていますが、もちろん、今の長野県になってからの歴史ということもしっかり振り返る必要がありますが、そもそも私たちの長野県はどういう県なのか、美しさの根源、あるいは文化の起点は一体どういうものなのかということを考えていくことも重要ではないかというふうに思っています。

ただ、この歴史を、先ほど申し上げたように、例えばビッグヒストリーを経年的に整理するのは膨大な知識人の力が必要とされますし、長野県においてもしっかりととしたものをまとめていくというのは非常に力業が必要になってきます。私としては、今申し上げたような長野県の150周年をさらに遡って、我々の長野県とは一体どういう県だったのかということをもう少しトピックで整理をして、そうしたものを県民の皆様と共有しつつ、御指摘にありましたように、いろいろな観光や産業、我々の文化にそうしたもののが息づいているということを共有できるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

150周年でいろいろな取組を進めなければいけないというふうに思いますが、先ほど申し上げたように、まさに今、人類とは何なのかということが改めて問われている状況の中で、やはり私たち長野県は一体何なのかということも併せて考えられるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、自然のストーリーによる諏訪地域のブランド化の可能性についてです。

地域の自然、地形、歴史などのストーリーを背景にブランド化を進めることは、地域の魅力づくりや効果的な発信に向けた有効な手段であると考えております。

特に、諏訪地域は、議員御指摘のとおり、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が交わる地質的にも大変特色ある地域で、諏訪湖や八ヶ岳の自然を背景として、製糸業や精密機械工業といっ

た産業が発展してきた地域です。また、文化の面でも、諏訪大社の信仰は山岳や水と結びついていますし、諏訪湖の全面結氷による御神渡りや諏訪湖を背景とした人形淨瑠璃など、自然と強く文化が結びついております。

これらの地域の営みを一番理解しているのは、地元である市町村です。県としても、地域資源のストーリー化について促進できることはないか、市町村との対話を通じて意識していくと考えております。

次に、朝ドラを契機とした地域活性化の方策についてです。

諏訪地域は、諏訪湖、八ヶ岳を擁する豊かな自然環境とともに、縄文遺跡や御柱祭をはじめとした歴史と伝統文化が息づく魅力あふれる地域であると認識しております。この諏訪地域が全国的に注目の集まる朝の連続ドラマの舞台となることは、地域の魅力を全国にアピールする絶好の機会であり、一過性ではない持続的な地域活性化に結びつけていくことが重要だと考えております。

ドラマの舞台等が発表されたところですので、今後、ロケ地等の情報等を踏まえ、広報も含めて効果的なタイアップの仕方を関係市町村と一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

[観光スポーツ部長高橋寿明君登壇]

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私は2点御質問をいただきました。

諏訪地域が朝ドラに決定したことへの受け止めでございます。

今回、NHK連続テレビ小説朝ドラ「巡るスワン」の舞台として長野県の諏訪地域が選ばれたことは、大変うれしいことだと思っております。諏訪の地を舞台にどのようなストーリーが展開されるか今から非常に楽しみにしておりますし、この機会に多くの方々に県内を訪れていただくことを期待しております。

諏訪地域は、諏訪湖や八ヶ岳を中心としたすばらしい自然景観を有するとともに、縄文遺跡や諏訪大社、産業遺産など、古代から現代に至るまで様々な文化が組み合わさった観光資源も豊富な魅力あふれる地域であります。これまで多くの映画のロケ地として諏訪地域が選ばれてきましたが、これは、地域の持つ自然景観や文化の魅力はもちろんございますが、フィルムコミッションをはじめとした地元の皆様の熱心な取組が大きく評価されているものを感じております。今後も、こうした地域の皆様や県フィルムコミッションネットワークとも協力をして、ロケ地の掘り起こしなど撮影の協力や、聖地巡礼として全国から訪れる方々の受けなどの取組を一緒に進めてまいりたいと考えております。

次に、朝ドラの撮影、放送を契機としたPRの方向性についてであります。

「巡るスワン」の撮影は来年秋から始まり、放送開始が令和9年4月からと発表されており

まして、こうしたタイミングを捉えて地域の魅力を全国に発信していくことが重要です。令和9年の春には善光寺御開帳、夏には信州デスティネーションキャンペーンも開催され、全国の多くの方々に長野県を訪れていただける絶好の機会でもありますので、これらと併せてより効果的なプロモーションができるよう取り組んでまいります。

過去に朝ドラの舞台となった自治体では、特設ホームページを開設してロケ地の周遊を促したり、ドラマとのタイアップイベントの開催などの取組が実施されており、こうした事例も踏まえ、地域の皆様とも相談しながら取組内容を検討していきたいと考えております。

さらに、ドラマを見て諏訪地域を訪れる多くの皆様に様々な場所を訪れていただけるように、自然、歴史や文化を結びつけた発信や、それに基づく周遊ルートの構築、受入れ環境の整備やおもてなしの対応など、デスティネーションキャンペーンと併せて市町村や地域のDMO、観光協会等の皆様と一緒に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）3～4年くらい大地創造の物語を提案してきました。今日、阿部知事からは、評価はするけれどもやるには難しいというような答弁をいただいたと思います。

実際、私からすると、何が難しいのかなと。科学的に本当に歴史をまとめてやるなら大分難しいものだと思います。ただ、県民の皆様が理解するレベルの話だったら、そこまで難しい話ではないんじゃないのかなと思っております。

3年前、阿部知事と沖縄に行きました。阿部知事が経済界の方々に挨拶した際に、首長さんたちとも挨拶をして、経済界の方々から山とリンゴの話が出て、青森県との比較をされました。確かに山とリンゴの共通点はあります。ただ、私たちの長野県には、比較にならないほど雄大な自然があります。それを伝えなければ長野県のブランドは高まらない、世界には伝わらないと思い、この大地創造の物語を調べることから始めました。この150周年にかかわらず、ぜひこうした長野県の自然史、そしてその可能性を探りつつ、長野県のブランド向上に寄与していただければと思います。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

荒井武志議員。

[34番荒井武志君登壇]

○34番（荒井武志君）皆さん、こんにちは。千曲市・埴科郡区選出、改革信州の荒井武志でございます。

初めに、農業、そして水産業振興についてであります。

昨年の夏、いわゆる令和の米騒動が発生しましたが、農林水産省は、米は足りている、流通に目詰まりが生じているといった主張を繰り返し、米不足への対応が大幅に遅れ、需給調整の不安定化が進む事態となりました。

私は、昨年の9月定例会で米不足問題について質問させていただきました。米不足と米価格上昇に対する県の認識について、民間在庫が最も少なくなる端境期において、南海トラフ地震や台風への備えとして一時的に購入量が増加するなどが重なり、生じたもの。現在価格は上昇しているが、コロナ前と同等の水準となっており、生産者と消費者の双方にとって納得のいく価格帯で流通が安定していくことが望ましいとの答弁でしたが、その後、石破前政権が増産方針を打ち出す中で米生産が進められたことを受け、取り組まれた令和7年産主食用米の生産量は、品質、作柄とも良好で、新米の収穫量が増え、需要に対し米が余る見通しと報道されているところですが、米価格は高水準で推移すると見られております。高市政権に替わるや、石破前政権が掲げた増産方針を一転させ、価格維持を優先する姿勢を鮮明にしているとも報じられています。

また、水産業振興についてですが、令和7年度予算に係る事業改善シートによると、信州ブランド魚の生産量は令和6年度に年間400トンとなり、7年度目標の450トンを目指し、稚魚を生産し、県内養殖業者に供給されておられます。

一方で、河川・湖沼漁業では、外来魚等の食害防止に対する支援に取り組んでおられますが、漁業協同組合関係者からは、なかなか個体数が減少せず、対応に苦慮しているともお聞きしており、千曲川堤防道路を通過する際には、カワウの群れを散見することがしばしばある状況であります。

そこで伺います。

まずは米問題について、高市政権になり、減産にかじを切ったと報道されていますが、実情と国の方針に対する県の認識はいかがか、村山農政部長に伺います。

二つに、少なくとも米の消費水準に係る国の需要見極めが的確なのかどうかを含め、県内の需要動向を把握しつつ生産を進めるべきと思いますが、見解はいかがでしょうか。加えて、全国知事会長として安定的な米生産ができるよう国へ改めて要請すべきだと思いますが、いかがでしょうか。阿部知事にお伺いいたします。

三つに、食料自給率向上に向けた県の取組状況はいかがですか。また、食料生産の中核を担

う基幹的農業従事者の減少が進む中で、今後県としてどのように取り組んでいくのか。阿部知事にお伺いいたします。

四つに、県オリジナル品種、信州サーモン、信州大王イワナのさらなる普及拡大に向けてどのように取り組んでいかれるのか。村山農政部長に伺います。

五つに、アユやニジマス、マゴイ等の水産資源維持の観点から、カワウ等の野鳥やブラックバス等の外来魚の駆除は重要であると思っていますが、現状とさらなる改善策を村山農政部長に伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には米と水産に関して3点御質問をいただきました。

まず、国の米生産見通しの実情と県の認識についてでございます。

国で設定した令和8年産の米の生産見通し711万トンについては、豊作だった本年産の実績748万トンと比較して減産と報道されておりますが、748万トンを平年並みの作柄等に換算した場合712万トンとなることから、来年産は本年産と同程度の生産見通しとなります。

また、直近の作柄や需要動向の状況などを踏まえ、より詳細に算定した需要を694万トンから711万トンと見通し、余裕を持った生産見通しとして、需給見通しの最大値に合わせて設定したものでございます。

なお、国では、本年4月に策定した食料・農業・農村基本計画において、2030年に輸出用米等を含む米全体の生産量を818万トンまで増産する方針を掲げ、需要に応じた生産をしていくこととしております。県としましては、新たな国の算定により需要に応じた生産を行うという国の方針は、米の安定的な生産・流通に資するものと認識しております。

次に、信州サーモン、信州大王イワナの普及拡大についてでございます。

県では、第4期長野県食と農業農村振興計画において、信州ブランド魚の生産量を令和9年度に485トンとすることを目標に掲げ、稚魚の安定供給や養殖業者と連携した需要の拡大を図っているところでございます。

現在、コロナ禍からの観光需要の回復やサーモン需要の増加の中で急速に引き合いが高まっており、生産の拡大が期待されています。県としては、引き続き水産試験場において稚魚の安定供給と養殖業者の歩留り向上等の技術指導を行うほか、より早く成長する系統の開発などにより生産拡大を図ってまいります。また、さらなる認知度向上と消費拡大のため、県内外の高級ホテル等の信州フェアにおいてメニュー食材として活用いただくなど、信州ブランド魚の魅力をより一層PRしてまいります。

最後に、カワウや外来魚等の駆除についてでございます。

カワウ等の鳥類及びブラックバス等の外来魚による食害は、水産資源維持の観点から重要な

課題と認識しております。現在、漁業協同組合において、カワウ等に対する銃器等による駆除及び花火等による追い払い、外来魚に対する釣り、電気ショッカー及び産卵場所の除去等による駆除など漁業被害防止対策に取り組んでおり、県では、水産試験場が技術指導を行うとともに、その経費を助成しているところでございます。

一方で、カワウの生息は依然として確認されておりまして、外来魚も根絶は困難なことから、さらなる被害防止技術の開発と普及が求められています。これらの被害防止対策は継続して行うことが効果的であり、これまでの取組を引き続き進めるとともに、ドローンを用いたドライアイスの投下によるカワウの繁殖抑制や、光を使ったトラップによるブラックバスの稚魚の一斉捕獲など、最新技術の研究と普及を進め、漁業被害の低減に取り組んでまいります。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、米の生産について安定的な米生産ができるよう国に要請すべきと、それから、県内の需要動向を把握しつつ生産を進めていくという御質問でございます。

まず、県内の状況ですが、県としては、昨年末のような状況を繰り返すことがないよう県産米を確保し、県民にしっかりと届ける仕組みを構築するということが重要と考え、長野県産米生産・流通・消費等検討会議を設置し、関係者と議論を深めてきているところでございます。

こうした検討を行う中で、令和6年産の生産量約18万トンにさらに備蓄米約2,000トンが流通することで県内の米不足が解消したことがデータとして明らかとなりました。このため、長野県農業再生協議会におきましては、令和8年産米については、安定的に供給できる規模として、本年と同水準の約18万2,000トンを生産する目安値として設定したところでございます。

全国知事会についてでございますが、全国知事会といたしましては、まず8月の段階で「米の安定的な供給と適正な価格形成に向けた緊急提言」を国に対して行わせていただいております。さらに、先日、11月26日の全国知事会議におきましては、我が国の安定的な食料確保に向けて中長期的な視点を持ち、食料安全保障の観点で水田政策及び関連施策の充実・強化を図ることが重要であるということから、「食料安定供給の確保に向けた水田政策等の充実・強化に関する提言」を取りまとめさせていただいたところでございます。今後とも、国民、県民の暮らしに大変重要なこの食料の安定供給がしっかりと図られるよう国に対して現場の視点からの問題提起を行っていきたいと考えております。

続きまして、食料自給率の向上に向けた取組についての御質問でございます。

食料自給率向上に向けましては、本県としては、まず安定生産の取組を進めることが重要と

いうふうに考えております。農畜産物の総合供給産地として全国に安定的に食料を供給していくという考え方の下、主食であります米の適正生産、気候変動に対応した新品種や栽培技術の開発、海外依存度が高い小麦や大豆、家畜飼料の県内産への置き換え、こうしたことを通じて食料自給率の向上に貢献すべく取り組んできたところでございます。

今後とも、総合供給産地としての責任を果たすため、さらなる農地の集積・集約化やスマート農業の推進による生産性の向上、企業参入など多様な担い手の参入の促進、こうすることを通じて食料自給率の向上にも貢献をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

[34番荒井武志君登壇]

○34番（荒井武志君）答弁をいただきました。米のほうは、生産が安定すれば、売価といいますか、米の価格もある程度落ち着くのではないかと私は思うところでありますし、しっかり生産を調整しつつ取り組んでほしいと、こういうふうに思うところでございます。

次に、林業振興についてであります。

長野県の民有林人工林の8割が50年生を超えており、森林の若返りを進めることが必要になっていることは言うまでもありません。

県は、森林づくり県民税を活用して計画的な主伐・再造林を進めていますが、令和6年度予算実施事業分の事業改善シートでは、森林整備面積の目標値が9,500ヘクタールなのに対し、6年度の実績は5,645ヘクタールであり、1年間で目標達成ができるとは到底考えられません。

過日、会派改革信州では、長野県の信州ウッドコーディネーターをお務めいただいている鈴木信哉さんが理事長の岩手県のノースジャパン素材流通協同組合と岩手県森林組合連合会を調査してきました。

ノースジャパン素材流通協同組合は、平成15年に岩手県内の素材生産業者・団体等が構成員となり、少量分散的に生産されている素材、丸太を取りまとめて合板工場に供給するため、岩手県素材流通協同組合を設立。平成20年には、事業区域を北海道、青森県、秋田県、宮城県まで拡大し、現在の名称に改め、組合員数は設立当初の24名から、本年9月末現在で249名に拡大したと伺いました。

令和6年度の取扱量は57万立方メートルで、素材は山元から工場に直送し、流通コストの削減を図り、国産材を安定的に供給しているとのことであります。

あわせて、調査、説明をいただいた岩手県森林組合連合会盛岡木材流通センターでは、職員数が作業職員4名を含め17人で、令和6年の年間取扱量は3万2,689立方メートル、取扱金額が9億6,908万8,000円で、取扱量が減少傾向にありながらも取扱金額が増加しており、要因としては、広葉樹の平均単価が立方メートル当たり3万6,199円と針葉樹に比べ2.7倍余りである

とのことありました。

一方で、県内の伐期適齢期を迎えた森林は、育てる時代から利用する時代に入っており、主伐の推進や県産材供給体制の整備等を進めるためには、林業就業者の確保と育成が重要になっています。

そこで、以下伺ってまいります。

一つに、森林づくり県民税を活用した主伐・再造林は目標に届いていないと思いますが、現状をどのように認識していますか。アカマツの利用推進を含め、主伐・再造林事業をどのように展開していくのでしょうか。根橋林務部長に伺います。

二つに、再造林面積の増加に伴い、県内産のカラマツ苗木の安定供給に向けた増産への取組を進めるべきと考えますが、根橋林務部長に見解を伺います。

三つに、減少傾向であった松くい虫被害は、令和4年度から微増傾向と認識しており、私の住む千曲市でも、赤茶けたアカマツが一面を覆ってしまっているという状況です。守るべき松林対策とともに、被害の先端地域をいかに止めるのかが最重要と考えます。ナラ枯れも急増しており、松枯れ、ナラ枯れの現状と対策を根橋林務部長に伺います。

四つに、県産材の利用促進のためには、比較的高値で取引される広葉樹の活用を含めた木材流通の改善と販路拡大が必要と考えますが、どのように取り組んでいくのでしょうか。お考えを根橋林務部長に伺います。

五つに、確かな林業県とするためには、造林保育の人材確保が重要であると考えます。どのように取り組んでいかれるのか、阿部知事にお伺いいたします。

次に、熊対策についてあります。

知事の議案説明で明らかなどおり、全国的に熊の出没と人身被害が相次いでおり、長野県においても昨年度を上回る15名の方が被害に遭われ、例年なら目撃件数が減少に転ずるはずの10月の日常生活圏における目撃は219件に及び、9月を上回り、前年同月比ではおよそ3倍に達したとされました。

このため、11月14日には、知事が本部長となるツキノワグマ対策本部が設置され、この9月に施行となった改正鳥獣保護管理法により、人の日常生活圏に熊等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟が可能とされたことを含め、人身被害ゼロを目標に、すみ分けの徹底や出没防止策の推進、緊急対応体制の強化などの五つを柱とする「県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策」総合パッケージ1.0を取りまとめ、対策を強化していくとされたことは、大いに評価するところであります。

私は、ここ20年来、地域の皆さんと小学生が遠足で利用される五里ヶ峯や、戦国武将村上義清が構えた葛尾城跡への登山道の整備をしていますが、人家から僅か上がった栗の木に熊の爪

痕があり、枝分かれのところには、折った枝が敷かれたいわゆる熊棚が1本の木に3か所もあるのを見かけたことがありました。以来、鈴をつけ、1人では登らないように気を配りながら、声をかけ合い、登山道整備に取り組んでいます。

今年は、春先に、登山道入り口から少し上方のお休み所に、登山する人たちに楽しく登ってもらえるよう、「楽登の鐘」と命名し、登山者が誰でも鳴らせる鐘を設置したところであります。この登山道の両側は、針葉樹とともにナラやクヌギなどの広葉樹が繁茂し、幹丈は10メートルから15メートルにも達し、根回りも直径30センチを優に超えるものが林立している状況であります。これでは熊も登り切れないのではないかと察します。

また、緩衝帯の整備をこれまで県も取り組んでこられましたが、いかがだったのでしょうか。今回の補正予算では、ツキノワグマゾーニング管理導入事業が盛り込まれましたが、いかに実効を上げていくのかが問われると考えます。

一方で、県内の銃猟免許交付数は、全国同様に新規参入者が大きく減少し続け、結果として狩猟者全体の減少と高齢者比率が増加してきているものと認識しています。加えて、総務省からは、改めて熊被害対策の取組が示されるとともに、11月14日付で「鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項について（通知）」が発出されたと伺いました。

そこで、以下伺います。

初めに、熊の生息域管理をする上で緩衝帯の整備は重要と考えますが、取組状況はどのようでしょうか。また、熊が食べるドングリ等の木の実が高木にしかならない現状もあり、林材活用と生息域の観点から、人の日常生活圏と接する山林の整備も併せて重要と考えます。見解を根橋林務部長に伺います。

二つに、若年狩猟従事者の発掘・育成は急務であると思います。どのように取り組んでいくのか、根橋林務部長に伺います。

三つに、緊急銃猟制度の実効性を高めるため、市町村体制整備への支援がぜひとも必要です。広域連携の推進とともに、クマ対策員の活用が重要になるとを考えますが、どのように連携を図りながら実効性を高めていくのか。また、クマ対策員は少なくとも10圏域に配置すべきと考えますが、阿部知事に見解をお伺いいたします。

四つに、このほど総務省における熊被害対策の取組が示されました。自治体職員として緊急的に人材確保ができること、特殊勤務手当が支給できることなどを有効活用し、「鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項について（通知）」に配意しつつ、県として積極的に取り組むとともに、市町村に対しては、周知と実効性が上がる取組となるよう助言、連携を図っていただきたいが、阿部知事に御所見を伺います。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 林業振興と熊対策について御質問を頂戴いたしました。

まず、主伐・再造林事業の今後の展開についてでございます。

森林づくり県民税を活用いたしました主伐・再造林の遅れにつきましては、森林県から林業県への転換を進めております本県にとりまして極めて重要な課題だと受け止めております。この遅れは、急峻な地形や伐採樹種による収益性の違いに加えまして、林業事業体が間伐中心から主伐へ移行する過程でノウハウ不足によります不安が影響しているものと考えております。

こうした課題の解消に向けましては、主伐・再造林の事例集を作成いたしまして、林業普及指導員による指導を強化するとともに、現場での技術的助言や実務研修など具体的な支援を進めてまいりたいと考えております。

さらに、伐採樹種による収益性の差を改善するため、現在アカマツ材の生産・流通・利用状況を調査しております、その結果を踏まえまして商品開発や販売促進を支援し、信州産アカマツの市場拡大と付加価値向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、苗木の安定供給に向けました増産への取組についてでございます。

カラマツの苗木は、現在一部を県外から輸入しているものの、生産者の積極的な取組によりまして必要量は確保できております。しかし、今後、再造林面積の拡大に伴い、苗木需要は増加し、特に植栽樹種の約4分の3を占めますカラマツ苗木の需要は大幅に増える見込みでございます。

このため、県では、苗木生産者が行いますコンテナ苗を生産するための施設整備に対しまして支援を行うとともに、生産技術の向上と生産拡大を目的といたしまして、事業者団体と連携した実践的な講習会を開催しております。加えまして、優良苗木の生産に不可欠な種子の安定確保に向けましては、県が管理いたします採種園の整備を計画的に進めてまいります。

続きまして、松枯れ、ナラ枯れの現状と対策についてでございますが、まずは松枯れでございます。

本県の松くい虫被害は、令和4年度以降微増傾向にございまして、令和6年度は約6万立方メートルと高止まりの状況でございます。その要因は、温暖化等の影響によりまして高標高地域で被害が拡大するとともに、急傾斜地などで伐倒駆除が困難になっていることが挙げられます。

このため、被害が拡大傾向にある地域や守るべき松林の周辺など、対策効果の高い箇所へ選択と集中を図ることが重要だと考えております。県では、被害状況を可視化いたしました松くい虫被害レベルマップを活用いたしまして、市町村の計画策定を支援するとともに、対策経費の助成を行っているところでございます。

続きまして、ナラ枯れについてでございます。

ナラ枯れ被害は、平成22年度にピークを迎えた後減少いたしましたが、令和2年度以降再び増加に転じております。この要因といたしましては、やはり温暖化によりまして、ナラ枯れを引き起こす菌を運びますカシノナガキクイムシの活動期間が長期化していることが挙げられます。

この対策といたしましては、被害木の伐倒駆除に加えまして、被害を受けやすい高齢木を事前に伐採して活用することで森林の若返りを図ることが有効でございます。県では、市町村が実施いたします伐倒駆除を支援するとともに、被害木周辺の樹木を一体的に伐採する予防対策を推進しております。

続きまして、広葉樹の活用を含めた木材流通の改善と販路拡大についてでございます。

良質な広葉樹材は、県内の木材市場でも高値で取引されておりますが、その多くはカラマツや杉の伐採に伴って生産されるものでございまして、広葉樹主体の生産事例は限られております。現在、国内の家具メーカーでは国産の広葉樹材を使用する動きがみられ、県産材の引き合いもあることから、今後は関係者と連携いたしまして、樹種ごとの特徴ですとか価格を含めた需要情報を生産者の皆様に的確に共有するとともに、需要者が求める良質な木材を安定的に供給できる仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

県では、これまで、広葉樹材等の木製品の開発や展示会の開催等を支援してまいりましたが、引き続き付加価値の高い製品の普及啓発や魅力発信を強化いたしまして、広葉樹を含めました県産材の利用促進と販路拡大に取り組んでまいります。

続きまして、熊対策についてでございますが、緩衝帯整備と里山整備についてでございます。

近年、熊の人里への出没が増加している要因といたしまして、人の日常生活圏と接する山林、いわゆる里山でございますが、里山の手入れ不足により熊の生息域が生活圏に近づいていること。さらに、本年は堅果類の凶作によりまして、餌を求めた熊の移動が活発化していることが挙げられます。

こうした状況を踏まえ、県では、「県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策」総合パッケージ1.0を策定いたしました。このパッケージでは、ゾーニング管理の導入を加速することを重点施策として位置づけておりまして、その推進を図るため、市町村の取組を支援いたします補正予算案を本定例会に提出させていただいております。

また、森林づくり県民税を活用した緩衝帯の整備につきましては、市町村の要望に基づきまして、令和5年度は13の市町村、令和6年度は23の市町村で実施しております。今後は、里山整備と一体的に高木化した広葉樹を伐採し、家具やまきとしての活用を進めるなど、より効果的な手法を検討してまいります。

最後でございます。若年狩猟従事者の発掘・育成についてでございます。

捕獲の担い手確保は喫緊の課題でございますけれども、現状では、狩猟免許保持者の約半数が60歳以上となっており、若年層は極めて少ない状況にございます。このままでは地域における持続的な捕獲活動が困難となるおそれがあるため、県では、若年狩猟者の発掘・育成に向けた取組を進めております。

具体的には、本年6月ですが、林業大学校におきまして、猟友会と連携いたしまして銃猟シミュレーション体験やジビエ活用などを学べる授業を実施させていただいたり、来年2月には、狩猟免許の取得を目指す方に向けまして、狩猟の始め方や先輩ハンターとの座談会、また、ニホンジカの解体実習などを行う予定としております。

これらの取組によりまして若年層の参入を促すとともに、捕獲技術と狩猟文化の継承を図り、持続可能な鳥獣被害対策を確立してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）林業振興と熊対策について3点御質問をいただきました。

まず、造林・保育の人材確保についての御質問でございます。

本県の林業就業者は大変長い間減少傾向が続いておりましたが、令和元年度の1,446人を底に増加に転じ、令和6年度現在1,538人ということで、令和元年以降少しづつ着実に増加してきているという状況であります。

これは、様々な支援施策を講じてきたことが結果として現れてきているのではないかというふうに思いますが、特に、令和5年度予算におきましては、全国トップクラスの働きやすい林業県づくりということを掲げて、林業労働力関連予算を倍増させていただきました。令和5年、それから6年の新規就業者数を見ますと264人ということで、最近の状況を見る中では、この2年間の数字は大変増えてきているという状況であります。

こうした取組は、例えば林業に従事する移住者に対する最大100万円の支援金の支給であったり、他産業から転職される方々の転職の促進、さらには、新規就業に必要な安全装備の準備であったり資格の取得に向けた補助、こうしたものに加えて、専用のポータルサイト、あるいはセミナー等で魅力の発信、情報提供をさせていただいていることで徐々に成果が上がってきてているのではないかと思いますので、引き続きこうした取組を確実に進めていきたいというふうに思います。

あわせまして、木曽谷・伊那谷フォレストバレーを核にしまして、森林・林業人材の育成をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。地域と連携した人材育成の仕組みも強化するなど、未来を担う林業人材の確保に県としてしっかり取り組んでいきたいと考えており

ます。

続きまして、熊対策で、市町村の体制整備への支援、クマ対策員の広域連携の推進、クマ対策員の配置について御質問をいただきました。

緊急銃猟制度の実効性を高めるためには、市町村が平時から迅速かつ安全に対応できるような体制整備が必要というふうに考えております。

県としては、現場での適切かつ迅速な判断に必要なツキノワグマ出没時対応マニュアルを策定いたしました。これに加えて、9月の定例県議会で資機材整備等の予算をお認めいただいたところでありますので、こうしたものでしっかり応援していきたいというふうに思います。また、今後市町村の関係者を対象として緊急出没訓練を実施していきたいと思います。こうしたことを通じて市町村の体制強化を積極的に支援していきたいと思っております。

一方、本県の場合は、小規模自治体が多く、ハンターも地域的に偏在しているという状況でございます。単独市町村で対応していくことには一定の限界もあることから、広域連携を進めしていくことが御指摘のとおり重要だというふうに思っております。

この広域連携、熊対策というのは、ある意味危険を伴う対策になりますので、捕獲者の皆様方同士の信頼関係を構築していくこと等を含めて、やはりしっかり慎重に進めていかなければいけないというふうに思います。

まず先駆的、先進的な地域において、モデル的に県と市町村、猟友会によります広域協議会を結成させていただき、課題の洗い出しや協定の締結に向けた合意形成、運用マニュアルの整備や訓練の実施等を行い、実効性のある体制の構築を進めていきたいと考えております。

また、長野県独自の制度でありますクマ対策員として、熊の行動や生態に精通した方を任用しております。我々に対して、あるいは市町村に対して指導・助言を行っていただいているわけでありますけれども、このクマ対策員にやっていただくことは、どちらかというと広域圏ごとというよりは全県的な活躍を期待しているところでございます。麻醉銃によります捕獲技術を持った方、あるいはペアドックによる熊の追い払い技術を持った方、様々な幅広い専門知識と技術を持っておられます。そういう意味では、圏域ごとではなくて、やはり全県的な立場で指導・助言をいただくことが基本というふうに考えておりまして、現在11名となっております。今後、地域の偏在等も念頭に置きながら人材の確保に努めていきたいと考えております。

それから、最後に、総務省の通知を受けた対応と市町村への助言、連携という御質問でございます。

今回の総務省からの通知は、県・市町村の熊対策に関連して、従事する職員の採用や特殊勤務手当の支給、狩猟免許を有する職員への協力の呼びかけなど、柔軟に対応できることを幅広く明示したものというふうに考えております。

一方、今般の国の補正予算においては、自治体が雇用するいわゆるガバメントハンターの人物費の支援制度が創設されています。県においては、鳥獣に関する専門的な知識や経験を有し、広域的な鳥獣の管理を担う者、市町村においては、緊急銃猟をはじめとした捕獲等に従事する者といった職員の雇用に活用可能というふうにされております。

本県においても、さらなる外部人材の活用が必要ではないかというふうに考えておりますので、この通知も踏まえながら任用、処遇の在り方等を検討していきたいというふうに考えております。

あわせて、市町村においてもぜひこうした制度を十分活用して捕獲体制の充実に努めていただきたいというふうに考えております。したがって、県としては、この通知も踏まえながら必要な助言を行って、市町村と連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

[34番荒井武志君登壇]

○34番（荒井武志君） それぞれ答弁いただきました。今、林業振興は、知事が言っているとおり、森林県から林業県へということですので、材を使いながらお金を回す仕組みをこれからもしっかりやっていってほしいと、こういうことをお願いしたいと思います。

熊対策につきましては、市町村ではやはり人的になかなか厳しいところもあると思いますので、そういう皆さんへの支援をしっかり県が差し伸べられるように、こんなことを申し上げて私の質問とします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君） 次に、大井岳夫議員。

[19番大井岳夫君登壇]

○19番（大井岳夫君） 自民党県議団、大井岳夫です。通告に従い順次質問いたします。

本年は、例年に増して、北海道、東北をはじめ全国で熊による被害が相次ぎ、4月以降の全国の死傷者数は200人を超え、統計を取り始めた2006年度以降最悪となっています。

本県においても、熊により複数の人命が失われ、食べ物を求めてか、善光寺前の防犯カメラでも熊が確認されるなど、生息域は市街地にも広がっており、その不安から、日常生活、経済活動にも影響が及んでいます。

そこで、本県として、熊の実態や傾向をどのように捉え、緊急的、中長期的にどのような対策を講じていくか。また、駆除だけでなく、ゾーニング管理等の対策により保護管理をどのように進め、共生を図っていくかという観点より、以下8項目について、荒井議員と一部重複する部分もありますが、熊対策について順次質問してまいります。

1として、熊による本年度の人の日常生活圏における目撃件数、人身被害及び近年の農林業等の被害状況、傾向についてどのように変わったのか、伺います。

2として、熊等の特に危険な野生生物が人の日常生活圏に出没した際に、自治体の判断で迅速に銃を使用して駆除する緊急銃猟が本年9月に創設されました。緊急銃猟の主体は市町村とされていますが、県内において緊急銃猟におけるマニュアル整備の体制が整っている市町村の割合について伺います。

また、ハンターが発砲に伴う刑事・行政責任を問われるとの懸念の払拭に国が取り組んでいますが、県における取組について考え方を伺います。

3として、山中で仕事を行うことが多い林業従事者においては、熊と遭遇しないための熊笛、万が一遭遇した際のために熊撃退スプレーなどを装備しているとのことです、チェーンソーや重機など大きな音が発生しない植林業務従事者からは不安の声も聞こえてきます。林業従事者の安全確保のため、県としてどのような支援を講じているか。以上3項目を林務部長に伺います。

4として、国家公安委員会規則の改正により、11月13日より警察官がライフル銃を使って熊を駆除することが可能となりましたが、どのような要請や状況において出動するのか。また、要請に対応するため、どのような訓練や準備を進めていくのか。警察本部長に伺います。

5として、県のクマ対策員や市町村における捕獲技術者など、いわゆるガバメントハンターと呼ばれる専門人材の活動状況について伺います。

また、専門人材の育成には一定の時間を要することから、短期的には高度な技術を有し経験のある方を職員として採用することが効果的だと考えますが、専門人材の育成・採用についてどのように取り組んでいくか、伺います。

6として、県内の狩猟者数は減少傾向にあり、高齢化が進んでいることから、活動に一層の支援が必要と考えます。本日も、県内19市のうち9市が昨年以降に狩猟者への支援策の引上げを実施しまして、6市が見直しを検討しているとの新聞報道がなされたところです。現在、県においては、通常1万6,500円の狩猟税を非課税にするほか、事故防止用具購入などの支援策を設けていますが、現行の支援制度の拡充施策について伺います。

7として、熊による被害を減らすには、人里、里山に熊を誘引する原因を取り除くこと、人と熊の生活域、生息域の境界を明確にすることが肝要です。ゾーニング管理に向けた施策展開について伺います。

8として、AIカメラやドローン等の先端技術を活用した熊の生息域調査や、ベアドッグによる熊の追い払いなどに取り組むNPO法人等も存在しています。こうした先進的な取組を行う民間団体との連携が必要と考えますが、5から8の4項目を林務部長に伺います。

次に、地域ブランドを毀損しない秩序ある民泊事業について質問します。

我が国においては、訪日外国人観光客の増加に伴う宿泊施設の不足を受け、2015年に特区民

泊制度が導入され、2018年には住宅宿泊事業法が施行され、民泊は法的に制度化されてきました。

しかしながら、我が国、そして本県を代表する国際的なリゾート観光地であり別荘地でもある軽井沢町においては、民泊業をめぐり、バーベキュー等による騒音、煙、臭いへの苦情、ごみの片づけを行わないことによる野生有害鳥獣被害、宿泊者による別荘敷地内への無断侵入や排せつ行為などのトラブルが続出し、光の害も含め、安全などへの不安や懸念の声が広がっています。

また、外国人観光客に人気の県内の他の観光地においても同様のトラブル、また、隠れ民泊等につきまして実態把握を求める声があることから、1として、旅館業法や住宅宿泊事業法の許可を得ずに営業するようないわゆる隠れ民泊の実態についてどのように受け止め、県としてどのような対策を講じているのか、伺います。

2として、県が許可している簡易宿泊所のうち、軽井沢町の条例を守らない業者があるとの指摘があります。こうした状況を踏まえ、県が旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく許可等の判断を行う際、業者に対して県の意向をどのように尊重し、条例遵守を働きかけていくのか、伺います。

3として、いわゆる民泊施設において騒音やトラブル発生の際、県はどのような指導を行っているのでしょうか。また、インバウンドも増加する中で、民泊施設及び周辺生活衛生の住環境を維持するため、どのように対策を講じていくのか、伺います。

4として、先月11月11日に軽井沢町は宿泊施設周辺の生活環境保全を目的とした民泊事業に関する要望書を県に提出しました。内容は大きく3項目で、1として、条例によるゼロ日規制を認めるケースを緩和するよう国に働きかけること。2として、旅館業施設へ営業時間中に営業従事者が駐在するよう条例で義務づけること。3として、引き続き民泊サービス施設への監視・検査の強化を図ることであります。以上触れました軽井沢町からの要望に対する県としての受け止めについて、健康福祉部長に伺います。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 私には熊対策につきまして七つの質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、今年度の熊の目撃件数、人的被害及び農林業被害についてでございます。

まず目撃件数でございますが、令和5年度1,406件、令和6年度1,430件、今年度は11月28日現在で1,239件と、過去10年平均の960件を大きく超えております。人的被害は、令和5年度12名、6年度13名、今年度は既に15名に達し、過去10年平均9名を上回っております。農林業被害額は、令和5年度が約1億2,617万円、6年度が約1億3,791万円と高水準で推移しております。

す。

傾向といたしましては、例年は8月をピークに減少する目撃件数が、今年度は11月も前年同月比約3倍に達するなど、熊の活動期間の長期化が見られます。また、例年熊の出没が少ない4月に飯山市、木島平村で相次いで人身被害が発生し、6月には大町市で死亡事例も確認されるなど、従来の傾向とは異なる事態となっておりまして、憂慮すべき状況と考えております。

続きまして、市町村における緊急銃猟マニュアルの整備状況についてでございます。

現在、16市町村、割合ですと21%になりますが、マニュアルを作成済みでございまして、残る61市町村につきましても順次整備を進めるとしております。これによりまして、県内全ての市町村でマニュアルが整備される見込みとなっております。県といたしましては、緊急銃猟制度の的確かつ迅速な運用に向けまして、県策定の対応マニュアルの積極的な活用を改めて周知するとともに、市町村の体制整備を引き続き支援してまいります。

発砲に伴う責任への対応についてでございますが、捕獲従事者の皆様が安心して緊急銃猟に臨んでいただくためには、やはり発砲に伴う責任の明確化が極めて重要だというふうに考えております。この点につきましては、やはり国におきまして統一的な見解を示す必要があるものと認識しております。国のクマ被害対策パッケージでは、民事、刑事、行政処分の考え方を丁寧に周知することが明記されております。県といたしましては、国の統一的な見解を踏まえまして、捕獲従事者の皆様の不安解消に向けて周知啓発を徹底してまいります。

続きまして、林業従事者への熊対策支援についてでございます。

県では、林業従事者の安全確保を最優先に熊対策の支援を進めておりまして、ヘルメットや熊撃退スプレーなど遭遇時の防御に必要な安全装備導入を支援しております。今年度は長野市で林業労働災害レスキュー講習会を開催し、熊との遭遇回避でありますとか、防御姿勢、止血方法、けが人搬送など緊急時対応を確認したところでございまして、来年度につきましても中信地区を対象に同様の講習会を開催する計画としております。

続きまして、専門人材の活動状況と育成、採用についてでございます。

県では、10月にクマ対策員8名を特別職の非常勤職員として任用いたしまして、人身被害等発生現場での調査でございますとか被害防除対策に係る実地指導等を行っております。また、小諸市や大町市をはじめ15の市町村では狩猟免許を有する正規職員が配置されまして、地域の鳥獣対策の中心的な役割を担っていると承知しております。

県といたしましては、熊対策の充実を図ってきている中で、やはり鳥獣に関する専門的な知識や経験を有する人員の強化が必要であろうというふうに考えておりまして、任用形態でありますとか処遇の在り方など様々な課題について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、中長期的には、狩猟者を目指す方のための研修会でありますとか、初心者のためのハンターデビュー講座、また、銃やわなによる捕獲技術向上のための研修会の開催などを通じまして担い手の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、捕獲者への支援についてでございます。

県では、鳥獣被害防止特別措置法に基づきまして、有害鳥獣の捕獲に従事する方に対しまして狩猟税を非課税としておりまして、通常1万6,500円の負担を免除しております。加えまして、捕獲従事者や新規銃猟者に対しまして、技術向上や安全確保を目的とした射撃講習、事故防止用具の購入、傷害保険料、さらに新規の銃猟者につきましては銃砲所持許可の取得に必要な医師の診断書などの経費について補助を行っております。

今後は、国の制度も活用しつつ、熊の捕獲に対する市町村の報奨金制度への補助を検討するなど、捕獲者支援の拡充を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ゾーニング管理の推進についてでございますが、県では、本年3月に、長野県ツキノワグマゾーニング管理導入マニュアルを策定いたしまして、全77市町村での導入を目指しております。現在11市町村で導入済みでございますが、残り57市町村では導入を検討している状況にございます。

今定例会には、森林G I S等を活用いたしまして、人の日常生活圏、緩衝地帯、熊の生息域の3区分によります広域ゾーニング案を県が作成いたしまして、市町村を対象とした研修会を開催するための経費を補正予算案に計上させていただいております。これによりまして、全市町村での導入を加速させたいというふうに考えております。また、国の補正予算を活用し、緩衝帯整備、放任果樹の除去など、人の日常生活圏と熊の生息域の境界を明確化する具体的な取組を一層推進してまいります。

最後でございます。民間団体との連携についてでございますが、議員御指摘のとおり、県内のN P O法人による先進的な取組は、熊との適切な距離を保ち、人身被害や農林業被害の抑制に大きく寄与するものとして全国的にも高く評価されております。

県といたしましては、こうしたN P O法人や民間団体との連携を一層強化するとともに、専門的知見や先端技術を生かしました取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[警察本部長阿部文彦君登壇]

○警察本部長（阿部文彦君） 警察官によるライフル銃を使用した熊の駆除についてお答えいたします。

県警察では、熊が市街地等に出没した場合、これまでも、県や市町村をはじめとする関係機関・団体と連携しつつ、安全確保の呼びかけや避難誘導、警戒活動、市町村長が実施する緊急

銃猟への協力など、地域住民の安全確保を最優先とした対応を行ってきたところであります。

市町村が実施する緊急銃猟に加え、追加的、緊急的な対応として、市街地等において熊による人身被害が生じ、または生じるおそれのある事案を警察が認知した場合には、関係機関・団体と連携しつつ、警察官がライフル銃を使用して熊の駆除の任務に当たることとなります。

県警察における警察官によるライフル銃を使用した熊の駆除につきましては、今後の県内の熊による人身被害の状況や地域のニーズ等を踏まえ、個々の場面に応じて適切に対処してまいります。そのため、平素からの準備として、関係機関等との連携・協力体制の構築、対処訓練の実施、教養の実施、装備資機材の準備などを進めているところであります。また、自治体や猟友会等と連携しながら熊の生態や急所についての教養や射撃訓練を実施することとしております。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には4点お尋ねがございました。

初めに、いわゆる隠れ民泊への対策についてでございます。

旅館業法や住宅宿泊事業法に基づく手続を行わずに宿泊営業を行う施設、いわゆる隠れ民泊については、衛生管理が担保されないことや、利用者が感染症に罹患した際に実態を把握できない等公衆衛生上のリスクがあり、看過できないものと考えております。

これまで、県では、住民や事業者からの通報等によっていわゆる隠れ民泊を探知した場合、その都度建物の所有者等に対し営業の中止や許可の取得等を指導してきたところでございます。加えて、インターネット上で宿泊者を募っている施設をAIを活用して把握し、営業許可の有無を確認する事業を年内に開始いたします。様々な手段を用いていわゆる隠れ民泊を探知し、今後も指導等の対応に取り組んでまいります。

次に、町の条例等を守らない業者への対応についてでございます。

県では、旅館業法に基づく申請への許可や住宅宿泊事業法に基づく届出の受理に際し、各法及び各法に基づいて制定された県の条例が規定する基準により審査を行っております。

一方で、町の条例は、その地域の実情を踏まえて制定されたものと認識しており、県としても尊重すべきものであると考えているところでございます。したがって、町が条例等により独自の規制を行っている場合については、申請等を受けた保健所においてその規制の趣旨を申請者に伝えるとともに、町の担当窓口を案内する等の働きかけを行い、条例等の遵守を促しております。

三つ目に、いわゆる民泊施設とその周辺の住環境の維持についてでございます。

保健所が管轄内のいわゆる民泊施設において騒音やトラブルの情報を得た際には、事業者に対して状況確認を行い、その状況に応じて規定の遵守や周辺の住環境への配慮等の指導等を行っ

ております。事案によっては保健所の所管法令では対応できない場合もあるため、対応法令を所管する部署や市町村の担当者等と連携し、共同して実態把握を行う事案もあるところです。

旅行者が多くなる中でも民泊施設及びその周辺の生活環境が守られるということは重要でありますので、県としても、事業者には住宅宿泊事業法や旅館業法の遵守はもちろんのこと、住環境維持に必要なその他法令の遵守についても関係機関と連携して改めて指導を行ってまいります。そして、今後も引き続き市町村等と連携して事案へ対応するとともに、事業者の法令違反に対しては厳正に対処してまいります。

最後に、軽井沢町の要望に対する県の受け止めについてでございます。

このたび、町から、お話にもありましたとおり、県条例による民泊事業のゼロ日規制を可能とする国への働きかけと、旅館業施設の営業時間中に従事者を常駐させることの県条例での義務づけ、そして、問題施設に対する住民からの通報の情報共有と実態把握、監視や検査の強化の3点について御要望をいただいたところでございます。

これらは、宿泊施設周辺の騒音やごみの片づけ等のトラブル事案を踏まえた町の切実な御要望と受け止めております。県といたしましては、まずは問題施設への対応が第一であると考え、町をはじめとした関係機関と協力して、実態調査から監視・指導を行い、対応の強化を図っているところでございます。

また、民泊事業のゼロ日規制を可能とすることや、旅館業施設の従事者常駐の義務づけといった御要望につきましては、国の考え方や法令等との整合性、観光振興の観点等を総合的に勘案し、今後町などの関係者と相談しながら方策について検討してまいります。

以上でございます。

[19番大井岳夫君登壇]

○19番（大井岳夫君） それぞれ答弁をいただきました。

熊対策に係る質問におきましては様々な答弁をいただきましたが、昨日夕方のニュース報道で須坂市の民間企業の取組が紹介されていました。強い電流が流れるマットや犬の鳴き声など大きな音が出るスピーカーの製造など、現場の声を聞き、狩猟者とお互いに知恵を出し合いながら製造している、そんな民間企業もあります。熊対策は今後も中長期的になされていくところですが、熊対策におきましては、県内の民間企業が開発した製品を積極的に購入いただきたいと要望させていただきます。

また、民泊事業についてでありますけれども、静かで安心して暮らせる環境を求めて本県に移住された方も多いと思いますが、ある日突然その環境が奪われることは、筆舌に尽くし難い苦痛であると思います。本県のブランドイメージを守る観点においても、踏み込んだ検討、対応を期待するものであります。

続きまして、定価での図書調達などによる書店支援について質問します。

本年6月定例会の一般質問で垣内将邦議員も書店の実態に触れ、支援策について質問されました。全国の書店は、これまでも利益率が低い言わば薄利多売という形式ながらも、地域における知識や情報の拠点、コミュニティーの核として、知恵を絞りながら経営を続けられていますが、年代を問わない読書離れやネットでの書籍購入、少子化が進んだこと等による教科書販売の減少などを背景に、近年廃業が相次ぎ、県内77市町村においては、本年5月時点では書店のない自治体が42と半数を超え、54.5%という割合は全国ワースト2であります。

このような状況を背景に地域の書店を支え、支援する体制、意識を醸成すべきとの視点より、以下質問します。

1として、出版再販研究委員会、これは、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、そして日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会で構成されていますが、本年5月1日、再販売価格維持契約書から、これまで官公庁、自治体、公共・学校図書割引販売の根拠となっていました「官公庁等の入札に応じて納入する場合については定価販売規定は適用しない」という記述を削除しました。本県においても、委員会は、知事や市町村長に対して、図書調達に当たっては定価購入を前提としていただくよう理解を得たいとしています。

これまでの県の図書調達においては定価を予定価格として設定してきたと受け止めていますが、今後も継続して行っていく方針か、会計局長に伺います。

2として、図書調達の際に保護フィルムがけなどの装備を求められ、書店側の大きな負担となっているケースもあると聞いていることから、県立長野図書館における対応について伺います。また、図書調達においては地元資本の書店より優先的に購入すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

次に、政府関係機関の誘致について質問します。

政府が2026年度、来年度の設置を目指す災害対策の司令塔となる防災庁を誘致する動きが活発化しています。新たな動きとして、昨日、政府は、来年11月を念頭に設置を目指すとの方針を明らかにしました。地方拠点については、日本海溝・千島海溝地震と南海トラフ巨大地震の被害が想定される対策推進地域に1か所ずつ設置する方向です。

阿部知事は、全国知事会長として「現場から、日本を動かす。」を掲げ、東京一極集中は正に力を入れた活動、提言をされています。東京一極集中の是正を図るという観点からも、本県において防災庁地方拠点を含めた政府関係機関の誘致を進めていくべきと考えますが、県内市町村の意向などを踏まえ、県としてどのように進めていくか、知事に伺います。

最後に、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働方針を受けた本県の対策について質問します。

先月、柏崎刈羽原子力発電所が再稼働方針であることが新潟県知事より示されました。今後

再稼働が決定された際は、原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内において、これは原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づいていますが、原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画の策定が進み、併せて原子力発電所30キロメートル圏内、新潟県では9市町村において国の広域避難計画に基づき避難道路の整備が進んでいくことになります。

一方、本県の飯山市、野沢温泉村、栄村の3市村の一部は、30キロメートル圏内には位置していませんが、かつて被曝対策を取る放射性ヨウ素防護地域とされていた50キロメートル圏内にあることから、2015年に規定は廃止されたわけですが、有事に備え、避難道路整備や連絡体制の構築、ヨウ素剤の備蓄等を求める声があります。これらの声に県としてどのように応えていくのか、危機管理部長に伺います。

〔会計管理者兼会計局長柳沢由里君登壇〕

○会計管理者兼会計局長（柳沢由里君） 私には図書の調達における予定価格の設定について御質問をいただきました。

物品の購入に当たっては、地方自治法及び県の財務規則に基づき、一般競争入札または随意契約により競争性を確保し、購入しているところですが、市場価格が一定している図書や雑誌などの随意契約の場合には1社からの見積書徴取による購入を可能としています。

図書については、同一品質・規格のものが至るところで販売され、どこで購入しても値段に差異がないため、市場価格である定価を予定価格としています。今後も、図書の調達に際しては予定価格は定価とすることを原則とし、運用等についてより明確にし、県の発注機関へ周知してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には県立図書館における図書調達についてのお尋ねでございます。

県立長野図書館の図書調達に際して、長野県に関する地域資料は地元書店から購入しており、保護フィルム等の装備は求めてはおりません。なお、全国に流通する一般図書等は、地元書店団体を通じて県外の大手事業所から調達しており、県外事業者が保護フィルム等の装備つきで納入しているところでございます。

令和6年度の県立長野図書館における図書の調達割合は、金額ベースで、県外業者が約51%、地元書店が約17%、その他出版社などが約32%となっております。県外業者からの調達が多い状況となっているものの、多様な県民ニーズに対応していくため、限られた予算と人員体制の中で、現在の調達方法は合理的な方法であると認識しているところでございます。

県内の公立図書館においては、読書文化の興隆と地元経済への還元を目的として、保護フィルムの装備等を福祉施設に委託する地元書店から直接図書を購入する事例もございます。今後

は、こうした事例を参考に、効率性を維持しつつ、地域振興の観点から調達方法について研究していくとともに、県内で事例を広く共有する場を設けてまいりたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）政府関係機関の誘致についての考え方、進め方について御質問をいただきました。

人口減少に適応した持続可能な社会を構築していくためには、今の過度な東京一極集中に歯止めをかけるということが重要だというふうに考えております。企業、大学や政府関係機関を分散化していくことは有効な手段だというふうに考えております。

また、近年の気候変動等による災害の多発化や巨大地震の発生リスクを踏まえますと、政府機関については、一定の地域だけではなく、地方に移転して、分散型の社会をつくっていただくということが必要だと思っております。先日の全国知事会議におきましても、実効性を伴った政府関係機関等の地方への移転の推進など、大都市部への偏在是正を求める提言を取りまとめさせていただいたところであります。こうした問題提起を地方の側から国に対して継続的に行っていくことが必要だというふうに考えております。

本県としても、防災庁をはじめ省庁や研究機関の地方部の移転につきましてはこれまで国に対して要望してきているところでございます。引き続き政府関係機関の移転に関する情報の積極的な把握等に努め、県内市町村ともしっかりと連携して対応していきたいと考えております。

以上です。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には柏崎刈羽原子力発電所の再稼働方針を受けた本県の対策について質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、かつては国の原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針におきまして、放射性物質の影響を避けるため、おおむね50キロの範囲を屋内退避等の防護措置を実施する区域、PPAとして暫定的に設定されました。

その後、平成27年4月に原子力災害対策指針が改正され、国際原子力機関、IAEAによる国際的な基準では、50キロ圏内の防護措置区域、PPAは設定されていないということ、地震、津波の評価の厳格化や設備の多重化など原子力発電所設備の新たな安全基準が定められしたことから、あらかじめ避難や防護の準備が必要な原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は原子力発電所から30キロ圏内とされ、本県はその区域には該当しておりません。

また、新潟県による被曝線量シミュレーションでは、想定される最大事故の場合においても、防護措置が必要な基準に達するのは原子力発電所から4.5キロまでの地点とされていることも

踏まえ、本県では広域避難計画の策定や安定ヨウ素剤の備蓄は現在しておりません。

一方で、東日本大震災において放射性物質が広範囲に拡散した事実を踏まえ、本県では、万が一の事態に備えまして、地域防災計画における原子力災害対策編の作成、県内7か所のモニタリングポストによる平時からの放射線量の測定、東京電力との覚書に基づく連絡体制の構築、東京電力や原発立地県である新潟県との情報伝達訓練の実施などの対応を行っているところでございます。

さらに、住民の方の声に対しましては、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策、新潟県のシミュレーションなど、東京電力や新潟県が提供している情報につきまして、市町村とともに住民の皆様へしっかりと周知してまいりたいと考えております。

以上です。

[19番大井岳夫君登壇]

○19番（大井岳夫君） それぞれ答弁をいただきました。書店支援に係る質問についてもそれぞれ答弁をいただいたわけですが、図書購入におきまして、県外資本の書店からの購入割合のほうが大きいということでありましたけれども、地元の書店を守る意義というものにつきましては共通の理解をしていただいたかというふうに思います。これから県内資本の書店からの調達の在り方についても研究していくことありますが、このウエートがより高まるように研究、そして速やかに実行に移していただくということを期待いたします。

さらに、教育長に要望で申し上げますが、全国学校図書館協議会による第69回学校読書調査では、高校生の48%、2人に1人は1か月に一冊も本を読まないとされており、文化庁が16歳以上を対象に実施した令和5年度国語に関する世論調査においては、62.6%が1か月に一冊も本を読まないと回答しています。さらに、先ほども触れましたが、書店のない自治体には図書館がないこともあります。時代の流れだから仕方がないではなくて、図書離れ、読書離れを食い止めるという観点からも、小学生の頃から読書習慣をしっかりと身につける信州教育の推進を求めて、一切の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君） 次に、小林陽子議員。

[2番小林陽子君登壇]

○2番（小林陽子君） 皆様、こんにちは。安曇野市選出の改革信州、小林陽子です。

初めに、未来の社会を担う子供たちへの長野県教育について質問いたします。

全国で不登校の児童生徒は増えており、令和6年度は約35万4,000人と12年連続で増加し、過去最多を記録しました。本県でも、小中学生の不登校児童生徒は令和6年度過去最多の7,248人となり、中でも小学生は10年前の5.6倍になっています。不登校の要因としては、不安や無気力、いじめや人間関係のトラブル、学業のストレス、家庭環境、起立性調節障害、発達

障がいに関すること等様々な要因が考えられています。

2016年には、文部科学省が全国の小中学校、高等学校に宛てた通知で、不登校は問題行動ではないという方針を打ち出し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策に取り組んでいます。長野県では、フリースクール認証制度やウェルビーイング実践校T O C O – T O N（トコトン）等の様々な施策に取り組んでいると承知しております。

低学年のうちに不登校になると、その後も長期間にわたり不登校になりがちになることから、特に不登校の低年齢化への対策が必要です。幼稚園、保育園の遊び中心から小学校の学習中心への移行につまずくいわゆる幼保小ギャップは、幼稚園、保育園では年長者だったのに、小学生になった途端小さな子扱いをされて自尊心が傷ついたり、核家族化や親の共働きで小学校の学習へのフォローが間に合わないなども要因と考えられます。自然の中での遊びから既存カリキュラムに沿った学習への壁もありそうです。幼保小ギャップにつまずく子供が多くいる中で、幼稚園、保育園から小学校への移行を円滑にするためにどのような取組をしているでしょうか。武田教育長に伺います。

2023年に発足したこども家庭庁は、5歳児健診を推奨し、5歳児健診を行う自治体は国庫補助金を利用することができます。5歳児健診とは、就学前に実施されている就学前健診とは別に、就学の約1年前に子供の身体的・社会的発達状況を観察し、その結果に応じて療育的な支援も含めフォローをするための健診で、就学への円滑化を図るために有効であると考えます。

先月、会派改革信州で現地調査をしました秋田県では、25市町村のうち5市町村が実施しており、令和11年までに全市町村で実施を目指すとのことです。そこで、県内自治体の5歳児健診の現状と、今後推進していく上での取組について筮渕健康福祉部長に伺います。

長野県は、信州型フリースクール認証制度という独自の認証制度を2024年度に全国で初めて導入し、居場所支援型と学び支援型の二つの類型で現在40のフリースクールを認証しています。保護者や地域の期待は高く、児童生徒がどこにいても支援が届くべく、在籍校との連携の状況について伺います。

フリースクールごとの方針の違いから利用料が異なることや、遠距離で交通費がかかるなど保護者の負担感についての声もあります。児童生徒の安全確保も気になるところです。こうした利用者の費用負担への対応やフリースクールの質を担保するための取組について酒井こども若者局長に伺います。

不登校児童生徒の保護者支援について、以下2点、質問いたします。

児童生徒が抱える問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職であるスクールソーシャルワーカーは、国家資格の社会福祉士、精神保健福祉士等が担い、複雑化する問題を解決するコーディネーター的な役割も担っており、保護者への

支援としてもその役割は大きいと考えます。県内のスクールソーシャルワーカーの活動状況について伺います。

仕事をしている保護者の時間に合わせて夕方から活動が本格化することや、保護者や関係者との人間関係を築くため時間が必要なのに、ほとんどが会計年度任用職員として活動時間が制限されたり、また、単独行動が原則なため、同僚や先輩の様子を見て経験を積む機会に乏しいなど、働く環境は厳しいと思われます。こうした不斷の努力をされている専門職として、スクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員ではなく常勤雇用すべきと考えますが、いかがでしょうか。武田教育長に伺います。

子供の不登校をきっかけに、親が子供をケアするため仕事を辞める不登校離職は、親にとってキャリア上の損失であると同時に、企業にとっても貴重な人材の流出となる社会的課題です。不登校支援等に取り組むN P O法人が不登校のお子さんを持つ保護者を対象に行ったアンケートによると、4人に1人が離職か休職に至り、約4割の家庭で収入が減り、家計が不安定とのことです。小学校低学年のお子さんを家に1人きりでいさせられないのは当然のこと、高学年でも親がケアを行えるよう、企業が柔軟な働き方の制度を採用するなどの対策が必要と思われます。不登校離職についてどのように考えるのか、米沢産業労働部長に伺います。

学びたいと思ったときに学べる環境があることが大事であり、多様な学びの実現も必要であると考えます。I C Tの活用は日本でも進んできましたが、アメリカで行われているホームスクーリングは、家庭の力を借りて義務教育が保障される制度であり、子供に合った学びができるようにするためにそのような制度があったらよいという声も聞いておりますが、学びの保障についてはどのようにお考えでしょうか。武田教育長にお尋ねします。

子供たちに自己発見の機会を提供する学校外や地域での活動は大事です。とりわけ海外での経験は大きな学びを得る機会となると考えます。海外で言葉や文化の違いを感じ、乗り越える経験を通して、実践的な問題解決能力や新しいことに挑戦する意欲が育まれ、国際感覚の育成にも大いに役立ちます。

本県では、高校生の留学を支援する県独自の制度、信州つばさプロジェクトがあり、令和9年度までに高校生の2%が海外を経験することを目標に掲げていますが、その取組状況について伺います。また、小中学生が海外を経験できる取組についてはいかがでしょうか。現状を伺います。

子供たちが通いやすい学校とは、一貫して子供たちの意思を尊重する教育を行う学校であると考えます。子供たちが後に社会の主役として活躍するため、リーダーシップや社会参画意識を醸成する教育が必要と考えます。例えば、中高生が校則や服装について自分たちで考え、答えを出すことなどが考えられますが、御見解を伺います。

教師が負担になっていることとして、保護者への対応が上位に挙がっています。本来、子供たちへの指導など教育へ向き合うべき教師において、構造的な負担の原因を解消しない限り教師の働き方改革は絵に描いた餅に終わってしまいます。こうした点も踏まえ、県内の保護者対応への取組状況について、以上を武田教育長に伺います。

10月18日に開催された信州みらいフェスでは若者の社会参画促進がテーマとして取り上げられており、北九州市のZ世代課の取組などが紹介され、子供・若者が社会参画していくことに知事も大変前向きな御発言をされていましたが、若者の社会参画についてどのように進めているのか、阿部知事に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には6点質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、幼稚園、保育園から小学校への移行を円滑に行うための取組ということでございますが、幼稚園、保育園での遊びや体験が小学校での学びに円滑に生かされていくことが、子供が安心して学校生活を楽しむことにつながると考えております。しかし、現状においては、小学校において、学びは教室で行われるものという意識が依然として強く、また、1年生にはしつけ的な指導が多く、こうした幼児期の学び方とのギャップが子供のつまずきにつながっている面もあると認識しております。

これまで、県教育委員会では、学校に対して幼保小接続カリキュラムの開発を支援するとともに、各種研修会を通じて具体的な実践事例を共有してきているところであります。今後におきましては、ウェルビーイング実践校T O C O – T O N（トコトン）を中心に、信州やまほいく等自然体験を重ねてきた子供たちの小学校への円滑な接続に向けた取組を進めていく予定でございます。

さらには、来年度は、オンラインを活用して、県内全ての公立小学校1年生の担任を対象に、幼児期の育ちを踏まえた指導の在り方等情報共有の機会を定期的に行う予定であり、こうした取組を通じて幼保小の円滑な接続を図ってまいる所存でございます。

続きまして、スクールソーシャルワーカーの活動状況や雇用形態についてでございます。

現在、県内の五つの教育事務所に42名のスクールソーシャルワーカーを配置しており、この数はこの10年で30人ほど増員してきており、高まるニーズに対応しているところでございます。

主な活動としては、家庭訪問や相談対応、市町村の福祉担当課や医療機関等との連携による生活面の課題調整を行い学校と家庭をつなぐことなどで、昨年度は1,200名の児童生徒に関する案件の支援を行ったところでございます。

さらに、令和7年度より、全県を統括するフルタイムのスクールソーシャルワーカーが全県の支援状況の把握や個別ケースへの指導・助言を行うなど、支援の質の向上に努めているところ

ろでございます。

また、スクールソーシャルワーカーの雇用形態につきましては、勤務の特殊性に鑑みた柔軟な対応が可能となるよう、また、それぞれの事情にも配慮しながら、引き続き安心して働く環境づくりを検討してまいる予定でございます。

続きまして、多様な学びを実現するための学びの保障についてでございます。

学びたいときに学ぶことができる環境を整えることは、全ての子供に学びの機会を保障する上で極めて重要であると認識しております。そのため、教育委員会では、これまで、子供一人一人の状況や願いに応じて学び方の選択肢を広げるよう学校現場に働きかけてきているところであります。例えば、子供がやりたいことを追求できる時間を日課に設ける。放課後に登校した子供のための学習時間を確保する。不登校や病気などで登校できない子供にオンライン授業やＩＣＴを活用した学習支援を行うなどでございます。

今後は、教育課程や授業時間等を柔軟に編成できる学びの多様化学校の設置を市町村教育委員会とともに推進することも含め、どの子にも学びを保障できる仕組みについて引き続き取り組んでまいります。

続きまして、子供たちの海外での学びについてでございます。

信州つばさプロジェクトは、平成30年から実施し、令和7年度までで455名の高校生を支援しているところでございます。そのうち、3か月以内の短期留学は451名、1年程度の長期留学は4名となっております。

本プロジェクトは、高校生の学びや進路選択に大きな影響を与えてきているところと承知しております、例えば、現地の高校生との交流で相手の英語力に圧倒されたことを契機に、同じ高校生なのになぜこんなに英語が流暢なのかという問い合わせが生まれ、英語教育に興味を深め、現在は県内の高校で英語教員として活躍しているという例もございます。

また、義務教育段階においては、今年度、小学生高学年から中学生を対象に、地域や国内外での体験を通じて児童生徒の課題発見・解決力やグローバルな視野を育むことを目的に、産学官が連携して「We Are Astra！～長野県の明日を切り拓くトラベラーズ～」の実行委員会を立ち上げ、取組を進めているところでございます。

続きまして、リーダーシップや社会参画意識を醸成する教育についてでございます。

子供たちが社会の主役として活躍するためには、子供の意見を尊重し、学校づくりに子供が参画していくような取組が重要だと認識しております。この理念は、子どもの権利条約にも示されており、県教育委員会としても子供の権利を尊重する学校づくりをより一層進めてまいります。

その上で、今後は、子供たちが自分の生き方を考え、社会との関わりを主体的に選択できる

ようによるため、中学校で生き方教育を普及していきたいと考えております。具体的には、世の中のリアルな仕組みを学び、社会参画に必要な力を育むカリキュラムを構築し、県内の学校でモデル実践を行う予定でございます。

また、高校では、総合的な探究の時間を活用し、地域課題の解決等をテーマとしたプロジェクト型学習を進める学校が増えてきておりまして、今後、こういった探究的な学びを広げ、地域や企業との連携をさらに深め、実社会と結びついた学びを推進してまいります。こうした取組を通じて、子供たちが自らの意思を持って社会に参画し、リーダーシップを発揮できる資質・能力を育成してまいります。

最後に、保護者対応への取組についてでございます。

県教育委員会が行った令和6年度業務改善調査では、「教員が負担に感じていること」の質問に対して、小学校は65%、中学校は55%の教員が保護者対応と答えており、多くの教員が保護者対応に負担感を持っていると認識しております。

県教育委員会では、令和6年度より、過剰な要求等に対して市町村教育委員会が法律相談できる長野県スクールロイヤー制度を導入しております。利用した6件の市町村からは、専門家の意見を聞き、過度な要求に自信を持って対応することができたなどの声が寄せられています。

また、行政、教育、学校、産業、大学、保護者、地域等、多様な立場の関係者で構成する子どもの学びをトコトン支える県民の会との協働により、暴言や長時間の拘束など教職員への行き過ぎた行為が軽減されるようポスターを作成し、各学校に配付したところでございます。引き続き教師の負担軽減に向け、市町村教育委員会のほか、弁護士、カウンセラーなど専門家と連携して保護者対応についての取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には5歳児健診の現状と県の取組についてのお尋ねでございます。

5歳児健診は、議員御指摘のとおり、就学前の子供の心身の健康と発達状況を総合的に確認し、必要な支援につなげることを目的としており、健診結果を基に、医療、福祉、教育機関等と連携し、円滑な就学準備を進めるために重要なものと認識しております。

県内では、現在、5町村が5歳児健診を実施しているほか、39市町村において保育士や保健師等による面談を行い、必要に応じて医療機関へつなぐ5歳児相談という5歳児健診に準じた取組を行うなど、各市町村の状況に応じた早期発見、支援体制を整備しております。

県といたしましては、全ての市町村での5歳児健診、またはそれに代わる相談支援体制の構築が必要であると考えており、未整備の市町村に対する支援が重要であると認識しております。

今後も、信州母子保健推進センターを通じて、市町村の体制整備のための専門研修会や個別支援、情報発信を行い、地域の実情に応じた早期発見、支援体制の構築に向けて支援を行ってまいります。

以上でございます。

[県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇]

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には信州型フリースクールにおける在籍校連携や利用者の費用負担への対応及び質の担保について御質問をいただきました。

まず在籍校等との連携ですが、信州型フリースクール認証制度につきましては現在43か所を認証しておりますが、認証基準の一つに、在籍校との連携協力がございます。具体的には、利用する児童生徒の出席状況や学びの様子の定期的な共有など、在籍校と連携協力関係を築いていることを求めております。

また、不登校支援機関連携推進員を各教育事務所に配置し、在籍校や教育委員会との連携状況の確認や継続的なフォローを行っております。連携状況として、例えば諏訪地域では、市町村教育委員会や学校長、フリースクールや居場所の代表者等が参加する連絡会を定期的に開催し、関係者間の連携を深める取組が進められております。県ではこうした取組が他の地域でも行われるように周知等に努めてまいります。

次に、利用者の費用負担への対応についてですが、フリースクールは市町村を越えての利用が多くいため、運営費については広域的な観点から県で支援する一方で、利用料等の保護者負担の軽減については、利用者のほとんどが義務教育年齢であるため、市町村に支援していただくといった両者で連携した支援を行ってまいりたいと考えております。

こうした考え方は、これまでも、市長会、町村会の総会など様々な場面で説明し、本年度は18市町村で利用料等の支援を実施していただいております。また、現在フリースクールを利用されている児童生徒が在住する市町村のうち約6割の市町村が支援策を実施あるいは検討中という状況でございます。

最後に、フリースクールの質の担保については、認証審査時に現地訪問も行い、安全確保の状況等を含む運営実態を把握したり、不登校支援機関連携推進員が日頃からの支援、助言等を行っております。また、運営スタッフ向けのオンライン動画を中心とした全17講座の研修を実施しております。今年度は、C A P講習や救急救命講習を実施いたしました。今後もこうした取組を進め、子供への安全・安心で適切な対応が担保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

[産業労働部長米沢一馬君登壇]

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には不登校離職について御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、不登校離職は、個人のキャリアの断絶であると同時に、人手不足が深刻化する中、企業にとっても貴重な人材の流出であり、ひいては県経済全体の停滞を招く課題であると認識しております。

このため、県では、子供の不登校に限らず、育児や介護など様々な事情に対応しながら仕事と両立できる職場環境づくりを支援しております。具体的には、職場環境改善アドバイザーが企業を訪問し、フレックスタイム制や時差勤務など多様で柔軟な勤務形態の導入のサポートや、従業員に実際にこうした制度を利用してもらうためのアドバイスを行っております。

また、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度では、認証項目として、今申し上げた多様な働き方制度とともに、半日や時間単位での有給休暇取得を可能とする柔軟な有給休暇取得制度を設けており、いずれも、制度の導入のみならず、直近1年間の従業員の利用実績を求めることで、導入するだけでなく実際の活用を企業に促しております。こうした取組により、不登校の子供を持つ親の急な早退や在宅での見守りといった日常的なニーズに対応できる企業が増えるよう、引き続き働きやすい職場環境づくりを支援してまいります。

以上です。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には若者の社会参画をどう進めていくのかという御質問をいただきました。

様々な考え方があると思いますが、大きく分けて二つのアプローチかと。一つは、我々政治・行政の政策決定プロセスに若者の参加を促していくこと、もう一つは、若い人たちの主体的な活動を応援していくことだと思っています。

前段の政策決定プロセスへの参加については、本県は審議会等におおむね30代までの若者を原則1名以上登用するという方針を定めています。11月末現在で若い世代の委員が登用されている審議会等の割合は約3割ということで、今年の年度初めに比べますと約倍に増えています。引き続きこうした取組を進めていきたいと思います。

また、私が全国知事会の会長に就任する際に、地方自治・民主主義のアップデートということを主なテーマとして掲げてますが、それを受け、地方自治・民主主義の確立に向けた研究会を有識者の方にも御参画いただいて全国知事会で設置いたしております。1回目の研究会を開きましたが、テーマが幾つかあります、その一つは被選挙権年齢の在り方あります。ほとんどの有識者の方は被選挙権年齢の引下げを行うべきという方向性がありました。今後まだ議論を続けますけれども、こうした方向性を踏まえて知事会としての考え方を整理した上で、国に対しても問題提起をしていきたいというふうに思っております。

それから、若者の主体的な活動を応援するという観点では、これまでユースセンター、高

校生等の居場所などの設置の促進に努めてきておりますが、もう一方で、来年度の信州若者みらい会議においては、いわゆるユースカウンシル、若者主体で政策形成等に取り組んでいく組織の設立準備を活動のテーマにしていくということも現在検討されているところであります。こうした組織ができると、若者が主体的に社会的な問題にコミットすることができる形になってくると思いますので、ぜひ若い人たちのこうした動きを県としてもしっかり応援していくといったいうふうに思っております。

こうしたことを通じて、若い人たちの意見が社会や行政の意思決定に十分反映されるとともに、若者が主体的に問題提起や行動ができる、そうした長野県になるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君） それぞれ御答弁をいただきました。

不登校離職の対策についてですけれども、介護や育児と同様にということですが、これもお母さんのほうが離職する割合が高いかと思いますので、ぜひ周知からしっかりと取り組んでいただければと思います。

信州みらいフェスですけれども、私も見せていただきました。大変よい取組だなと思いました。若者が政策決定をしていく。政策について提案をする。そして、それに知事も反応して生かしていきたいというようなお話をございました。ただ、もう少し多くの方に共有できればよかったですかなというふうに思いました。子供の成長段階を追って、子供や若い人たちが政治や政策などにも興味を持って社会参画ができるように引き続き取組をいただきたいと思います。

次の質問に移ります。就農支援と農村生活マイスターについてです。

就農には、農地の取得・賃借以外に、機械や園芸施設、住居、倉庫の取得・賃借などの課題があり、ハードルが高いと言われます。農地の近くに住居が見つからない。空き家があっても貸してもらえるものが少ないなどの声も寄せられていると聞きますが、就農者を増やすために県としてどのような取組を行っているでしょうか。

農村の女性リーダーである農村生活マイスターは、30年以上にわたり、伝統食の継承、農村における人と人とのつながりづくり、農村での女性グループ運営、女性の自立等大きな役割を果たしてきました。

近年では、農業従事者が減少する一方で、移住者の田園志向、教育旅行やインバウンドのアドベンチャーツーリズムなど農村生活の価値として伝統食や収穫体験等が見直されており、農村生活の中核的存在として期待がますます高まっています。

しかし、農村生活マイスターの方からは、何でもかんでも声がかかり、自宅の営農もやりな

がらボランティア的に活動するのは限界との声や、研修への支援があると活動しやすいという声を伺っています。農村生活マイスターの認定状況や認定後の支援の状況はいかがでしょうか。以上2点を村山農政部長に伺います。

最後に、県内の景気と来年度予算について質問いたします。

日本銀行松本支店による11月の県内景気判断が19か月ぶりに引下げとなりました。人手不足や賃上げへの対応、インフレなどにより、苦境の続く企業も多いと推察される状況の中、県においては長野県経済の動向をどう分析しているのかを米沢産業労働部長に伺います。

県財政は110億円を超える収支差となっており、国による地方財政対策の動向によってはさらに厳しい財政運営となることも考えられますが、歳入確保及び歳出削減の取組について伺います。また、その上で、来年度予算編成に向けて重点的に取り組む分野をどのように考えているのかを須藤総務部長にお尋ねいたします。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 2点御質問をいただきました。

まず、新規就農者の増加に向けた取組についてでございます。

県では、市町村、JAなど関係機関と連携し、就農希望者それぞれの思いに寄り添いながら、相談から体験、研修、就農、経営の安定・発展に至るまで一貫したきめ細かな支援に努めているところでございます。農業経営に必要な農業機械や園芸施設の確保については、初期投資を抑えるため、国、県の補助事業を活用し、導入を支援しているところでございます。

また、移住者が就農する際には、住居はもとより、農機具を保管する格納庫や収穫した農産物を出荷に向けて調整等を行う作業小屋の確保が必須であり、まずはこれらの情報提供が重要と認識しております。このため、市町村、JA等が有する情報を一元化し、県の就農支援ウェブサイト「デジタル農活信州」において発信しているところでございます。県としては、こうした取組を十分に活用してもらえるよう、農業農村支援センター等を通じて周知に努めるとともに、引き続き就農希望者からの相談に耳を傾けながら様々な課題の解決に努めてまいります。

次に、長野県農村生活マイスターの認定及び支援の状況についてでございます。

本制度は、農業・農村の活性化に向けて農業経営と農家生活の向上に意欲的に取り組む女性農業者を実践的リーダーとして知事が認定するもので、平成4年の制度発足以来1,200名を超える方々を認定し、現在は約700名の方に地域で御活躍いただいております。

農村女性の社会参画の促進に向け、農村生活マイスターの重要性はますます高まっており、現在、第4期長野県食と農業農村振興計画に掲げる年間15名のマイスター認定の目標に対し、昨年度は25名、今年度は27名と、目標を上回る認定状況となっております。

農村生活マイスターは、県が進める施策、例えば、地域固有の伝統料理等の次世代への伝承

や地元農産物を活用した地産地消などを推進する重要な役割を担っていただいていることから、県では、これまで、マイスター同士の相互研さんのための学習会や食育活動などの取組への支援を実施しているところでございます。

農業・農村をめぐる状況は、制度創設以降大きく変化していることから、今後もマイスターの皆様からの御意見を伺いながら、県として必要な支援を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[産業労働部長米沢一馬君登壇]

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には長野県経済の動向分析について御質問をいただきました。

日本銀行松本支店の11月の金融経済動向によると、「長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している」とされ、議員御指摘のとおり、前回10月の「持ち直している」から引き下げられているところです。

本県経済は、設備投資は本年度計画が前年度を上回るなど堅調に推移、生産は横ばい圏内の動き、業種に偏りはあるものの雇用・所得は改善と、全体としては持ち直していますが、今回日本銀行松本支店が一部に弱めの動きとした主な要因は、自動車の新車登録台数や宿泊客の減少に、物価上昇の影響もあり、個人消費の頭打ち感から判断を引き下げたものと承知しております。

県内経済全体を俯瞰しますと、基幹産業の製造業のうち半導体関連企業で、AI向け半導体の需要拡大に伴い受注・生産が増加、情報サービス業では、DXや省力化等の設備投資に前向きな企業が多いことから好調が継続などポジティブな動きがうかがえる一方で、全国の状況と同様に原材料価格の高騰や賃上げ原資確保による経費増加と企業収益の縮小、米国関税措置の影響を受けているまたは懸念しているとする企業が増加しているものの、サプライチェーンの再構築や国内産原料にシフトする等戦略を前向きに立て直す動きも見られる。依然高い水準にある人手不足感と、それに伴う建設業や飲食業など一部業種での受注機会や売上機会の損失など、本県経済の下押しリスクに十分注意を払う必要があるとも考えております。

今後、県として、継続する物価上昇が個人消費や企業活動に及ぼす影響、さらに、海外経済の動向変化等を適時適切に把握、分析し、短期、中長期の対策に機動的に取り組んでまいります。

以上です。

[総務部長須藤俊一君登壇]

○総務部長（須藤俊一君） 私には来年度予算編成における歳入確保及び歳出削減の取組、重点的に取り組む分野について御質問を頂戴いたしました。

来年度の県財政は、社会保障関係費の増嵩に加え、経済情勢の変化等による人件費や公債費

の増加などもあり、厳しい状況が続く見込みでございます。

予算編成に当たりましては、国庫補助金や交付税措置のある地方債など活用可能な財源を最大限活用し歳入確保に努めるとともに、事業構築の際は、政策評価や事業実績等を踏まえ、関連事業を含めた見直しを行うなど、スクラップ・アンド・ビルトを徹底し、選択と集中の強化により歳出の削減を進め、収支差の圧縮に努めてまいります。

その上で、当初予算で特に力点を置くべき重点項目といたしましては、産業競争力の強化、家計可処分所得の向上、持続可能な農業や観光立県の実現といった経済産業施策、教育、子育て支援の充実、安心・安全な医療提供体制の構築、移動利便性の向上などの暮らしを支える施策、さらに、脱炭素社会の実現、「伝わる広報」への転換を位置づけております。これらの施策に財源を重点配分し、めり張りのある予算となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君） 農業は本県の基盤産業であり、農村は本県の大切な財産であります。就農や農村づくりの支援にきめ細やかな支援施策を引き続きお願ひいたします。

来年度予算にお聞きしました。地域が元気になる来年度の重点事業に期待しますけれども、税収も上がって県の財政も充実していくという好循環のイメージを描きながら、その実現に向け、我々も一丸となって頑張ってまいりましょう。

これで私の一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君） この際、15分間休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後3時12分開議

○議長（依田明善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君） 公明党長野県議団、加藤康治です。今回は、10月に県議団として阿部知事に行わせていただきました来年度予算に向けての要望項目の中から、幾つかの点についてお伺いさせていただきます。

初めに、奨学金返還支援について伺います。

文部科学省や日本学生支援機構の調査によりますと、日本の大学や短大、専門学校などの高等教育機関への進学率は約87%となっておりまして、昼間の大学に通う学生全体の約55%が奨

学金を受給しています。

卒業した後の奨学生の返済額が毎月1万5,000円以上となっている方もいらっしゃり、就職後の限られたお給料の中での奨学生の返済が若者に重くのしかかっています。奨学生を活用されている方は、借金をしてでも大学などで学びたいという意欲を持った方が多く、そのような方を積極的に支援していく必要があります。

公明党では、さきの参議院選挙での重点政策で、奨学生の返済額に応じた所得税減税を提案いたしました。実現に向け、今後政策に賛同していただける政党と協議を行うこととしています。

県では、企業が従業員を経由せずに日本学生支援機構に直接返還する代理返還制度や、手当の支給により奨学生の返還を支援した場合に補助を行う奨学生返還支援制度導入企業サポート事業を行っています。全国でもトップクラスの補助の内容となっておりまして、現在行われている臨時国会の参議院の代表質問の中で、我が党の西田幹事長から長野県の取組を紹介させていただきました。

そこで、県が行っている奨学生返還支援制度導入企業サポート事業の実施状況について伺います。また、企業による奨学生返還支援の取組を促すために代理返還制度を含め周知を進めていただきたいが、県の状況はいかがか。以上を産業労働部長に伺います。

一方で、この奨学生返還支援制度ですが、個人事業主やフリーランスの方は対象にはなっていません。そのような方への支援も検討する必要があると考えます。若者の奨学生返還支援策として、奨学生返済額の一定割合についての減税や給付など奨学生返還に係る負担軽減をさらに推進すべきと考えますが、こども若者局長に伺います。

次に、学生バスの創設について伺います。

高校生を中心に、学校へ通学する際のバスや電車などの通学費が重くのしかかっていて、これを何とかしてほしいという切実なお声をお聞きします。特に、中山間地域から通学する御家庭にとっては深刻な課題となっています。現在、市町村を中心に、高齢者の移動手段を支援するため、公共交通に定額で利用できるシルバーバス事業が行われていますが、高校生や大学生についても同様の仕組みで支援を行う必要があると考えます。

鳥取県では、令和2年から、市町村と連携して、一月に7,000円を超える部分の高校生の通学費について助成する事業を行っています。通学費の助成を行うことにより、子育て支援にもつながると考えます。

そこで、若者の公共交通の利用促進策の一つとして、高校生、大学生などがバスや電車などの公共交通を定額で利用できる学生バスのような支援制度を市町村と連携して創設すべきと考えますが、交通政策局長に御所見を伺います。

次に、予防医療の推進について伺います。

いつまでも健康で長生きしたいということは多くの方が願われていることではないかと思います。そこで重要になってくるのが予防医療です。予防医療には、一般的に、病気にならないようとする1次予防、病気を早期発見・治療する2次予防、病気の悪化を防ぎ社会復帰を目指す3次予防の考え方があり、これを全般的に進めることが重要です。予防医療を進めることは、結果的に医療費の削減にもつながるものであり、県においても予防医療に積極的に取り組むべきと考えます。

国においても、地方自治体等が民間事業に委託する事業で解決すべき社会課題に対応した成果指標を設定し、成果指標の改善状況に応じて委託費の支払額を連動させる成果連動型民間委託契約方式の仕組みによる支援を行っています。地方自治体にとっては、従来の委託事業よりも成果指標の達成に主眼が置かれるため、社会課題の解決や将来の行政コストの削減につながるなどのメリットがあります。

県では、平均寿命が男女ともに全国トップレベルの健康長寿をさらに前進させ、一人一人が生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らせるしあわせ健康県づくりを進めるため、県民の健康増進を図る信州ACEプロジェクトを行っていますが、プロジェクトにおける予防医療の位置づけや取組の状況について伺うとともに、介護予防や健康づくりを目的とした成果連動型民間委託契約方式等による予防医療を推進すべきと考えますが、健康福祉部長に伺います。

次に、子どもベーシックサービスの推進について伺います。

日本は、少子高齢化や人口減少による厳しい状況が予測されています。2040年過ぎに高齢者人口はピークに達し、15歳から64歳までの生産年齢人口が大幅に減少します。2040年へ向けて少子化の流れを抑制しつつ、互いの支え合いを基盤にした新しい社会の構築へどのように踏み出しか。これから先はまさに正念場の15年となります。

この問題に対処するため、公明党では、昨年、社会保障を中心に日本が目指すべき将来像を示した2040ビジョンの中間取りまとめを公表しました。このビジョンは、人々のつながりや支え合いを幾重にもつくり上げ、全ての人の尊厳を守るとともに、それぞれの自己実現に最適な環境を提供できる社会として創造的福祉社会の構築を目指すものです。

具体的な制度の構築に際しては、医療や介護、福祉、教育など人間が生きていく上で不可欠な公的サービスに関して、所得制限なく無償化し、全ての人が利用できるようにする、いわゆるベーシックサービスの考え方を踏まえて取り組みます。特に、教育や子育て、若者支援は、生きていく上で最重要のベーシックサービスであり、若者に選ばれる長野県を目指すためには、これらの分野に対し、ほかの自治体にはない大胆な政策の実行による言わば子供ベーシックサービスを推進していく必要があります。

この子供ベーシックサービスの推進に当たっての課題について今日は2点申し上げたいと思います。

一つは、ゼロから2歳児の保育利用料です。長野県では、ゼロから2歳児の保育利用料について国の制度に上乗せして補助を行っていただいておりますけれども、まだ全ての方の無償化には至っていない状況です。そしてもう一つは、高校生に対する授業料以外の教育費の負担を軽減する奨学給付金制度です。国では、中間所得層への拡充を検討しております、これが実現しますと現在県が負担している財源が浮いてきますので、さらなる拡充ができるようになります。このような状況を踏まえ、子供ベーシックサービスの実現に近づけていくべきと考えます。そこで、子供ベーシックサービスについての御所見をお伺いいたします。

また、安心して子育てができる長野県を目指し、子供・子育てに関する基本的なサービスの無償化により子供ベーシックサービスを推進するなど、ほかの自治体にはない取組を行うべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

最後に、財源をつくる取組の推進について伺います。

ここまで様々な提案をさせていただきましたけれども、政策を行うには、財源の確保が課題となります。長野県財政は、県税や地方交付税、地方債などにより歳入が確保されていますが、来年度当初予算の編成方針の中でも110億円を超える収支の差が生じる試算となっている現状を踏まえますと、財源確保に向けて新たな発想に立つ必要があると考えます。

公明党では、参議院選挙の重点政策に政府系ファンドの創設を掲げました。これは、我が国が持っている様々な金融資産を安定的、効率的に運用し、その運用から得た果実で国民が期待するような政策に使っていく制度でありまして、ノルウェーやシンガポールなど多くの国で活用されています。臨時国会の予算委員会の質疑の中で、高市総理もこの政府系ファンドについて協力する姿勢を示されました。そこで、県の予算においても政府系ファンドのような財源をつくるという考え方を検討し、推進すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には奨学金返還支援について2問御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、奨学金返還支援制度導入企業サポート事業の実施状況についてのお尋ねです。

本事業は、従業員の奨学金返還を支援し、若年人材の県内中小企業への就職・定着を後押しするために令和5年度に創設した事業です。補助上限額と補助率については、より多くの企業に制度を導入していただくことを目的に今年度拡充を行い、補助率は10分の10、従業員1人当たり年額上限12万円、1企業当たり各年度最大5人まで補助しており、議員御指摘のとおり全国トップクラスの内容になっております。

その結果、令和6年度の支援数は14社、36名だったものが、今年度は、現時点で既に昨年度の2倍となる28社、72名に交付決定を行っており、事業開始以来の支援数は、延べ48社、121名に上っております。

次に、企業による奨学金返還支援の取組を促すための県の周知の取組状況についてのお尋ねです。

企業による奨学金返還支援の取組を促進するため、より多くの企業に制度を知っていたくとともに、事業内容の導入のメリットを理解した上で導入の手続を進めていただけるよう、県では様々なチャネルを活用し、周知を行っております。

具体的には、委託事業者による企業への直接訪問による相談と導入支援、経済団体、社会保険労務士会、金融機関や関係部局を通じた関係団体へのリーフレット配付等による周知、新聞・ラジオ広告、県内金融機関のインターネットバナー広告の活用、県公式LINEや公式Xを活用したプッシュ型情報発信、専用ウェブサイトでの案内、経済団体、金融機関が主催するセミナー等に出向いての説明、企業向け導入に向けたセミナーの開催などを実施しております。

また、代理返還制度につきましても、県補助金の活用を前提に導入の提案や支援を行ってきています。具体的には、就業規則への組み込み方法などの制度構築に向けたアドバイスを行うほか、企業イメージの向上や損金算入が可能となる税制上の優遇措置など導入に係るメリットを周知いたしております。

こうした取組の結果、代理返還制度を含む奨学金返還支援制度を導入した企業数は、事業開始初年度末に26社でありましたが、今年11月末時点では約4倍の118社に増加しており、企業の関心が高まっていると認識しております。

今後も、より多くの企業が従業員の奨学金返還を支援し、県補助金を活用していただくことは、県内企業における人材確保の一環としても重要であり、利用企業の増加に向けて、経済団体、金融機関等と連携し、今年度実施した支援内容の拡充などをよりしっかりと周知してまいりたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には若者の奨学金返還に関する負担の軽減を推進することについてお尋ねをいただきました。

奨学金返還の負担軽減は、若者の生活設計や結婚、子育てにも影響する重要な課題と認識しております。これまで産業労働部で行っている取組のほか、多くの市町村で移住・定住等を目的とした返還支援が行われております。加えて、こども若者局でも、令和5年度から、長野県大学生等奨学金事業により、大学生等の修学を支援するための奨学金の給付を行っているところ

ろです。

一方で、奨学金の返還額の一定割合についての減税や給付制度など広く若者を対象とした支援の仕組みは、国が責任を持って制度設計すべき分野かと考えております。県では、こうした取組を国に要望するとともに、御提案の趣旨も踏まえ、関係部局とも連携しながら若者の経済的負担の軽減に向けた支援について研究をしてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には市町村と連携した学生バスの創設についてお尋ねをいただきました。

高校生などの通学費の負担軽減や公共交通の利用促進策として、バスや電車を定額で利用できる学生バスの創設は有効な手法の一つと考えられます。県内でも、市町村単位の取組にはなりますが、須坂市におきまして、今年10月から、小学生から大学生までの学生が市内バス全路線を乗り放題で利用できるサービスが行われている事例があることも承知しております。

一方で、交通事業者からは、定期券利用者が低額なサービスに移行することによる経営悪化のおそれであるとか、朝夕の時間帯の利用者が増加した際に運転手不足によりバスの供給量が確保できない可能性などの課題についても御意見をいただいているところです。

また、公共交通が利用しづらい地域もありますことから、全県または生活圏単位など、学生バスの実施に適した地域の設定や、県をまたぐ移動の場合の取扱いなどについても十分な議論が必要と認識しているところでございます。

学生バスなどの運賃施策につきましては、事業者任せではなく、行政も積極的に関与して実現可能性を探っていくことが重要と考えております。広域的な取組につきましては、国の協力を求めるなども含めまして、どのようなやり方が考えられるか引き続き研究してまいります。

以上です。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には、予防医療の推進に関連して、ACEプロジェクトにおける予防医療の位置づけや取組についてのお尋ねでございます。

信州ACEプロジェクトには平成26年度から健康づくり県民運動として取り組んでまいりました。その中で、ACEのうち「A」のアクションと「E」のイートでは、1次予防として運動習慣の定着や食生活の改善、「C」のチェックでは、2次予防として特定健診の受診率の向上といった取組を行ってまいりました。多くの関係者や県民の皆さんの健康づくりの取組もあり、現在、要介護度を基にした健康寿命は全国1位を維持し、健診の受診率や野菜の摂取量も

全国トップレベルとなっております。

そして、ACEのほかにも、県では、3次予防である病気の悪化を防ぐ取組として、糖尿病性腎症の重症化予防なども行っております。

議員御提案の成果連動型民間委託契約方式は、健康づくりを含めて様々な分野で活用の可能性のある手法と考えております。県としては、引き続きそういった先進自治体の取組も参考にしながら総合的な予防医療の推進に努めてまいります。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）私には大きく二つ御質問を頂戴いたしました。

まず、子どもベーシックサービスの推進についてということで、これについての所見と長野県としての独自の取組を進めるべきという御質問をいただきました。

まず、子供ベーシックサービスという考え方そのものについては、子供・子育てに係るサービスを行政がしっかりと提供していくこと、無償で提供しようというものであるというふうに認識しております。そういう意味では、社会全体で子育てを支援していくことという今の少子化における対策・対応として考えられる選択肢の一つだというふうに考えております。

ただ、今、全国知事会をはじめ全国の都道府県、市町村が問題意識、危機感を持っているものの一つが、財政力の格差によって子供・子育てに係るサービスの差が大きく出過ぎているのではないかというところでありますと、とりわけ東京都がある意味非常に先駆的な取組をされる一方、他の自治体はとても同じような取組はできないという状況の中で、国においても税源の偏在是正等についても御議論いただいているところであります。

また一方で、全国知事会としては、いわゆるナショナルスタンダードと考えられるような仕事については本来国がやるべきではないかと。子供医療費であったり、保育料の負担軽減であったり、そうしたものは、長野県に住んでいればこうだけれども隣の県ではこうだというようなことではなく、子供がどこに住んでいても同じにする必要があるのではないかということで、この点は国に強く問題提起をさせていただいているところであります。

仮にこの子供ベーシックサービスを行うということであれば、国が全面的に責任を持ってやっていただくということが必要だと思いますし、そのための国民的な合意形成、議論が前提として極めて重要ではないかというふうに思っております。

ただ、一方で、我々長野県としても、御質問でも触れていただいたように、3歳未満児の保育料に対する支援をはじめ、市町村と連携して様々な子育て支援に取り組んできたところであります。今後ともこうした支援については引き続き充実できるように取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、先ほど申し上げたように、今の実情を見ていると、国と地方の抜

本的な役割分担の見直しや地方税財源について偏在性が少ない安定的な税体系をしっかりと構築していただくといったようなことが重要だというふうに思いますので、こうしたことについては、全国知事会を通じて引き続き国にしっかりと求めていきたいと思っております。

それから、財源をつくる取組ということで、政府系ファンドのような財源をつくるという考え方を検討し、推進すべきと考えるがどうかという御質問でございます。

来年度の予算編成に向けて我々が相当意識しなければいけないと思っておりますのは、失われた30年と言われているように、経済もあまり成長しない、物価も上がらない、賃金も上がらないという時代から大きく変わってきていますので、そうした時代の変化に合わせた予算編成、財政運営をしていくことが必要だというふうに思います。こうした観点で考えますと、まさに御指摘いただいたような点は極めて重要ではないかなというふうに思っております。

政府系ファンドは、国が保有する資金を計画的に運用して収益を得ることで財源確保を図っているという考え方だというふうに承知しておりますが、県としても、持続可能な財政基盤の構築に向けては、保有する基金を一層有効に活用していくという視点が重要だと考えております。特に、これからは金利上昇局面にあります。今までではほとんど金利のない世界でありましたので、基金等があってもその運用益を期待するということはほとんどなかった状況でありますが、これからは、やはり資金運用でどうやって収益を上げることができるかということについてもこれまで以上に我々もしっかりと考えていくことが重要だと思っております。

現在、基金については各所管課で管理・運用しているわけですが、私としては、この点は今後見直していく必要があるのではないかというふうに思っております。先日の定期監査の結果報告におきましても、監査委員の皆様方からは、基金の一括運用の検討を進めることを期待しますということで問題提起をいただきしております。ぜひこの基金の一括運用をしっかりと検討させていただき、効率的、効果的な運用方法について、あるいは資金の有効な活用の在り方について検討し、具体化していきたいというふうに思っております。

以上です。

[14番加藤康治君登壇]

○14番（加藤康治君） 奨学金返還支援制度の周知については、様々なチャネルを活用して取り組まれているという答弁がありました。ぜひ引き続き積極的な周知を行っていただいて、少なくとも企業において、制度は知っているよという状況になるように引き続きお取組をお願いしたいというふうに思います。

また、今回、奨学金減税や学生バス、子供ベーシックサービスということで、新しい提案もさせていただきました。いずれも、様々な課題、財源も含めて課題もあるということで、すぐに取り組みますということにはならないというふうには思いますが、問題意識は共有さ

せていただけたかなというふうに思いますので、ぜひ長期的な視点に立っていただきましてお取組をいただければというふうに思います。

また、財源をつくるということについても提案をさせていただきました。基金の運用については知事からも前向きな御答弁がありましたけれども、ぜひ財源をつくるというこれまでにならない観点に立って引き続きお取組をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

若者に選ばれる長野県を目指すためには、ほかの都道府県にはない大胆な政策を実行する必要があります。知事を先頭に、今後も知恵を絞っていただきながら、お取組をいただくことをお願いいたします、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 次に、グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君） グレート無茶でございます。最初に、県内こどもカフェ、いわゆることども食堂への支援の在り方について質問をいたします。

先日、長野県社会福祉協議会の方と意見交換をさせていただき、その中で印象的だったのは、長野県が実施することどもカフェへの支援である信州こどもカフェ運営支援事業の現状です。この制度は、年間15万円を90団体に最大3年間を限度として助成する仕組みとなっております。しかし、3年間を過ぎると支援が途切れ、以降は自主努力で継続してくださいという案内になっているとのことでした。

こどもカフェは、単なる食事提供の場ではなく、地域の居場所づくり、学習支援、孤立防止、そして家庭、学校、地域の間に生まれた隙間を温かく埋める存在です。県としてこどもカフェへの支援をしているのには、支援が必要な子供たちが確かにこの県に存在しているからだと思います。であるならば、最初の3年間だけ頑張ってくださいという支援の形で本当に地域の実態に合っているのでしょうか。支援の3年が終わった途端に困難が解決し、支援が不要になるわけではありません。むしろ、信頼関係が深まり、子供たちの成長が見え始めるのは3年目以降であることが多いと現場から伺っております。実際に、3年経過後にやむなくやめざるを得なくなっているカフェが幾つもあると聞いています。

こどもカフェを救うための支援ではなく、こどもカフェを必要とする子供を生み出さない社会づくり、将来的なこどもカフェへの期待などを県の政策の全体の中にどのように位置づけているのかという視点で、3点の質問です。

一つ目。信州こどもカフェ運営支援事業は、助成が3年間で終了してしまいます。こどもカフェの継続性確保に向け、現行の助成期間終了後の資金的空白をどう認識しているのでしょうか。

二つ目。地域のセーフティーネットとして安定的に続けるためには、これまでの事業や支援を再構築する必要があると考えますが、県は今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

三つ目。困窮や孤立など様々な困難を抱えている子供がいなくなり、こどもカフェが必要とされなくなる社会を目指すため、長期的な貧困対策、子育て支援、教育支援、孤立防止など、部局横断の連携を今後どのように進めようとしているのか。以上3点を酒井こども若者局長にお伺いします。

[県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇]

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には信州こどもカフェに関して3点御質問をいただきました。

まず、信州こどもカフェ運営支援事業の助成期間に対する認識についてでございます。

信州こどもカフェは、様々な子供を対象に、食事の提供、学習支援、相談支援等を個人や民間団体等が行う子供の居場所づくりの取組として大切な役割を果たしており、その継続性を確保することは大変重要であると認識しております。

県による信州こどもカフェ運営費支援につきましては、令和元年度から民間企業からの寄附金を財源にスタートし、こどもカフェの開催頻度等により、今年度は1団体当たり4万円から20万円の助成を計80のこどもカフェに対して行っております。この支援は、財源に限りもある中で、1団体当たり最初の3年間とさせていただいておりますが、近年、物価の高騰や寄附の確保が困難となる中、助成期間終了後の運営団体における資金確保が大きな課題となっていると認識しており、関係者とともに支援の強化に向けた検討を行う必要があると考えております。

続きまして、信州こどもカフェによる支援の再構築についてでございます。

信州こどもカフェは、地域のセーフティーネットとして全ての地域で安定的に運営されることが重要ですが、財源、スタッフ、食料品等の安定的な確保、関係者連携による効果的な運営、地域偏在の解消などに課題があると認識しております。

現在、各地域振興局に信州こどもカフェ推進地域プラットフォームを設置し、地域の実情に応じた関係者連携による食料配布や研修会の開催などに取り組んでおりますが、より安定的かつ効果的に運営するためには、現在の課題を踏まえた全県レベルでの持続可能な仕組みづくりが必要と認識しております。

具体的には、こどもカフェ運営団体への情報提供や相談支援の充実、企業等からの寄附金やクラウドファンディングによる資金の確保、フードバンク団体の体制強化による安定的な食料の確保などの取組を関係者連携で進めていく必要があると考えております。

県では、こうした取組を県内関係者で連携して推進するため、フードバンク団体を含めた地域ネットワークの構築等を担う新たな体制づくりの検討を行い、子供たちの居場所が充実され

るよう取り組んでまいります。

最後に、困難を抱える子供の部局連携による支援についてでございます。

経済的な事情、家庭や地域の養育力の低下などにより様々な困難を抱える子供が増加する中、こどもカフェは、地域の誰もが安心して集える居場所や多世代交流の場として、孤立防止や地域とのつながりづくりに大きな役割を果たしており、予防や早期支援の観点からもその必要性は高まっていると考えております。

一方で、困難を抱える子供がいない社会を目指すことは何より重要であると認識しております。様々な困難を抱える子供に関しては、居場所に関する支援、子育て家庭等への経済的な支援、学びの支援、家庭養育の補完などの幅広い取組による予防や支援が不可欠です。

県では、これまで、信州こどもカフェへの支援のほか、医療費や保育料等の負担軽減に関する支援、授業料等の負担軽減の支援、児童相談所による里親など家庭的養育の促進等に取り組んでまいりましたところでございます。

こども若者局では、虐待、若者のひきこもり、ヤングケアラーなどの課題に対して、児童相談所をはじめとする多くの支援機関等による支援を行っておりますが、より効果的に推進するために、例えば学校現場等と連携した早期発見や早期支援、医療や福祉分野の相談支援機関との専門性に関する連携、産業分野と連携した就労支援などが重要であると考えております。このため、教育委員会や健康福祉部、産業労働部など関係部局との連携を一層密にして、困難を抱える子供や若者に関する課題に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君） 子供たちの安全、安心、未来は、自治体の最も根幹となる責任の一つだと考えます。現場の使命感と善意だけに頼り続けるのではなく、きちんと制度として支え、継続させ、最後はこどもカフェがなくてもよい社会、どこにでも居場所がある社会に到達する、その道筋を明確に示していただき、実行していただきたいと思っております。

次の質問は、来年度に迎える長野県誕生150周年記念事業についてです。

来年、長野県は、旧長野県と旧筑摩県が合併し現在の形となってから150周年という大きな節目を迎えます。歴史的にも極めて重要な年であり、県政として県民の記憶に残る事業をする絶好の機会であると考えます。

この150年という節目に、私たち今生きている県民がこのタイミングを共有できること自体が奇跡であります。であれば、この事業は全県民が参加できる記念事業にするべきではないかと考えます。長野県民である誇りを醸成し、この事業が未来につながる投資になることが重要だと考えます。

そこで、県は、約4,000万円の予算を計上していますが、この規模で果たして多いのか、少ないのか。何よりも、やるなら死に金にしてはならないという強い思いがあります。お金をかけるならぜひ結果を出してもらいたい。

まず、伺います。本記念事業の主な発信対象は誰になりますか。県外に向けた発信なのか、それとも県内県民への発信なのか。私は、県内外どちらに対してもしっかりと発信していくべきだと考えますが、直江県民文化部長に伺います。

県は、来年8月21日に記念式典の開催を予定し、県内を中継でつなぎ、誰もが参加できるインクルーシブな式典とするなどイベントへの方針を示していますが、150周年にふさわしい事業とするためには、もっと県民がわくわくし、皆さんが積極的に参加したくなる仕掛けづくりが必要であると考えます。

実際には、私の周りでも、来年150周年を知っている人は皆無です。これからどのように150周年を広く県民に周知させていくのでしょうか。従来の広報、仕掛けがいつものパターンでは、いつもと同じ人にしか届きません。特に、県は女性・若者から選ばれる県を目指しているわけですから、ぜひとも女性・若者が積極的に関心を持つ事業を考え、そして、県外へ出て行った長野県出身者も大いに巻き込む必要があると考えます。少子化や東京一極集中など長野県が抱える地方の問題点に少しでも解決の糸口となるような事業にすべきです。なので、真面目なイベントだけでは若者には届きません。真面目な仕掛けでは届きません。積極的な参加を促す事業であることが大事だと思います。

そこで、過去のストーリー性を考慮した150周年事業の提案があります。長野県と筑摩県が一つになって150年であれば、一つになって何かをやりましょう。それは誰もが参加できる、そして信州人だからこそ参加できるイベントにするべきです。

かつて、昭和23年、県庁の一部が火災で焼失した際、長野市を中心とする北部と松本市を中心とする南部の根強い対立の分県論争が起こりました。県議会では意見が真っ二つ。特別委員会で分県案が採決され、いよいよ本会議の採決。そこで、傍聴席から分県を反対する1,000人による「信濃の国」の大合唱が突如起り、県議たちは、「信濃は一つ」という意識が思い起こされ、皆心が一つになり、分県は否決になったという逸話があるわけです。この逸話で、「信濃の国」が、単なる唱歌ではなく、長野県民のアイデンティティーや郷土愛の象徴であることが分かります。

そこで、北部地域を代表して、若者を中心に超人気の有名アーティスト、長野市出身のMr.s. GREEN APPLEさん、南部地域の代表は伊那市出身のKing Gnuさん、豊丘村、飯田市出身のGLIM SPANKYさん。北と南の若者に絶大な人気を誇るアーティストが過去の地縁を超えて一つになる象徴的な合同ステージイベントを実施してはいかがでしょ

うか。

そのステージで行うことは、長野県民ならほぼ誰もが歌える信濃の国をアーティストと一緒に歌うイベント。しかも、歌詞カードを見ずに信濃の国を2番まで歌い上げるというイベントです。そんな光景は、間違いなく全国から注目され、長野県民の誇りと一体感を最大限に示すものとなると考えます。その会場は、あえて東京ドームなど県外での開催。参加できるのは長野県出身者のみ。県外に出て行った県民に集まってもらい、長野県民としての一体感や郷土愛が改めて構築され、長野県民の元気を生み出すきっかけになるのではないしょうか。

そして、さらに全国の各地の会場でも同様に長野県出身の有名アーティストを中心に集まっています。全国と県内のメイン会場をオンラインでつなぎ、同時に全員で信濃の国を2番まで歌詞カードなく歌い上げるという壮大なイベントを仕掛けたらどうでしょうか。おなじみの前奏が鳴った瞬間に鳥肌が立つと思います。信濃の国の歌詞には、長野県のストーリーの全てが詰まっています。こうしたことが若者の郷土愛を育て、県外の若者のUターン意欲を高めるきっかけにもなるのではないかでしょうか。

全国の方が「長野県民ってすごい」となりませんか。参加した人がSNSで発信するだけで相当な長野県の宣伝になると思います。もちろん、参加しなかった他県の人もうらやましいと発信するのではないかと思います。このような思い切った心が躍る企画を検討いただけないか、県のお考えを伺います。直江県民文化部長にお伺いいたします。

また、150周年は、行政主導のイベントだけではなく、県民、企業、地域団体、学校、飲食店、観光事業者、クリエイターなど多くの方が主体的に関われる仕組みが不可欠と考えます。こうなったら県民や企業が記念事業に参画しやすくなるための制度が必要ではないでしょうか。

元気づくり支援金のように、一定の審査基準を設けた上で、独自のわくわくする記念イベント、150周年メニュー商品の開発、商店街の装飾やキャンペーンなど、150周年の記念をみんなで祝いたいと心から思う方の取組に助成金を交付する制度を設けてみるのはいかがでしょうか。

こうした制度であれば、民間事業者や団体、有志は積極的に企画に挑戦し、県民の参加機会は一気に広がります。そして、結果的に、今まで県の広報が届かなかった層にも関わった人が増えることにより、情報が自然に広がります。県の情報アプリの登録者増にもつながるはずです。細かいことですが、150周年のロゴも、面倒なことを言わずに申請なしで自由に使ってもらってもいいのではないかでしょうか。

そこで、伺います。150周年を県民総参加型の事業とするため、そして県民、企業、団体の主体的な取組を後押しするために、元気づくり支援金のような新しい条件付助成金制度を創設する考えはないか。県の見解を直江県民文化部長にお伺いいたします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には長野県150周年記念事業に関するお尋ねを頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、150周年記念事業の発信対象についてのお尋ねでございます。

記念事業は、県民の皆様が150年の歩みを振り返り、自然、文化、産業技術、人々のつながりなど本県の多様な魅力を再発見、体験することで郷土への愛着や誇りを持ち、県全体の一体感を醸成することを目的としております。この目的の達成に向け、「自らを知り 互いを知り 高め合おう 「私たちの長野県」」というコンセプトを掲げ、県民に向けた事業を推進しているところでございます。

本県は、南北に広く、地域ごとに気候や文化が大きく異なりますため、同じ県内に暮らしていてもまだ味わったことのない食材、出会ったことのない風景など、未知なる魅力が数多くあるものと思われます。この150周年の機会に、多くの県民の皆様が県内を巡り、その魅力に触れていただけるよう、プレDCとも連携し、事業を展開してまいります。本県の様々な魅力が磨き上げられ、県民の誇りとなって浸透し、県外からも多くの人を引きつける価値となっていくよう取り組んでまいります。

続きまして、150周年記念式典についてのお尋ねでございます。

記念式典は、単なるセレモニーにとどまらず、参加する皆様が地域の魅力を再発見し、未来への可能性を感じることができる場にしたいと考えております。そのため、メイン会場と県内数か所のサテライト会場を中心でつなぎ、県内各地で行われる文化芸術や若者の創造的な活動を体験し、県の一体感が生み出されるプログラムを検討しております。

当日は、若い世代が気軽に参加できるよう、ユーチューブやケーブルテレビなどのオンライン配信を活用しますとともに、セイジ・オザワ松本フェスティバル、OMFの会期中でありますことから、OMFと連携した音楽の演出についても調整を進めているところでございます。

御提案いただきました人気アーティストの出演につきましては、議員がおっしゃるように、若者の郷土愛、そしてUターン意欲を高める効果が期待できるものと考えておりますので、その可能性は探ってまいりたいと考えております。この記念式典が長野県150周年を多くの県民の皆さんと共に祝えるもの、そして次の時代につながるものとなるよう創意工夫を重ねて取り組んでまいります。

3点目の150周年のPRにつながる新たな助成制度の創設についてのお尋ねについてお答えします。

記念事業は、県が単独で行うだけでは県全体の一体感の醸成にはつながり得ないと考えておりまして、市町村、企業・団体など多様な主体に自発的に取り組んでいただくことが重要であ

り、それによって県全体の魅力が底上げされ、より意義のあるものとなると考えております。そのため、企業・団体の皆様を中心に精力的に協力を呼びかけてまいりましたところ、既に数多くの企業等において記念商品や冠イベントの計画なども進んでおります。この動きを加速させるようさらなる働きかけを行い、各種事業での連携や集中的な情報発信などによりまして様々な主体による取組を支援してまいります。

また、元気づくり支援金では、今年度から、新基準として、広域的な連携事業や人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業を掲げておりまして、この趣旨に沿います150周年の関連事業も対象に含まれます。150周年と、翌年以降に続きます善光寺御開帳ですか国スポ・全障スポなどのビッグイベントを契機といたしまして一過性ではない持続可能な活動が続くことが重要と考えております。そうした活動を後押しする元気づくり支援金の積極的な活用を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。部長の回答に若者のテンションがかなり上がったのではないかというふうに思います。150周年は、県民の誇りと連帯感を育て、長野県の未来を切り開く起点の年へのチャンスだと思っております。

最後の質問は、そば県についてです。

今年3月に信州「そば県」推進協議会が発足いたしました。多くの県民、事業者、自治体関係者が待ち望んできた取組がようやく一つの形になったわけですが、発足から現在までの流れ、具体的な事業の進行状況、課題、そして今後の展望について丁寧な説明が必要だと感じております。現時点でどのような進捗なのか。目指す方向は定まったのか。田中営業局長にお伺いいたします。

実は、今回、一般質問で毎回そばの話はいいかげんくらいでやめておこうかと思っておったのですが、しかし、それはいかない結果が現場から出たのです。現在、県内に約55名の長野県を「そば県」にする議員の会の議員がおります。そして、今回、みんなで協力して独自のアンケートを実施しました。現在も収集中ですが、現時点では65名の方からアンケートが集まっています。

この調査は、誘導的ではなく、より自然な県民、来訪者の長野県の食への認識が浮き彫りになるように設計したため、アンケートの表面は「長野県の食に関するアンケートです」と、えて「そば」と書かない形式で実施いたしました。

複数回答可能の自由回答方式で、「長野県に来て食べたいものは」という質問を設けました。その結果、驚く結果が出ました。長野県に来て食べたいもの第3位、6票、リンゴ、そして第

2位、8票、おやき、そして、第1位はそば、ぶっちぎりの46票獲得です。

そして、表面を答えていただいた後に、裏面で初めて「これ以降はそばについての質問です」と明かす形にしました。幾つか項目がありますが、その中で、「長野県イコールそばというイメージを持っていますか」という問い合わせに対し、「思わない」が1票、「あまり思わない」が3票、「そう思う」が28票、「強くそう思う」が33票、つまり極めて高い割合で長野県イコールそばというイメージが既に確立していることが確認できました。

さらに、「長野県イコールそば県というイメージに賛成ですか」といううすぱりストライクな質問項目では、「どちらでもない」が5票、「反対」が1票、ただしこの方は賛成にもチェックが入っていました。そして、「賛成」が59票。この調査結果から見えてくるのは、長野県はそばの県であるという県民の確信、県外の方の認識、そしてそのブランドの発信を望む声が圧倒的に存在しているということです。にもかかわらず、そば県の論議が前に進まないままでは、県民の期待、産業の期待には応えられません。

来年、長野県は誕生150周年という節目の年を迎えます。記念事業のコンセプトは「自らを知り 互いを知り 高め合おう「私たちの長野県」とあります。県内を一つにする象徴、県外への強力なブランド発信、そして国内外の観光需要の呼び水となる旗印。あれ、そばってこれにぴったり当てはまりませんか。

150周年でそば県宣言は、まさに機は熟したと考えています。アンケートの結果を見ても、県民の思いは明確です。長野県はそば県である。これは、無理につくるブランドではなく、長野県が長年育ててきた既に存在しているブランドを県として正式に宣言できるこれ以上ないタイミングが来ているのは、誰が見ても明らかではないでしょうか。

近年、県内外のメディアやSNSでも、そば県の機運が高まっているのではないかと感じませんか。150周年という歴史的タイミングで長野県はそば県であることを正式にブランドとして宣言し、これをきっかけに、県民、企業、観光、農業を横断するブランディングを構築すべきではないでしょうか。将来的な観光、産業振興を見据えた長期戦略としても極めて有効だと思います。改めて阿部知事のお考えを伺います。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君） 私には信州「そば県」推進協議会の進捗状況について御質問をいただきました。

協議会では、本年3月の設立以降、10月までに役員会を2回開催し、取組方針に係る検討の進め方や部会構成等について協議を行ってきました。11月25日には、品質おもてなし向上検討部会、情報発信部会、後継者育成部会の3部会合同により長野市内で第1回の部会を開催し、今後の取組の方向性について具体的な議論をスタートしたところでございます。

第1回の部会では、5年後に目指す姿や、強み・弱みなどのSWOT分析、また、目指す姿実現のための具体的取組について、総勢21名が三つの部会に分かれ、ワークショップ形式で検討が実施されました。この中では、そば事業者の目線から、生産から販売、発信に至る様々なアイデアが出されたところでございます。

協議会では、今後、そばに関して専門的知識を持ち、全国的に知名度の高いアドバイザーの助言もいただきながら、内容をさらにブラッシュアップしつつ議論を加速し、今年度末を目途に取組方針や取組案を取りまとめて公表する予定としております。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には長野県150周年というタイミングで長野県はそば県であるということを宣言をしてはどうかという御質問でございます。

これまで御答弁させていただいておりますように、こうした宣言、あるいは県としてこれにがんと取り組むぞということを行うに当たっては、やはりその内実を整え、関係者の皆様方も問題意識、方向性を共有して行うということが重要だと思っております。

信州「そば県」推進協議会の皆様方におかれでは、先ほど答弁がありましたように、三つの部会、品質おもてなし、後継者育成、情報発信で検討が始まったところというふうに伺っております。

まさにこの中でも情報発信についてテーマとして御議論されるという形になっておりますので、その取組状況やお考えをお伺いさせていただいた上で、長野県としての発信の在り方について考えていくたいと考えております。

以上です。

[5番グレート無茶君登壇]

○5番（グレート無茶君） 協議会では、ぜひ消費者の話、意見を聞いていただければいいなというふうに思います。2年前、私は福井県がそば県を名のるということを聞いて、「いや、知事、それは長野県が先じゃないですか」というところから始まった議論がこんなに長く続くとは思っていませんでした。

実際に私が懸念しているのは、本当に福井がそば県を宣言してしまったら一体どうなるのだろうと考えたら、もう夜も眠れません。実際に、確かに宣言するのは大変かと思いますが、先ほど共田さんが言った自然ストーリー県、そしてそば県、これはそんなにむちゃなお願ひではないと思います。この二つが共倒れにならないようにしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（依田明善君） 次に、小林君男議員。

[12番小林君男君登壇]

○12番（小林君男君） 2050ゼロカーボンの実現を目指し、2030年度までの具体的なアクションとして、ゼロカーボン戦略に県は取り組んでいます。この戦略の中で、運輸部門の電気自動車、EVの普及は中心的な取組の一つとして位置づけられているものの、24年度末時点でのEV導入台数は5,291台にとどまっており、目標とされる10万台には遠く及ばない状況となっています。

こうした現状を踏まえ、EV普及に向けた課題と今後の取組について環境部長にまず伺います。

1、EVの普及が進まない要因としては、航続距離や充電インフラの不足、車体の高価格と車種の選択肢の少なさ、今後のガソリン税の暫定税率廃止による鈍化の懸念などが挙げられます。県としてはこうしたEV普及の停滞要因についてどのように認識していますか。また、他県との比較でも人口1万人当たりのEV・PHEVの普及台数は20位であり、この実態をどう捉えていますか。見解を伺います。

2、普及に向けた取組の中でも充電インフラの整備は重要な課題であり、県としては充電インフラ整備の目標をどう考え、実現に向けてどのように取り組んでいかれますか。

3、普及促進では車両購入に係る初期費用が大きな課題となっています。一方で、EVは、購入は割高だがランニングコストが低いという特性を持っており、こうした点について県民への十分な周知が必要です。

また、購入の補助制度は居住地によって大きな差があり、県民の購入意欲に大きな影響を与えています。そこで、県として、県民への情報提供の在り方や県独自の補助政策の方向性をどう考えていますか。

4、具体的な促進策として、1、EV体験乗車の機会を拡充し県民が直接体感できる場を増やすこと。2、軽自動車、四輪駆動、寒冷地仕様など多様な車種の充実、充電時間の短縮、充電規格の統一、さらには充電カード会費の割高感やモバイルアプリの操作性の複雑さなどについてメーカーに対して改善を要望していくこと。3、税金の軽減措置、有料道路の無料化などEV優遇策の拡充などが求められます。県として今後どのように取り組んでいかれますか。

5、県が率先してEVを導入し、モデルケースとなることが普及を図るために大変重要です。公用車のEV化を一層進めるための方針について伺います。

6、最後に知事に伺います。県のゼロカーボン戦略が掲げる排出量の削減目標は、達成困難と環境審議会では明らかにされていますが、この遅れをどのように捉えていますか。そして、審議会からの答申を受け、今後の2030年度目標達成に向けてのシミュレーションをどのように考えておられますか。見解を伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 私にはEV普及に関して御質問を頂戴しました。

まず、EV普及の停滞要因と他県との比較による現状の認識についてでございます。

EV普及の停滞要因については複数考えられるところでございますが、令和6年度に実施した共創拠点「くらしふと信州」の会員向けアンケートでは、車両価格の高さ、外出先での充電、あるいは航続距離への不安を挙げる県民が多く、コストメリットや充電インフラの整備に対する懸念があるものと承知しております。

また、2024年における我が国のEV販売比率は約1%にとどまる一方で、世界全体では約15%に達している状況でございまして、これは、EUや米国のかリフォルニア州などにおいて将来的なガソリン車の廃止方針が示されるとともに、自動車関係税の免除、EVへの大胆な優遇策の実施などが行われており、これが大きく影響しているものと考えられるところでございます。

次に、他県との比較についてでございますが、人口1万人当たりのEV・PHEV普及台数で比べた場合、議員御指摘のとおり、本県は20位と中位に位置しております、さらなる取組が必要な状況でございます。

この都道府県比較につきまして、人口当たりではなく乗用車保有台数当たりのEVの保有割合を算出したデータから見ますと、東京都、神奈川県など大都市部で高く、長野県など自動車への依存度が高い地方部ほど低い傾向があることが分かりまして、その都道府県の自動車への依存度の大きさがEVの普及状況に影響していると考えられ、その背景には、さきの航続距離や充電インフラへの不安などがあると想像されるところでございます。こうしたことから、本県においては、こうした不安の解消が重要ではないかと考えているところでございます。

次に、充電インフラ整備の目標と取組についてでございます。

ガソリン車からEVへの転換を促進するためには、EVを利用しやすい環境の整備が不可欠であり、中でも充電インフラの整備は極めて重要な取組の一つであると認識しているところでございます。

そのため、県では、令和4年5月に長野県次世代自動車インフラ整備ビジョンを改定しまして、2030年までに急速充電器700基、普通充電器3,200基の整備を目標に、未設置区間ゼロ、電池切れゼロの充電インフラ整備を促進し、誰もが安心して利用できる充電環境の整備を進めているところでございます。

具体的には、多くの方が利用する道の駅や主要道路沿いの施設、観光地等への充電設備の設置に対し、国の補助に加えまして、県独自の上乗せ補助を実施しているところでございます。また、県内で充電設備の設置を検討する充電インフラ事業者と設置を希望する市町村等との

マッチングも行っているところでございます。こうした取組を通じて、引き続き様々な手段によりインフラ網の整備を進めてまいりたいと考えております。

それから、県民への情報提供の在り方や県独自の補助政策の方向性についてでございます。

E V車両購入に係る初期費用は、依然として高い状況にはございます。ただ、環境省の試算によりますと、年間1万キロ走行した場合、ガソリン車と比較しまして、E Vの充電費用はガソリン代の約3分の1と、ランニングコストについては低いということが示されているところでございます。県としましては、このような経済的メリットを客観的に示すことがE Vの普及に重要であると考えておりますし、業界団体あるいは民間事業者等と連携し、県民にこうしたメリットをしっかり説明していくことが重要と考えております。

また、県独自の補助政策としては、蓄電池でもあるE Vと屋根ソーラーの組合せによる利用を促進するため、E Vと住宅との双方向の充電・給電設備でございますV 2 Hに対して補助を実施しているところでございます。

一方、財源に恵まれている都道府県が国のE V車両への補助に独自に上乗せ補助を行うことでその普及率に差異が生じている面もあると考えておりますことから、全国一律で普及が進みますよう、県としては、国に対して補助上限額の引上げなど制度の充実を引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、E V普及促進に向けた今後の取組についてでございます。

県では、これまで業界団体や民間事業者と連携しまして、セミナーや試乗会、給電体験会などを実施してきたところでございますが、今後は、こうした機会をさらに増やし、県民の皆様がE Vの性能や快適性を直接体感できる場を広げてまいりたいと考えております。

また、車種の多様化、充電時間の短縮については、自動車メーカーが参加しております長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会などの場を活用しまして要望を行うとともに、国内の統一規格と異なります輸入車の充電規格の問題や、充電カード、あるいは充電のためのアプリなどのサービスの改善については充電インフラ事業者に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

さらに、E Vの普及が進む北欧を中心としたヨーロッパなどでは、自動車に関する税の減免や高速道路料金の無料化といった手厚い優遇策が実施されていることから、国や高速道路会社など関係機関に対し、税や高速道路料金に対する優遇策の拡充も要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、公用車のE V化についてでございます。

県では、令和3年度に2050ゼロカーボン達成のための第6次長野県職員率先実行計画を策定しまして、公用車の更新時には原則として全てE Vへ転換し、特殊車両等を除きまして電動化

を推進する方針でございます。現在、松本合同庁舎をはじめとします現地機関で先行的にEV化が進められており、今後は、佐久合同庁舎や伊那合同庁舎においても大規模な導入が予定されているところでございます。

今後、県内におけるEVの普及をさらに促進するため、引き続き各施設の管理部署や総務部と連携しまして公用車のEV化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私にはゼロカーボン戦略の遅れと2030年の目標達成に向けたシミュレーションをどう考えているのかという御質問でございます。

このゼロカーボン戦略は、ほかの行政の計画以上にこの目標へのコミットメントが非常に重要な計画だというふうに思っております。昨今の世界のニュースを見ていると、東南アジアでは大変な豪雨に襲われて多くの方が被災していると。気候変動が世界各地を襲っているという状況の中で、もう待ったなしで対応が迫られている課題だというふうに思います。

ただ、その一方で、国際社会においては、どうもこうしたものをあまり積極的に進めなくてもいいのではないかという意見も出てきている中で、私としては非常に危機感を持っているという状況でございます。

そういう中、本県のゼロカーボン戦略の目標は極めて高い野心的な目標として設定しておりますが、目標を調整するのではなく、どうすれば目標が達成できるかという観点で進めていくということが大変重要だというふうに思っております。

これまで、長野県はいろいろな努力をしてきました。新築住宅のZEH率が約7割という状況の中で、今後県議会の皆様方の御理解をいただき、条例改正でのZEH水準の適合義務化を行っていくべく取り組んでいるところであります。

また、屋根ソーラーについては、設備導入率が世帯当たり全国2位という状況で、非常に高い普及率ですが、さらに進めるため、今年からは信州ゼロ円ソーラーをスタートさせていただいております。

加えて、ポテンシャルを生かすという観点で水力発電所の建設も企業局で鋭意進めていただいておりますし、また、事業者に対する収益納付型補助金などの支援をすることによって小水力発電の導入件数は都道府県別では全国1位という状況であります。

ただ、御指摘がありましたように、今のままで2030年度に6割減という目標には到達できないという現状がありますので、これまで以上に危機感を持って取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

ゼロカーボン戦略は、県の環境審議会でいろいろ御議論いただいた中で、幾つか課題、ボト

ルネックを御指摘いただいております。今御指摘いただいたような運輸部門は、やはりどうしても都会と違って自家用車の利便性が高過ぎるということで、公共交通への転換が進んでいかないという状況であります。これは、公共交通政策をより充実するということをもっともっと進めなければいけないというふうに思いますし、また、県民の皆様方にも、今の大量消費、大量廃棄型は、ある意味便利な生活ではありますが、子供たち、孫たちの世代を考えて、本当にこのままでいいのかということを皆さん一人一人に考えていただくようなことも重要だというふうに思っています。

また、産業部門においては、やはり、どうしても企業の皆様方は利潤を求めて活動をするという形になりますので、脱炭素を進めるということによる経済的なメリットの可視化ももっと進めてまいりたいというふうに思っています。こうしたことを通じてぜひ県民の皆様方と思いを共有しながら取り組んでいきたいと考えております。

今後の2030年の目標達成に向けたシミュレーションということであります。今般、環境審議会から答申を受けて、これから強化拡充すべき具体策をしっかり検討していきたいというふうに思っております。そうした中で、運輸部門であったり、家庭部門であったり、それぞれの部門ごとに目標の達成ができるようにしっかりと道筋をつけ、新しい戦略を策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

[12番小林君男君登壇]

○12番（小林君男君） 気候変動が危機的な状況の中で、県民一人一人の皆さんが自分の命は自分で守るという機運をぜひとも図っていただくことをお願い申し上げて、次のバス運転手不足の解消の質問に移りたいと思います。

長野や北信地域で路線・貸切り・高速バスの事業を行っているバス会社が、運輸事業を展開する親会社からバス部門を分社化し、会社を設立して今年で30年を迎えました。1990年代半ば、バス事業の需給調整規制の撤廃などを見据え、金融機関からの指導もあり、人件費の削減を中心バス部門の分社化が実施されました。当初は、親会社からの出向者と全く労働条件の違う直接雇用者の従業員構成でしたが、分社化15年ほどで250名ほどの全てのバス運転手が直接雇用者となりました。分社化以前は年収1,000万円を超える貸切りバス運転手が存在していましたが、分社化後、需給調整規制の緩和の進行とともに、出向者の賃金制度も大幅に改定するとともに、それまで年間5か月を超えていた一時金も2か月を維持することすら困難な状況となり、大きく人件費の削減が図られてきました。

しかし、貸切りなどの収益の高い事業展開が思うようにいかず、事業存続の困難さは今もなお深まるばかりとなっています。現在、この会社のバス運転手の基本給は20万2,500円であ

り、2割ほどの指導的運転手には4万6,500円の上乗せがあるものの、時間外でようやく350万円ほどの年収となっており、年間休日数も104日のままです。

これらの実態は一つの例ですが、県内の路線バス事業を展開しているバス会社は、おおむねこのような状況となっています。この実態から見て、まさにバス運転手の犠牲の下で路線バスが維持されてきたと言っても過言ではありません。担い手不足の象徴とも言えるバス運転手の育成は、行政が大きく関与しなければ、路線バスの維持はますます困難となってきています。

そこで、交通政策局長に質問します。

1、事業関係者からも大きな期待を寄せられている信州型広域バス路線支援制度については、運行経費の半分に加え、運転手の処遇改善も支援するなどとしていますが、制度の概要や開始時期などを具体的に説明してください。

2、バス運転手の賃金・労働条件の改善は長期的な課題と推測されます。この制度において、運転手の処遇改善加算は魅力ですが、加算額をどう妥当性を持って見積もるのか、実際の賃上げが見込めるのか、ほかの従業員との整合性など、課題は多くあります。それらの課題の解決策を説明してください。

3、冒頭述べた会社の中心的な営業所では、現在、1日のダイヤ数が65に対して12名の運転手が不足しており、休日出勤などで協力し合い、ダイヤを維持しています。企業も県も努力されていますが、安全運行のためにも、より有効な対策でバス運転手をすぐに増やしていくことが求められます。見解を伺います。

知事に伺います。

広域路線だけでなく、各市町村のフィーダー系統バスにも同様の支援が求められます。また、長期にわたって制度の維持が必要です。そして、これらの制度の拡充を図っていかなければ、バス路線は守れません。所見を伺います。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には3点質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、1点目の信州型広域バス路線支援制度の概要や開始時期についてのお尋ねであります。交通体系の中で、広域的な移動軸については、県の主体的な関与の下、維持確保していくべきと考えております。今般新たな支援策として信州型広域バス路線支援制度を創設したところでございます。この制度は、路線見直しを行い最適な交通ネットワークを構築するということを条件に、運行経費の半分に加えまして、サービスの向上や運転手の処遇改善に必要な経費の一部も県が独自に支援することしております。バス事業者の経営基盤を強化し、持続可能な運行を目指すものであります。

バスの事業年度は10月から翌年9月までの1年間となっておりまして、現時点では本年10月から運行を開始している木曽地域のバス路線の一部や長野地域の乗合タクシー牟礼線が当該支援制度の対象となりまして、補助金の交付は来年10月以降を見込んでいるところでございます。

次に、信州型広域バス路線支援制度における処遇改善加算についてのお尋ねであります。

信州型広域バス路線支援制度では、支援単価を算出するに当たりまして、運行経費の2分の1に加え、処遇改善に要する経費を加算することとしております。処遇改善加算は、運行経費のうち人件費について直近2か年分の賃上げ率を反映することとしておりまして、事業者にとっては賃上げを行う動機づけにもなると認識しております。また、この計算に当たりましては、運転手以外も含む全従業員の給与総額を2年前と比較することとしているため、他従業員との整合性についても問題ないものと考えております。

3点目の効果的な運転手確保策についてであります。

県では、乗合バスの運転手不足を解消するため、第二種免許取得経費の支援や運輸業界専門の相談窓口の設置に加えまして、昨年度からは、県外から移住し県内で運転手業務に従事される方に対する移住支援金の支給などの取組を進めてきたところであります。

一方で、昨年度においても乗合バスの運転手は減少しております、さらなる取組が不可欠と認識しております。新たな施策の構築に当たりましては、バス事業者との意見交換等により検討を進めているところであります。事業者からは、移住支援金に加えて住居に対する支援が必要という声や、求人サイト掲載費などの採用活動費に対する支援、また、バス運転手という職業の魅力発信等が必要という御意見を頂戴しているところであります。

バス運転手の確保は喫緊の課題でありますため、こうした事業者の御意見を踏まえて、来年度予算に向け、より効果的な取組を検討してまいります。

以上です。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には、広域路線だけではなく、バス路線の支援制度全体の長期的な維持と拡充を図っていく必要があるのではないかという御質問でございます。

県民の皆様方の移動の足を確保していくためには、御指摘のとおり、広域的な幹線バス路線だけではなく、市町村あるいは事業者の皆さんに頑張って取り組んでいただいております市町村域内の移動手段も重要だというふうに考えております。

このため、県、市町村、事業者等で策定した長野県地域公共交通計画におきましては、通院、通学、観光の移動保証ということを定めさせていただいております。それぞれの責任においてしっかりと取り組んでいこうという方向を確認しているところでございます。

市町村においては、これまで公共交通の確保に鋭意お取組をいただいているところでござ

いますが、今回信州型広域バス路線支援制度を創設することに伴いまして、従来市町村が補助していた路線に県も県費を投入するという形になりますので、地域によっては一定程度財源も生み出されることにつながります。こうした財源も活用していただきたい、ぜひ地域内の移動の確保、利便性の向上に、より積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ただ、それではただの市町村任せという話になりますので、我々県としても、10広域圏ごとに、幹線、支線を含めた最適な交通ネットワークの構築に向けて市町村と一緒に取り組んでいる状況です。専門家の派遣等を通じて市町村の地域公共交通計画等の策定も支援していきたいというふうに思っています。

いずれにしても、この公共交通分野については、今まで利用者が負担する料金で事業が営まれるというのが原則であったわけですけれども、今回の信州型広域バス路線支援制度は、その発想を変えているつもりであります。本来、全国的にもこうした発想の転換をぜひしていただきたいというふうに思っておりますし、何よりも国における公共交通予算があまりにも少な過ぎるというふうに思っております。引き続き国に対してはこの予算の大幅な増額、あるいは発想の転換を強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）信州型広域バス路線支援制度は生まれたばかりで、まだこんなにちっちゃいです。でも、これは県として大きな努力での大きな一歩だと私も実感しております。知事がおっしゃるように、国にもしっかりと、それから市町村にもしっかりと支援制度を設けていただく、このことをやらないと、バス路線はもう守れません。このことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたしたいと思います。

次会は、明3日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時38分延会